

重要文化財 文永寺石室・五輪塔修理工事報告書

昭和六十二年三月

重要文化財 文永寺石室・五輪塔修理工事報告書

重要文化財 文永寺石室・五輪塔保存修理委員会

序 文

石室と五輪塔は二基組合せ一組となり長野県飯田市下久堅南原部落の文永寺門前にある。

石室と五輪塔はともに昭和五年文部省告示第一六一号により国宝に指定されたものであり、五輪塔は我国で一番早く指定を受けた鎌倉期の技法の優れた石造建造物であり、石室については我国で三番目に指定されたものである。

弘安六年（一二八三）の建立以来、雨露にさらされて今日に至ったが、近年石室全体にわたり風化破損が著しく進み、且つ沈下傾斜を生ずるに至り、修理保存につき、文化庁をはじめ、長野県および飯田市の関係者の指導・援助により、今回の修理となったものである。

修理事業費は総額八百八十万円、国・長野県並びに飯田市より補助を受け、昭和六十一年七月着工、工事期間六箇月を要して、解体修理工事が行なわれ、同年十二月滞りなく完了、往時を偲ぶ建物の再現を見るに至った。所有者である寺をはじめ、関係者の喜びこれに過ぎるものはなく、この貴重な石造文化財を永く後世に伝える所信をあらたにするものである。

この報告書は、工事の記録と工事中の調査に基づく各種資料をまとめたもので、この文化財を広く世に紹介すると共に、後世に伝える資料として活用されることを願うものである。

終りに、御指導御助言を寄せられました文化庁・長野県・飯田市その他の関係各位並びに工事の設計監理とこの報告書編集に当たられた財団法人文化財建造物保存技術協会の各位に対して心から謝意を表す。

重要文化財 文永寺石室・五輪塔保存修理委員会

委員長（飯田市教育長） 福島 稔

例言

一、この報告書は文永寺石室・五輪塔保存修理に関する補助事業として編集刊行したものである。

二、編集に当っては今回の工事の概要の他、工事中の調査事項及びこの石造建造物に関する各種参考資料などをまとめた。

三、図面及び写真については、工事中作製又は撮影した多数のうちから、図面については記録保存図（原図は文化庁に提出保管）とその他の説明図を、写真については修理前・後、並びに工事中の記録と各種資料写真の主要なものを掲載することとした。

四、本文、図面共表示寸法は「メートル」によつたが、必要に応じて「尺」を併記した。

五、竣工写真は飯田市・有限会社松沢カメラに委託した。

六、本書の編集及び担当は左記によつた。

保存修理編集担当 財団法人 文化財建造物保存技術協会

本文 第一章、三章の一部分 工事監督 広瀬 沸

本文・図面 工事主任 岸 茂

写真（修理前・工事中） 工事主任 岸 茂

発掘調査編集担当 飯田市教育委員会

本文 第四章 文化係学芸員 小林 正春

佐々木嘉和

調査員 佐合 英治

桜井 弘人

図面・写真



長野県略図

重要文化財 文永寺石室・五輪塔修理工事報告書

目次

第二章 工事内容

第一章 建造物の概要

第一節 工事の経過及び組織

第一節 概説

一 着手に至るまでの経過

一、位置と現状

二 修理概要

二、文永寺石室と五輪塔の基本形成について

三 工事運営

三、指定説明

四 工事関係者

第二節 文化財指定

第二節 実施仕様・工事事務

第三節 規模

一 実施仕様

一 石室

二 工事事務

二 五輪塔

第三節 工事費

第四節 構造形成

一 収入

一 石室

二 支出

二 五輪塔

13

3

3

3

3

3

3

2

2

1

1

1

1

4

4

第二章 調査……………15

第一節 破損状況……………15

一 石室……………15

二 五輪塔……………16

第二節 現状変更……………16

第三節 形式技法……………18

一 石室……………18

二 五輪塔……………19

第四節 類似調査……………20

一 石室……………20

第五節 参考資料……………24

一 石造物……………24

二 古文書……………26

三 金石文……………28

第四章 発掘調査……………30

第一節 調査経過……………30

一 周辺部調査……………30

二 敷石等取りはずし作業……………30

三 下部施設の調査……………30

第二節 調査結果……………31

一 五輪塔・石室の基礎について……………31

二 下部施設……………32

第三節 出土品について……………32

一 常滑焼大形甕……………32

二 副葬品……………33

三 その他の出土品……………34

四 まとめ……………34

写真目次

1	竣工・修理前
15	破損状況
23	解体工事
35	現状変更
39	組立工事
57	類似調査(石室類)
62	資料
74	発掘

挿図目次

第一図	土台石・敷石不同沈下	7
第二図	石室傾斜	7
第三図	基礎配筋図	8
第四図	基礎平面図	9
第五図	基礎断面図	9
第六図	鍍補強図	11
第七図	石室破損図	15
第八図	敷石	17
第九図	平面図	17
第一〇図	敷石	18
第一二図	土台石・屋根石の軸摺穴痕跡	19

図面目次

第一二図	仏隆寺石室平面図	21
第一三図	十輪院石仏龕平面図	21
第一四図	岩船寺石室平面図	22
第一五図	守福寺宝殿平面図	22
第一六図	守福寺宝殿断面図	22
第一七図	土台石・敷石等平面分布図、南北方向断面図	36
第一八図	下部施設	37
第一九図	下部施設常滑焼甕及び内部出土遺物	38
第二〇図	下部施設内部出土銭貨	39
第一図	竣工 平面図(石室・五輪塔)	
第二図	修理前 平面図(石室・五輪塔)	
第三図	竣工 正面図(石室・五輪塔)	
第四図	竣工 側面図(石室)	
第五図	竣工 断面図(石室・五輪塔)	
第六図	修理前 断面図(石室・五輪塔)	
第七図	竣工 立面図(五輪塔)	

第一章 建造物の概要

第一節 概 説

一、位置と現状

文永寺の所在する飯田市は長野県の南部に位置し、舟下りで有名な天竜川が流れている。市内には文永寺の他に旧小笠原家書院、開善寺山門が重要文化財に指定されている。

文永寺は飯田市の東南、天竜川の左岸の台地上にある。開創は文永元年（一一六四）伊奈の地頭知久信貞を檀那とし、開山は隆毫あるいは龍亮と伝える（注一）。京都醍醐寺理性院に属し、創立以来本寺との交流を通じて朝廷の信頼も厚く、勅願寺として隆昌し、文明年中には本堂、阿弥陀堂、塔など主要伽藍のほか多数の坊を擁して繁栄した（注二）。

天文二十三年（一一五四）、武田信玄上洛の際兵火に遭って一山悉く焼亡し、元亀三年（一五七二）再興されたが（注三）、武田氏滅亡後は次第に衰微し、寛永十年（一六三三）伽藍を現在地に移したと伝える（注四）。現在の建物の多くは享保四年から十六年（一七一九―一二）頃の再興になるものとみられる（注五）。

石室は寺の西北の飛地境内にあって南面し、切妻造平入の石室内に五輪塔を安置する。造立年代は屋根石下面の刻銘から弘安六年（一八二五）、神敦幸によって造立されたことが知られる（注六）。五輪塔も形式手法からみて石室と同時期の作と見做される。造立後の沿革については明らかでない。

（注一） 寺の由緒を伝える記録として寺蔵文書に『文永寺略縁起』、『文永寺開起之由来』の二つがある。前者は十九代住職龍善（寛政七―文政八）の誌したもの、後者は年代不詳であるが江戸時代後期の作とみられる。『略縁起』によれば、龜山天皇の勅使を受けて年号を以って寺号を賜ったとあり、『開起之由来』では文永年間、理性院の弟子龍亮を開山に迎えたとしている。なお、創立についての記載は両者で異なるが、その後の沿革についてはほぼ同一内容である。

（注二） 寺蔵文書に文明七年に行われた灌頂会の状況を記した『結縁灌頂雜記』（天正十三年写）があり、その記載及び『三昧耶戒道揚指図』によって、当時本堂、阿弥陀堂、塔、鐘樓等のほか密乗院と称する住房のあったことが知られる。

また、天正十五年の検地帳に文永寺十二坊の名と石高がみられる。

（注三） 天文焼失後、その再興を促す武田信玄に対する正親町天皇の綸旨（弘治四年）

武田信玄の再興のための寄進状（元亀三年）（いずれも文永寺所蔵）等によって経緯が分かる。

（注四） 『文永寺由来誌』（大正三年写、宮川和健氏蔵）に第十二世観円の代、寛永十年に上の寺地より伽藍を残らず移したという記載がある。

（注五） 『略縁起』『開起之由来』に十五世英俊代に寺を中興し、護摩堂、客殿、如来之本堂、勅使門を建直した旨の記載がある。

（注六） 屋根石裏面に下記のとおり刻銘がある。

この寺の檀那、知久氏の出自は神氏系と云われ、	弘安六年
開基である信貞は伴野庄知久郷（現在の飯田市、豊	关末十二
丘村、喬木村の一部）の地頭で、神ノ峯城主。鎌倉	月二十九日
幕府の御家人で、正嘉二年正月の御始に射手を勤	神敦幸造
めたことが『吾妻鏡』にみえる。神敦幸は信貞の息	南部石工
子である。	十二歳
	菅原行長

二、文永寺石室と五輪塔の基本形成について

石造美術の権威者である川勝政太郎博士、石田茂作先生の資料によっても窺えるよう我国の石造建築は平安以降のものが残されて、江戸時代に至る範囲内

の優れたものを文化財指定の対象とされて現存する石室の最古のものは前記の如く平安時代建立の仏隆寺石室であるが建立年代は不明である。次が弘安六年(一、一八三)建立銘のある長野県飯田市に在る当文永寺石室である。また五輪塔は中国の唐代にあつても、我が国平安時代初頭においても、全く造立の実例がなく、平安末、我が国密教に於いて創始された塔形であり、下より方・円・三角・半月・團形の五輪図が成り、これを地・水・火・風・空の五大を現わすものと研究整理されて明治三十年頃より関野貞博士、明治三十九年より天沼俊一博士、その他の学者によつて全国の石造物調査がなされ、五輪塔においては、保安三年(一、一二二)の銘ある京都・法勝寺出土の瓦文五輪塔で地輪にあるべき文字が水輪にあり、平安以前のもは、これ一つを知るのみで伴別しがたいがこの頃では五輪図形とは関係がなかつたと思われる。それから四十七年後の仁安四年(一、一六九)に当り、岩手県中尊寺の釈尊院石造五輪塔に致つてはじめて各輪に四門の梵字(種子)があることが注目されている。これに続き平安期のものが五基(釈尊院を含む)。鎌倉のものが三十六基、室町七基、桃山一基、江戸一基が指定物件となつていて、文永寺五輪塔は鎌倉期の石造五輪塔中全国では最古のもので、石室内に安置されていて風雨に露されたことなく鎌倉期の典型的美しい形態を保守して来ていて貴重なもので五輪塔としては全国で第一番に指定を受けたものである。

以下五輪塔には梵字(種子)の刻ざまれていないものもあるが、刻まれておるのが普通で塔には所謂五輪塔四方門の種子を刻んでいる。この種子である梵字を例挙すると次の通りである。

東方発心門 発心門||東方 曙等の思想で所謂立志で葉師如来の道。
 南方修行門 修行門||南方 日中等の考え方で所謂不息に働く世界で宝生如来の道。



西方菩提門



菩提門||西方 暮方の思想、回顧、慕いの世界で阿弥陀如来の道。

北方涅槃門



涅槃門||北方 真夜中の考え方で党の世界、釈迦如来の道。

空風火水地

右の如く文永寺五輪塔の建立は弘安六年であり、東南を間違えてか、意識してか(注一)南面(正面)に東方発心門の梵字が書かれており、西方に南方修行門、北方(裏面)に西方菩提門、東方に北方涅槃門と方位を一小間変えて右記のような種子が刻み込まれて五輪塔形式を整えている。

(注一) 昭和五十六年修補報告書による大分県野津町五輪塔(鎌倉)も南面建、この面に東方発心門の梵字が刻み込まれて、当文永寺と同様の状態である。

右のことから塔は作製時四面に、四方門の種子を刻み塔自体の形体を整えておいて現地建立時は敷地の関係で、東、西、南、北には拘わらず、正面に位した処へ東方発心門を向けているのか、この点不明、今後の研究課題として調査を要する。

三、指定説明

間口五尺一寸、奥行四尺九寸、高六尺ノ石室内ニ、高四尺ノ五輪塔ヲ安置セル者ニシテ、石室屋蓋ノ下面ニ刻マレタル銘文ニヨレバ、弘安六年癸未十二月二十九日、神敦幸が南都石工菅原行長ヲシテ作ラシメシモノデアル、五輪塔ハ風雨ニ暴露サレシコトナキヲ以テ、保存尤モ良ク、形態完好ニシテ年代モ正確ナルノミナラズ、此カ、ル石室ヲ有セルハ珍ラシキ例デアル

第二節 文化財指定

指定年月日

昭和五年五月二十三日

文部省告示 第一六一号

名称	員数	構造及形式	所有者	所有者の所在	所在の場所
文永寺 石室 五輪塔	一基	石造切妻造	文永寺	長野県飯田市	長野県飯田市
一基	石造五輪塔			下久堅戊一二四二	下久堅戊一二四五―三

第三節 規 模

一、石 室

桁 行	石壁間真々	一・二八九 m
梁 間	正面土台石・石壁間真々	一・二〇〇 m
軒の出	正面側 石壁外面より屋根板石外下角まで 背面側 石壁外面より屋根板石外下角まで	〇・二四二 m 〇・一〇八 m
軒 高	土台石上端より屋根板石外下角まで	一・二〇〇 m
棟 高	土台石上端より棟頂上まで	一・七五五 m
平面積	石壁内側面積	一・一六〇五㎡
軒面積	屋根板石外下角内側面積	三・二二七一㎡
屋根面積	平葺面積	三・二三四七㎡
二、五 輪 塔		
地 輪	一辺(正面)	〇・四三〇 m
	高さ	〇・二七六 m
水 輪	直径	〇・三九四 m

第四節 構 造 形 式

一、石 室

石造、矩形平面、切妻造り平入り。長石質花崗岩、ノミ切り仕上げ、壁石積上げて屋根乗せ置き、前面開放。南面建。
床石の四周に土台石を廻し、正面開放、両側、背面と三面を平加工大石二枚をもって目違積の壁石積とし、平加工屋根石、正・背面二枚を棟にて突き合せ置き。この上に両勾配付一本造り棟石を置く。
内部床は全面一枚造りの床石とし、五輪塔をこの上に置き五輪塔下前寄りに地輪に接し納骨のため約一・五cmの石蓋付穴があいており、この下部に納骨壺が埋納されている。正面側屋根石裏面に弘安六年癸未の刻銘がある。

二、五 輪 塔

長石質花崗岩、組上げ式、下より地・水・火・風・空輪より成る。風・空輪のみ一石で、地・水・火輪は別石。水輪の上・下端に太杓造り出し。風・空輪

火 輪	高さ	〇・二九一 m
	一辺(笠石正面)	〇・四〇九 m
風 輪	高さ	〇・二六七 m
	直径	〇・二八八 m
空 輪	高さ	〇・一二七 m
	直径	〇・二五八 m
総 高	石室床石上端より空輪頂上まで	一・一六七 m

は一石で下端に太柄造り出し、地輪を石室床石中央に据置き、各輪組上げる。各輪四面に梵字薬研彫りあり。

第二章 工事内容

第一節 工事の経過及び組織

一、着手に至るまでの経過

石室、五輪塔は弘安六年以来七百年を経過し、指定される以前より不同沈下、壁石の傾斜等が見られた。昭和五四年八月に大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震防災強化地域指定を受け、その後事業計画書を提出、昭和六一年三月一二日に文化庁より調査官が視察、緊急に保護対策を行う必要性が生じた。これにより昭和六一年三月一七日に設計を財団法人文化財建造物保存技術協会に委託し、基本設計書を作成し補助金交付申請書を取りまとめて国・県・市に提出し、昭和六一年七月一日より工事を開始した。

二、修理概要

解体修理

解体調査の結果破損箇所並びに改変事項も判明したので現状変更許可申請書を文化庁に提出し、昭和六一年一月一日付をもって許可を得た。

その概要は左記の通りである。

石室 地下遺構保存のため周囲にコンクリート布基礎、同スラズを打設して

遺構を保護。これにより石室を約四十cm地上した。

五輪塔 痕跡により約十三cm後退させ、このために現われた床石上端の納骨の

ための穴に石蓋をかぶせた。

その他石材表面の劣化を防ぐため全面に防水剤吹付け、折損部はステンレス鋼で補強接着した。

三、工事運営

工事実施に当っては、補助金等予算執行の適正と的確を計るため、重要文化財文永寺石室・五輪塔保存修理工事委員会を組織し、長野県文化課並びに飯田市教育委員会の指導を受けて、文永寺事務所において執務を行った。設計監理は財団法人文化財建造物保存技術協会に委託し、工事は指名競争入札による請負工事として実施した。

協会は設計監理事務所を工事現場に開設し、技術職員が常駐して設計監理の業務に当り、工事監督は必要に応じて現場に臨みそれらの総括指導に当った。

なお現状変更及び石材補修については随時文化庁建造物課係官並びに東京国立文化財研究所技官の御来場を得て技術指導を受けた。

四、工事関係者

長野県教育委員会

教育長

村山 正

文化課長

宮下 哲

文化課長補佐

村沢 文一

文化課長補佐兼文化財保護係長

小林 静男

文化課文化財保護係主任

石坂 秀雄

飯田市教育委員会

教育長

教育次長

社会教育課長

社会教育課文化係長

社会教育課文化係学芸員

重要文化財文永寺石室・五輪塔保存修理工事委員会

委員長

副委員長

副委員長

委員

委員

委員

委員

事務局長

事務局

事務局

事務局

所有者

設計監理者 財団法人文化財建造物保存技術協会

理事長

工事監督

工事主任

発掘調査

飯田市社会教育課文化係学芸員

福島 稔

唐沢 弘人

塩沢 正司

池田 明人

小林 正春

福島 稔

大沢 和夫

青島 政人

山下 舜平

唐沢 弘人

橋爪 喜六

橋爪 今雄

岩堀 俊道

塩沢 正司

池田 明人

小林 正春

吉川 豊

新井 悦道

有光 次郎

広瀬 沸

岸 茂

小林 正春

工事請負者 平和工業株式会社 飯田市下久堅甲

調査員

佐々木嘉和・佐合英治・桜井弘人

代表取締役

木下 雅美

常務取締役

木下 貞広

五、工事工程表

区分	期間	昭和61年度									備考		
		7	8	9	10	11	12	1	2	3			
工事 事務	着手準備	▲											
	調書作成		▲										
	記録作成			▲									
	竣工図調整				▲								
	報告書編集					▲							
	報告書印刷製本						▲						
本 工 事 負	仮設工事			▲									
	調査工事			▲									
	解体工事			▲									
	基礎工事				▲								
	補修組積工事					▲							
	雑工事						▲						
附帯 工事	請負				▲								
							▲						

第二節 実施仕様・工事事務

一、実施仕様

A、通則

① 総則

この仕様書は概要を示すものであって、記載外の事項又は疑問を生じた場合はすべて監督者の指示に従い施工した。なお実施に当っては更に詳細な仕様を定めて施工した。

② 材料検収

一切の材料はすべて係員が検査を行い、合格したものを使用した。

③ 施工図・現寸図型板

施工図は現場指示の都度、保護柵の格子割り付けは現寸図を起した。

④ 基準尺度

スチールテープにより目盛を施した長さ三・六mの桧製間杖を作成し、全工事を通じての基準尺度とした。

⑤ 材料保管

使用する材料で係員の検査に合格したものは、すべて良好な状態で保管し、湿気・盗難・火災に対し充分な対策を講じた。

B、仮設工事

① 計画

道路を挟んで石室東方の畑地を借用し、工作小屋、石材保存場を設け近くの寺地休耕田内に監理事務所、便所の各仮設物を建設した。調査用足代は脚立足代とし、境界柵はロープ張りとした。

② 構造

イ、調査用足代は、高さ二・一m、歩み板は足場板用合板(規格品)二枚敷とし、工作小屋は単管組み、石材保存場は山土敷きとした。
ロ、事務所は軽量鉄骨組立ハウスとし、便所は簡易組立式とした。

③ 材料

イ、脚立足代、工作小屋、水盛遺形、境界柵等に使用した材料は左記を標準とした。

単管 外径四八・六mm、肉厚二・四mm、長さ適宜、JIS規格品

附属品 ベース、クランプ、ジョイントなど右記の附属品。

歩み板 巾二四cm、厚二・八cm、長四mの足場用合板(規格品)。

養生シート ナイロン製、防炎加工、第II類。

木材 杉一等。

その他 ナイロンロープ(径一〇mm)、釘、山土等。

ロ、事務所及び便所は左記を標準とした。

平屋建組立ハウスとし、JIS規格に合格した形鋼によって構成されたもので見本によって監督者の承認を受けたものを使用した。

④ 脚立足代

石室の南・北面に足代を設け、調査用並びに施工補助足代とした。高一・一mの脚立を三m間に配り、足場板をグリッパで緊結した。

⑤ 水盛遺形

柵外に丸太杭打の遺形を設けた。杭は地中に堅固に打ち込み、頭はいすか切りとし、鉋掛けした水貫を監督者の指示によって指定高さに釘止めとした。

⑥ 工作小屋・石材保存場

規模は四m×五m。単管組み、四周を防炎シート囲い、屋根垂鉛引波形鉄板葺、床は山土敷とし、飼木を適宜設けた。道路側にも同様山土敷の石材

保存場を設けた。

⑦ 便 所

組立式とし、基礎は丸太杭打ち、便器は大小兼用とした。

⑧ 監理事務所

丸太木杭基礎、内部に天井及び間仕切を設けた他、製図台、棚等を設けた。

⑨ 境界柵

周囲保護柵の正・背面及び東面の三方と、工作小屋・石材保存場に境界柵を設けた。丸太杭（高一・五m）を二m内外に打ち、杭上方にロープ張りとした。

⑩ 諸設備

イ、監理事務所に左記の諸設備を設けた。

電 話 一般事務所用。

照明設備 総合盤、電灯四灯、コンセント二箇、スイッチ一箇

給排水設備 給水管（径一三mm、塩ビ）、水道メーター、流シ、一口ガ

スコンロ

口、工作小屋には二口コンセント一箇を設けた。

電話は石室東北方の電話柱より架空線により、電気は石室北方三mの電柱より架空線により、水道は公営水道を利用し、同北方隣家南庭内より露出配管とし、下水は監理事務所建設地横の農業用水路に排水した。

⑪ 危害防止

工事実施に当り、法規上必要な危害防止及び衛生上のことに関して適切な施設を設け、かつ防火対策を行った。

C 調査工事

① 実 測

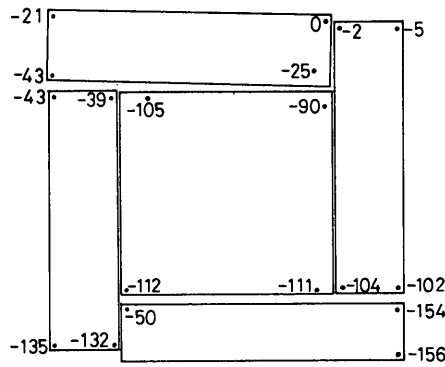
各部寸法を実測し、不同沈下、傾斜等を記録した。

② 石材破損調査

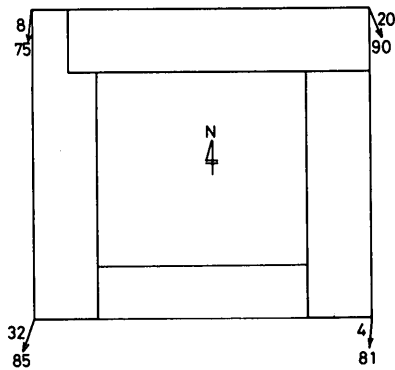
石材の亀裂部を全て記録し、表面の劣化状態の要所は突針で計り、解体時の添板補強位置、養生材の飼込み法、グリッパーの挟む位置の決定をした。解体終了後には、石材の破損度を再確認し、風化部補足石材規格等を調査し実施工法の詳細を決定した。

③ 痕跡調査

石室正面の土台石上端と屋根石下端の結界装置と床石上端の地輪痕を調査した。



第1図 土台石・敷石不同沈下



第2図 石室傾斜

D、発掘調査

① 計画

周囲保護柵内を範囲とし、文化庁に発掘届を提出し、地盤状態、基礎、地業の工法、地下遺構、旧地表の確認をするため発掘調査を行った。

③ 発掘工法

最初に十字にトレンチを入れ、土層の断面状態を確認したのち三・五m四方の柵内を深さ四〇cm総掘り。この時点で骨蔵器を発見し、骨蔵器周囲の石組の深さを調べるため、南北方向に深さ九〇cmのトレンチを入れた。

E 解体工事

① 養生

写真撮影、実測、諸調査を行った後、亀裂の入った屋根石はバタ角で養生し、ビニールテープを用いて番付札を付した。

③ 解体

棟石一本、屋根石二枚、壁石六枚、土台石四本、敷石一枚を順序よく、グリッパー及びびナイロンバンドにて吊り卸した。バンド吊の時は石材角部にし形の硬質ゴムパットをあてた。吊り卸しはクレーン車を用いた。

③ 格納

解体した石材は再用・繕いに区分し、同種材毎に整理して損傷がないよう養生して格納した。

F 基礎工事（石室）

① 計画

地下遺構保存のため遺構周囲にコンクリート布基礎で保護し、さらにコンクリート布基礎上にコンクリートスラブで蓋をし、この上に石室を組上げた。

② 地業

イ、材料

栗石 五〇〜一五〇mm 碎石

目潰し砂利 五〜四〇mm 碎石

コンクリート Fc二〇kg/m³ スランプ一八cm

鉄筋 SD三〇A―D一三・一〇mm

ロ 工法

根切りの後、地均しを行い割栗石を巾三〇cm、厚一五cmに小羽立とし、目潰し砂利を飼込み、蛸で充分搗き固め、その上に厚六cmの捨コンを打つ。布基礎・スラブ共工場製作。布基礎は周囲に仮枠を組み主筋を上・下、中央に補助筋を入れ、

スターラップ二〇

cm間隔に配る。ス

ラブはタテ・ヨコ

十五cm間隔にダブ

ル配筋し、中央前

寄りに一八cm角の

孔を明け周囲に斜

筋をダブルに配筋

し、生コンクリー

トを流し込み養生

を施し二週間放置

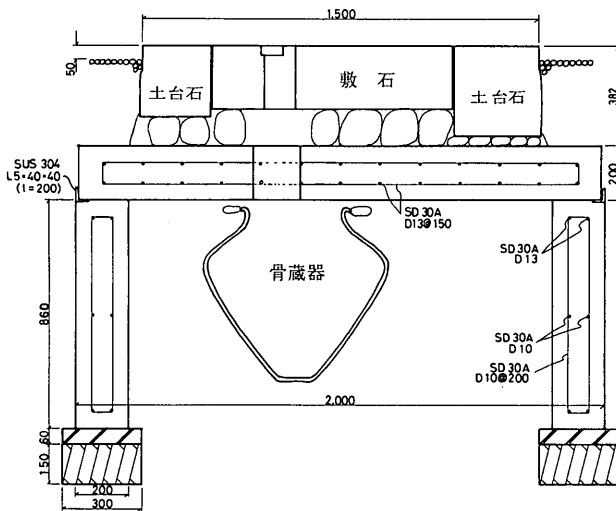
した。仮枠を取外

した布基礎とスラ

ブは現場へ所定の

位置、高さに据え

た。



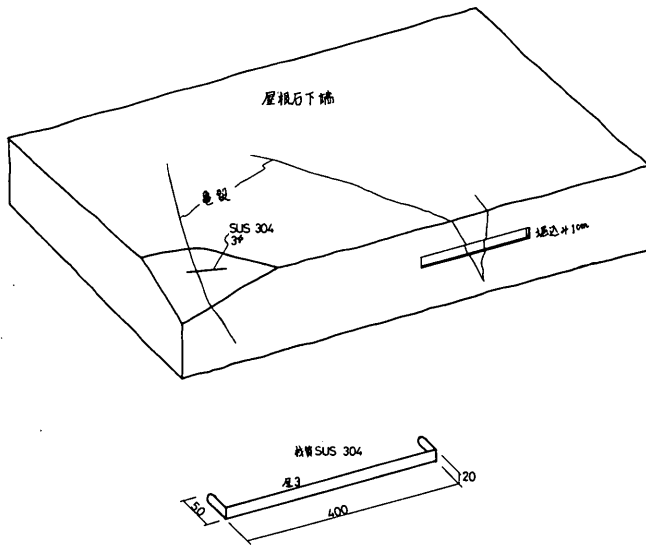
第3図 基礎配筋図

く混練し、「無添加樹脂」を作成し、次に「無添加樹脂」をかく押しながらB
 ○○二を徐々に注ぎ込む。この樹脂にさらに用途によりガラスマイクロバル
 ーンを適量配合した。

⑤ 施工

クリーニングを行い接着前に石材全表面に防水剤SS一〇一を散布し、特に
 亀裂部には充分流し込み表面に湧き出るよう注入し、溢れ出たSS一〇一が石
 材凹部に溜った時は「トルエン」で拭き取った（拭き取らないと乾燥後光沢
 が出来てしまう）。

亀裂部の補強はステンレス鋼錠を石材に掘り込み、掘り込み部に前記接着
 剤（充填用）を充填した。



第6図 錠補強図

接合面にステンレス筋を入れる孔を二箇所づつ明け、片方の孔に充填用接
 着剤を充填し、ステンレス筋を入れて乾燥させ、樹脂硬化後、塗布用接着剤
 をワイヤーブラシで塗布し（表面を濡らす）、次に接着用接着剤を両面に盛り
 付けて圧接した。

擬石調合は前記接着剤（塗布用）を屋根石凹部に充填し、石片・石粒を埋
 め込み乾燥後、ノミ仕上げを行い周囲との調和を行った。

⑥ 組積

石室 コンクリートスラブの上に栗石を飼い込み、生コンで根巻き、旧

位置に不陸傾斜のないよう床石・土台石を上端水平に据え付けた。

壁石は空積みとし、同頂部で再度水平をとり、屋根石・棟石を据え
 付けた。

五輪塔 石室組積後、石室床石面の旧位置に据えた。

H 雑工事

① 修理銘板

厚二・五mm×巾二〇cm×長四九cmの銅板に文字を陰刻し、防錆塗を施した
 後、石室内後壁に立掛けた。

② 跡片付・清掃

諸工事了後仮設物を撤去し、工事区域の整地・清掃を行い、借用地の山
 土敷を撤去清掃し、旧状に復旧した。

I 附帯工事

① 種類

周囲保護柵復旧、基礎石花崗岩三段積み。

② 設置理由

石室周囲には現在危害防止の保護柵があるが、設置後の経年による腐蝕で
 鉄柵は取り替えを要する時期となってきた。今回の工事に支障するため一時

取外すので、これを機会に取替えた。

③ 材 料

ステンレス鋼	SUS二〇四つや消	柱	四六mm×四六mm×一・五mm
		枠	三〇mm×三〇mm×三mm
		丸棒	径九mm
		帯鋼	二五mm×六mm

基礎 石 花崗岩(支給品)

コンクリート Fc二一〇kg/cm²

栗 石 五〇mm～一五〇mm

④ 工 法

巾四〇cmに所定の深さまで根切り後、栗石を巾四〇cm×厚一五cmに敷き、ランマー搗き固め後、捨コンを厚六cm打ち込み基礎石を敷設した。柵はステンレス品を加工して組み立て、基礎石の四隅に穴を穿ち、柱を差し込んだ。扉は両開き扉錠付とし、石室正面に正対させて設置した。なお、柵内に一旦取外した砂利は石材保存場内に袋詰めにして保管、盛土後元通りに敷均した。

二、工 事 事 務

A 工事運営の基準

文化財保護法・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施工令・文部省令・文化庁規則・飯田市工事請負契約等を参照して事業を運営した。

B 工事組織

重要文化財文永寺石室・五輪塔保存修理工事委員会を組織し、設計監理は財団法人文化建造物保存技術協会に委託し、工事は請負工事として実施した。

C 着 手

昭和六一年七月一日に着手し、着工届を文化庁に提出した。

D 着工準備

① 工事区域を設定し、就業規則、その他の工事に必要な規則を作成して実施した。

② 工事工程とこれに関連する支払い計画を作成して実施した。

E 帳 簿

現金出納簿・予算差引簿・工事工程表・工事日誌その他を備え、詳細かつ正確に記入した。

F 記録作成

① 調 書

破損・仕様・痕跡資料・構成部材の調書を作成した。

② 図 面

修理前・後、その他施工図・詳細図を作成した。修理前・後の図面は二枚とし、図面はケント紙に製図し、墨入れ仕上げとした(タテ六八cm、ヨコ九八・五cm、紙辺より枠内線まで四・五cm入り巾二・五mmのタテ・ヨコ枠を組む)。

③ 写真撮影

修理前・後及び工事中に必要な記録写真を撮影した(修理後はカビネ判、修理前及び工事中はライカ判)。

G 工程報告

工事の進行状況は、定められた書式による工程月報及び工事監督報告を作成し、前者は写真添付のうえ翌月五日以内に、後者は臨場の都度文化庁に提出した。

H 現状変更

旧規の判明したもの及びその他の事由により現状の変更は、要旨・説明・図

事務経費	設計監理費	委託料	設計料及び監理料	諸経費	周囲保護柵 鉄製保護柵取外し ステンレス柵復旧 砂利敷撤去復旧	工事請負費	附帯工事費	諸搬場管理費	雑修理工事 跡修理 片付・清掃	普通作業員	補修・組積工事 その他補修材	基礎工事 コンクリート基礎切	器具損料 普通作業員
	一式			一式	一六m 一六m 一〇m			一式 一式	一枚 六八m	一人 二人 一人	〇・二m 一式 一式	三・五m 一式	一式 一人 一人
					三、〇〇〇円 六八、七五〇円 二、〇五〇円				五四四円強		二〇〇、〇〇〇円	五、七四〇円	一八、八〇〇円 一〇、一〇〇円
一、七三五、〇〇〇円	二、四五五、〇〇〇円	二、四五五、〇〇〇円	二、四五五、〇〇〇円	二二二、五〇〇円 二二二、五〇〇円	一、一六八、五〇〇円 四八、〇〇〇円 一、〇〇〇円 二〇、五〇〇円	一、四〇〇、〇〇〇円	一、四〇〇、〇〇〇円	四九二、九二〇円 二二七、九二〇円 二六五、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円 六三、〇〇〇円 三七、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円 四一三、六〇〇円	八一五、七三〇円 二二、〇〇〇円 九六、六五〇円 一七四、四八〇円	二〇〇、九一〇円	三五、〇〇〇円 一八八、〇〇〇円 一五一、五〇〇円

事務費	旅費	普通旅費	特別旅費	需用費	消耗品費	文具・簿冊類	写真・製図用品類	印刷製本費	書寫複製書費	修理工事報告書	光熱水油費	役務費	通信運搬代費	手収入印紙料	委託料	写真撮影料	借料及び損料	事務用家具・器具
		一式	一式			六月 六月 六月	六月 六月 六月	一式 一式	一式 一式	三〇〇部	二缶		六月	一式		一〇カット		四月
						六、三三二円弱 七、三七二円弱 四、九〇八円弱	四、九〇八円弱	三、四五〇円	一、〇六〇円				四、七七五円弱		八、〇〇〇円		一五、〇〇〇円	
一、七三五、〇〇〇円	一四〇、一七〇円	七九、九七〇円	六〇、二〇〇円	一、四二四、一八二円	一一三、四〇五円	三七、九九〇円 四四、二三〇円 二九、四四五円	一、七四〇円	一、三〇八、六五七円 一五六、九二八円 一一六、七二九円	二、一一二〇円 二、一一二〇円	三〇、六四八円	二八、六四八円 二八、六四八円	二、〇〇〇円 二、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円

第三章 調査

第一節 破損状況

一、石室

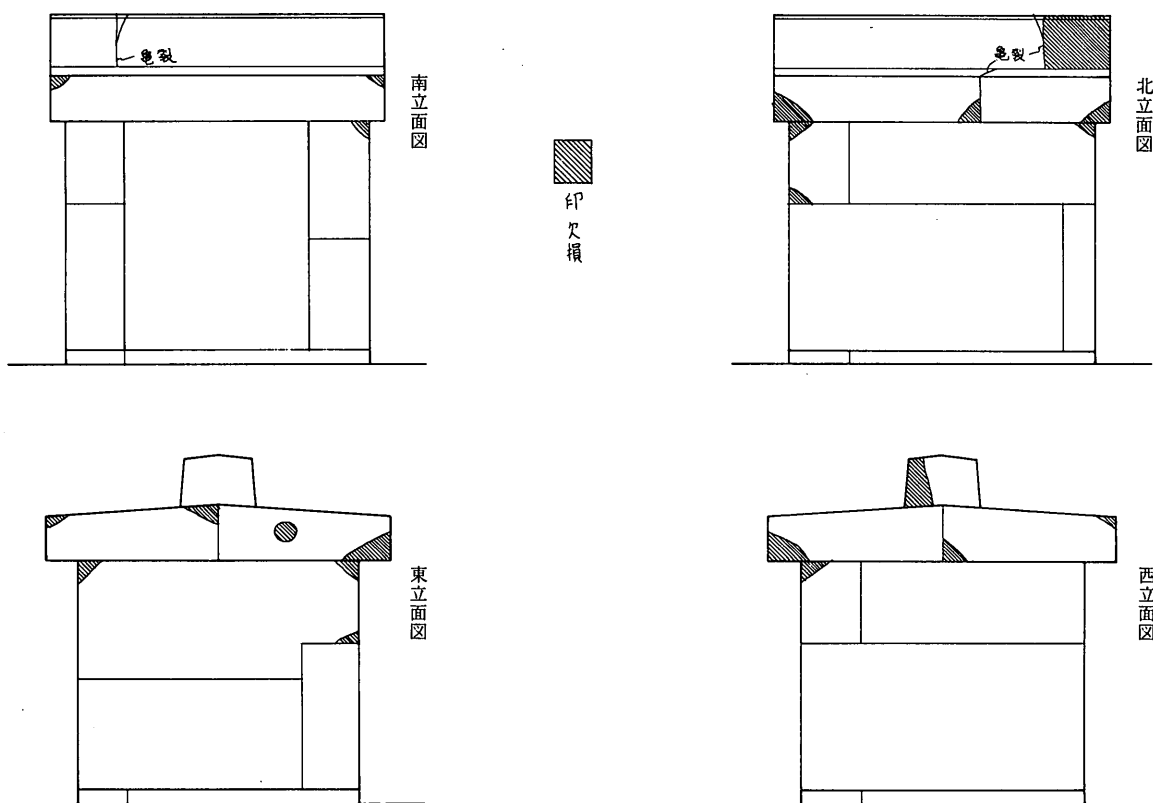
軟弱地盤のため正面が約一三cm沈下し、これに伴い土台石・壁石のゆるみ、屋根石の沁り出しがみられた。地盤は表面が厚さ約一〇cmの盛土、この下約一mが泥層、さらにこの下は礫層となっていた。泥層は地耐力があまりない上に周囲が水田であるために夏期は地下水位が上昇し、泥層の中間位まで水位が上っていた。

石材表面は経年による風化、カビの発生、後方（北面）屋根石上端に苔が密生、隅部欠失、屋根石・棟石の欠折があった。

土台石は正面と背面が外方に四cm程づれ、正面土台石は右端が壁石の荷重が掛り左端が跳ね上り、また上端は子供達の遊びの悪戯による摺鉢状の窪みが多数みられた。正面土台石を除く三方の土台石は平均に正面寄りに下がっていた。左側（西面）北寄り上端に亀裂が入っていた。

中央敷石は右下（東南）から左上（西北）斜めに向って亀裂が、また正面見付に半円の亀裂が入っていた。

壁石は全般に隅部の欠失が目立った。土台石の沈下に伴い壁石も全体に正面に傾斜し石の合羽は口があいていた。また内外共表面はカビが発生し、背面壁石の外部は苔が生えていた。



第7図 石室破損図

屋根石は水垂れ勾配も少なく凍害の被害が多くみられ、上端の凹及び層状剝離、また凹部に雨水が溜まることにより苔の密生がみられた。正面(南面)屋根石は下端中央手前より右後方に向って厚みの半分位に亀裂が入っていた。背面(北面)屋根石は中央で南北に二つに割れていた。また表面全体が風化による剝落が目立ち、特に正面屋根石下端の刻銘文は外部に近い方が判読しにくい状態になっていた。

棟石は向って左端(西端)より約四〇cm東の位置で欠損し、折れた短い方の背面側が欠失していた。

二、五輪塔

五輪塔は石室内部に安置してあるため比較的保存良好であるが、外部に面する正面(南面)側が石室に比べると少ないがやや風化している。

五輪塔は石室の敷石の上に載せており、この敷石へは石室壁石の荷重がかからないよう独立しており、石室の不同沈下が正面で約一三cm下っていたにも拘らず敷石は略水平であったため五輪塔への被害はなかった。ただし火輪笠出隅に欠失箇所があった。空輪頂部は欠損していたが、これは故意によるものとみられる。石室天井高さは一・二mあり、五輪塔総高は一・一六七mあって風輪下端の太柄成イが約四cmで、これを組み立てる際に風輪下端の太柄分だけ上げなくては火輪上端の太柄穴に納まらないことになって、現状の空輪頂部が欠失した状態で辛うじて納まることになる。

空輪頂部の欠失した寸法が判明出来ないが、推定で少なくとも二〜三cmは高くなると思われる。石室に納めようとした時、風・空輪を石室内で組み立てようとした時に空輪の頂部が石室の天井に当たってしまい納まる事が出来なかったたので、やむを得ず空輪の頂部を欠き落して納めたものと想像できる。

第二節 現状変更

今回の修理を機に後世の変更箇所を旧規に復することとし、次に記す現状変更許可申請書を文化庁に提出し、許可を得て施工した。

一、石室

約四〇センチメートル地上げた。

石室は四周に土台石を廻し、その内部に一枚石の床石を置き、正面(南)を除く三方を石壁で囲い切妻形の板石をのせ棟石を上げる。床石には中央やや前寄りに四角の孔を穿ち、この直下に骨蔵器を納めていることが解体の結果判明した(注一)。土台石・床石下は地業が施されず、かつ地盤が軟弱であるため全体に沈下し(注二)、このため骨蔵器上半部が破損していた。骨蔵器、納入品は修理後も原位置に納めることから、組立にあたって石室を約四〇センチメートル地上げた。

骨蔵器は一旦取り出し、破損部を接着修理して原位置に復した。このため石室の荷重が直接骨蔵器にかからぬよう、周囲に布基礎を廻してコンクリートスラブを作つて石室を支持することとした。

二、五輪塔

約一三センチメートル後方に移動させた。

五輪塔も石室と同じく花崗岩製で、四方に種子を刻む。現在は石室の中央に安置され、石室床石の孔は地輪の下に隠れる。床石の孔には前半に石蓋を嵌めたとみられる腰掛があることや(注三)、床石表面には現在の五輪塔中心より一三センチメートル後方に心墨が縦横に残っており、この心墨に対応する地輪の据え付痕も僅かながら検出されることから(注四)、五輪塔は石室床石孔の石蓋の後方に位置していたと推定されるので、約一三センチメー

トル後方の旧位置に戻して石蓋をあらわした。

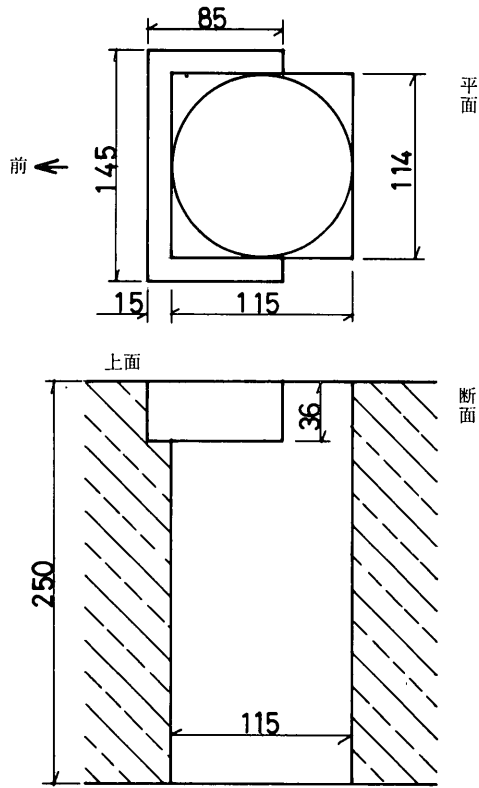
(注一) 床下真下に深さ〇・六五メートル、最大径〇・六九七メートルの常滑焼の骨

蔵器が納められ、中には人骨が六分目程入れられ、その他宋銭二七枚、古瀬戸鉄釉小壺、土師器小皿、鉄片三、小玉二箇が混入していた。人骨は複数のもの。宋鉄は一―一二世紀初めのものである。小壺は一五世紀頃のものとして推定される。

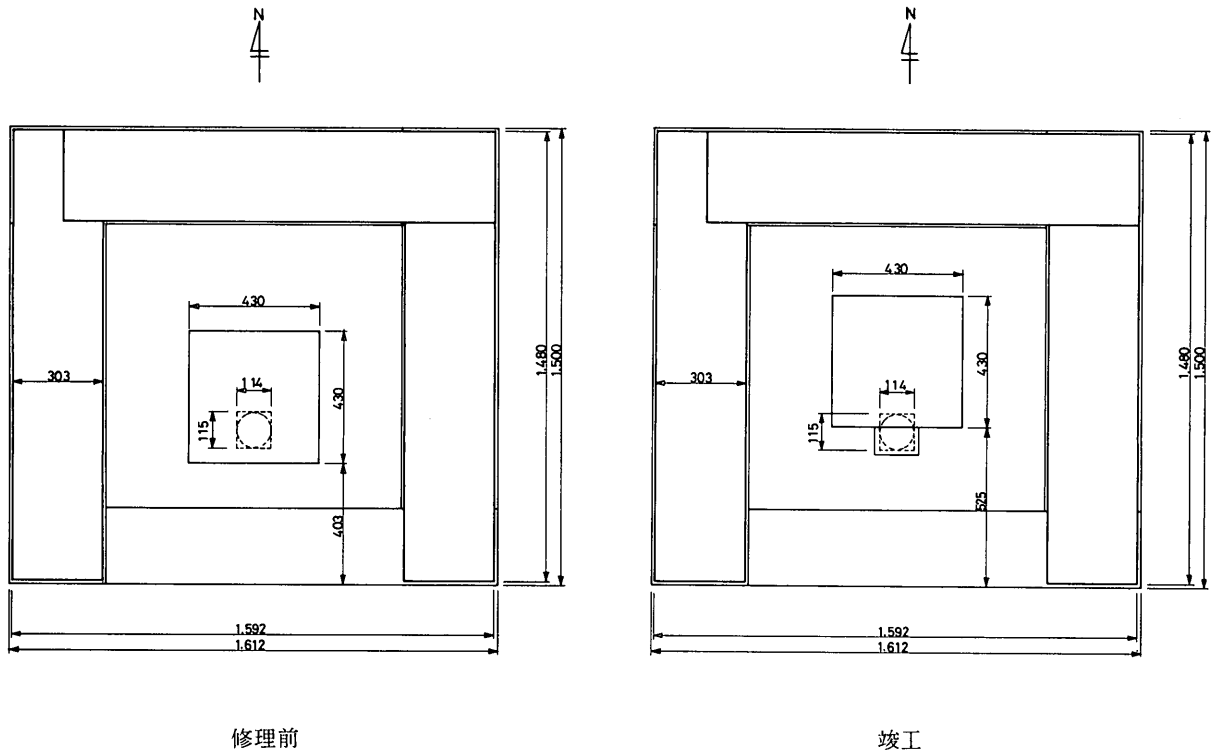
(注二) 地盤は泥土が三層程あり、地表一メートル下で礫層に達する。石室は正面の沈下が最大で、約一三センチメートル背面より低い。

(注三) 孔は平面凸形に穿たれ、下半は丸孔となつて貫通している。孔の各寸法は左図の通りである。

(注四) 五輪塔は現在正面土台石前面から石室後壁までの中央に位置する。心墨は現在の中心より一三センチメートル後方にある。この位置に復すると、地輪前面が石蓋の後縁に一致する。



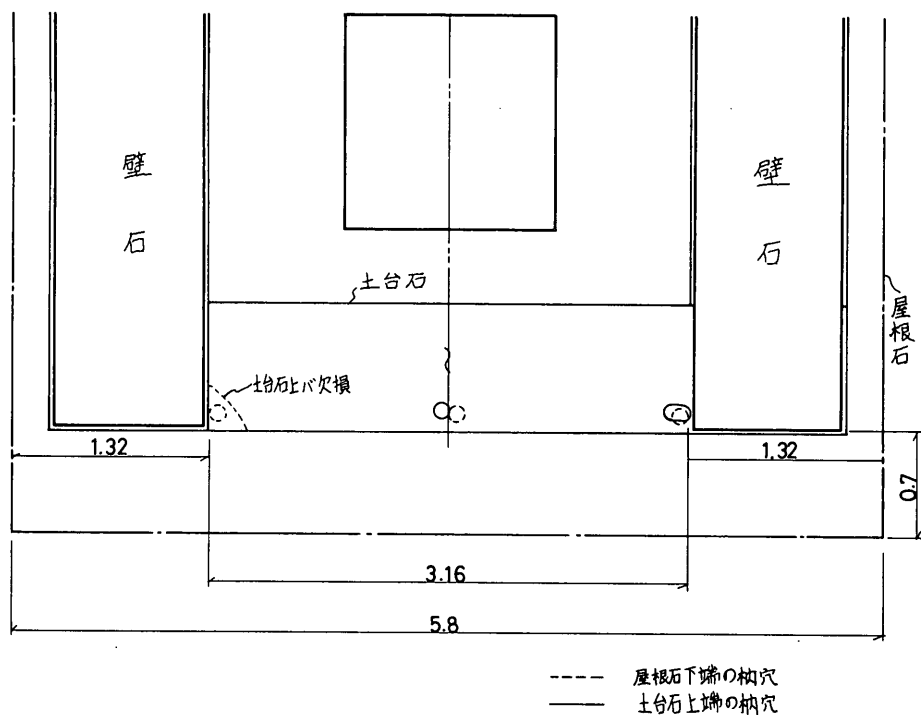
第8図 敷石



第9図 平面図

E、石室痕跡

石室正面（南面）の開放部には結界装置の痕跡があるが、当初からのものか後世のものは判然としない。また太柄穴の細工をみると掘り方が雑であつて、当初からとすれば組み上つてからの細工であろう。正面土台石上端とこれに対応する屋根石下端に太柄穴が穿たれている。



第11図 土台石・屋根石の軸摺穴痕跡

結界装置はおそらく扉のようなものであつたと思われるが、木製か石製かは不明である。そして太柄穴は扉を吊り込むための軸摺穴とみられる。正面土台石上端の正面向つて右端（東端）と中央及び屋根石下端の正面向つて左

右端と中央にそれぞれ太柄穴が穿たれている。なお土台石左端にも太柄穴があつたと思われるが、現状はこの箇所が欠失している。また中央の上下対応する太柄穴は中央を振り分けとして左右にずれている。

二、五輪塔

風・空輪は一石造り、地・水・火輪は別造りである。風輪頂部は欠失している（第三章第一節二項五輪塔参考）。

A、地輪

一辺一・四二尺、高〇・九一尺。上端太柄穴。

B、水輪

下端径〇・七二尺、最大径一・三三尺、上端径〇・八五尺、高〇・九六尺。上端太柄造り出し。

C、火輪

一辺一・三五尺、軒付厚（平・隅共）〇・三三三三、軒付下端の反り元は端より内側に〇・四尺入った点、軒付上端は真反りとして軒付投げは垂直で、上端一辺〇・五六尺、高〇・八八尺。上・下端太柄穴。

D、風・空輪

一石造り。風輪下端径〇・五尺、上端径〇・九五尺、高〇・四二尺、下端太柄造り出し。空輪下端径〇・六五尺、最大径〇・八五尺、高〇・六八尺（頂部欠失の状態）。

五輪塔は密教に於いて胎藏大日如来の三昧耶形とされているものであるが、各宗を通じて用いられるようになった塔形であり、この塔は宇宙はすべて五大

からなるとする思想から『五大姿、五智相を表現して上から空・風・火・水・地の各輪から構成されている。「地は」万物を生じ万物を成就し、「水」は物の体を変えずして平等に一切をうるおし、「火」は異類の物を焼きて悉く一相の灰となし、「風」は三千六千世界の物所なり、大円鏡智は輪円具足一大法界の物所に依る姿なり、「空」は際限なき故に法界性智の周遍法界の性にして更に分齋なきが如く也』と「醍醐惠瑞著八緒」に説かれている。従って各輪の上から第一章第一節二項に記したよう「キャ・カ・ラ・バ・ア」の五大種子の四門を薬研彫で次のように刻んでいるものである。

東方発心門　キャ・カ・ラ・バ・ア

南方修業門　キヤー・カー・ラー・パー・アー

西方菩提門　キャン・カン・ラン・パン・アン

北方涅槃門　キヤク・カク・ラク・バク・アク

文永寺五輪塔に於いても一方位がずれ南面を東方発心門とし前記と同様字体が四方に薬研彫となっている。

第四節 類似調査

一、石　　室

石造物の内で室・龕・祠の類は件数が少ない方であって、文化財に指定されているものには左記がある。

仏隆寺石室（平安時代）　奈良県宇陀郡榛原町大字赤埴

十輪院石仏龕（鎌・前期）　同　奈良市十輪院町

文永寺石室（鎌・弘安六）　長野県飯田市下久堅成

岩船寺石室（鎌・応長二）　京都府相楽郡加茂町大字岩船

守福寺宝殿（室・暦応元）　岡山県岡山市下足守

以上五件が指定物件であるがこの他に指定外として、古法華三尊石仏龕（奈良時代、兵庫県加西市古法華）、十二所権現石殿（室町時代、奈良県宇陀郡榛原町松ノ牧）、福住別所二尊石仏龕（室町時代、奈良県天理市福住別所）、富貴寺十王石殿（室町時代、大分県豊後高田市）、両羽神社石造龕（鎌倉時代、長野県北佐久郡北御牧村）、信貴山十三仏石龕（室町時代、奈良県生駒郡平群町信貴畑）、高野山・徳川秀康及び同生母長勝院石廟二棟（桃山時代、和歌山県伊都郡高野町）、庵寺跡墓地石殿（桃山時代、京都府福知山市上和市）、隆崇院石室千体仏（江戸時代、岐阜県恵那郡岩村町）等が挙げられる。

A、仏隆寺石室

内牧谷と室生を結ぶ径路にあたり、真言宗室生寺の末寺として嘉祥三年（八五〇）空海の高弟堅恵が具興継を壇主に創建した。また、一説にはそれより先、興福寺の別当修円が開基したとも伝えられる。

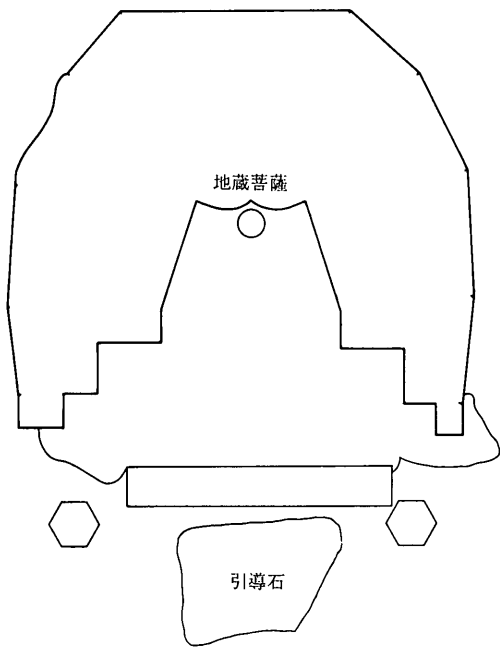
羨道と玄室を設けた本体は古墳の内部構造を地上にあらわしたような構成になり、入口両側に袖石垣を付し、主体部の上に玉石を積んで宝形造の屋根を造り、露盤を載せる。

B、十輪院石仏龕

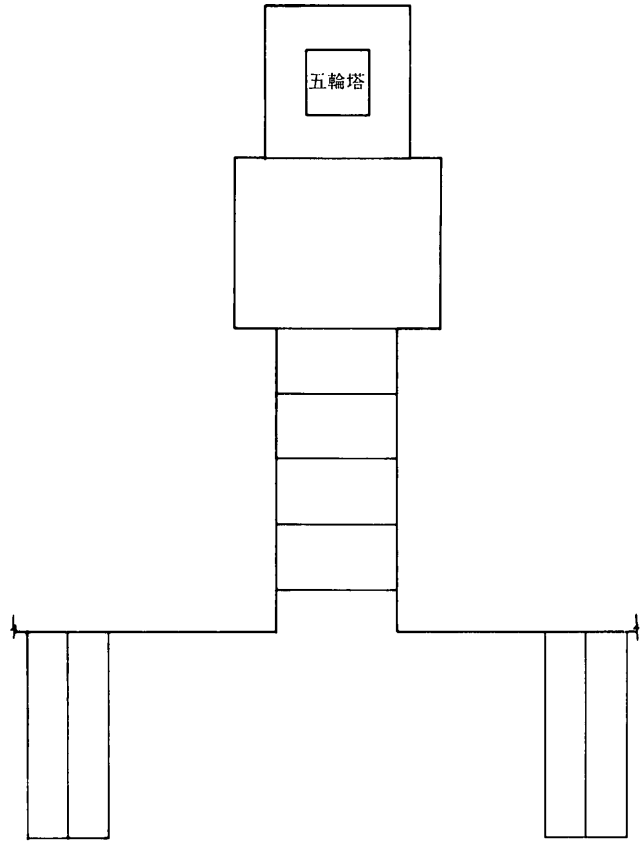
十輪院は興福寺の門前に拡がる旧奈良町の中央やや南寄りであって、古い家並みとよく調和して静かな佇まいをみせている。

寺伝によると当院は天正天皇（七一五～七二四）の頼願寺にして元興寺の一子院、右大臣吉備真備の長男朝野宿禰魚養の建立という。その後、弘仁年間（八一〇～八二二）弘法大師が留錫され、本尊石造菩薩を造立させたとある。『地藏十輪經』より十輪院と名づけられている。

道路に面して南門と築地塀を廻らし、南門を潜ると本堂があり、この本堂の裏に石仏龕が安置されている。



第13図 十輪院石仏龕平面図



第12図 仏隆寺石室平面図

この石仏龕は他の室・龕に比べて工芸的な美しさでは群を抜いて素晴らしい石造物である。総て花崗岩の切石を用いて築造され、中央奥壁の本尊地藏菩薩立像は右手与願印、左手宝珠の古式像で厚肉彫りである。その左右には十王、天女が線刻され、地藏菩薩の脇侍として釈迦如来と弥勒菩薩が半肉彫りされている。釈迦は過去仏、弥勒は未来仏、その中間の世界にあって衆生を濟度するのが地藏菩薩である。その他仁王、四天王、不動明王、聖観音や多数の五輪塔が線刻、薄肉彫りされている。観音、勢至の種子、七星、九曜、十二宮、二十八宿を梵字で陰刻し、星曼荼羅風に構成されて、地藏十王信仰と巧みに組合わされている。中央正面の引導石は身骨を其の上に置き釈迦・弥勒、中間の大導師地藏菩薩に引掇を乞い願ったといわれる。諸仏の視線は総て引導石の上に置かれる身骨に注がれるよう彫られている。龕前面左右に立つ六角の石柱は「金光明最勝王経序品第一」と「妙法蓮華経序品第一」の品名を刻んだ経幢。

C、岩船寺石室

岩船寺は真言律宗の古刹である。岩船寺は浄瑠璃寺と直線距離一・二km余で、南山城の山中にある。

創立は、聖武天皇天平元年に始められ、僧行基により阿弥陀堂を建立後七十八年を経て弘法、智泉両大師此の堂に於て伝法を行ってより灌頂堂となり、智泉あらたに報恩院を建立した。弘仁四年皇后敕信深く堂塔を建立、岩船寺という。当時寺塔三十九坊あり境内四域十六町の広さであったが承久三年（一二二一）兵火に罹り焼火、岩船寺のみ兵火よりまぬがれたが、応長の頃に再度兵火にかかり堂宇も過半焼失衰運に向ったが、寛永年中徳川氏の寄進により修造し現在に至る。

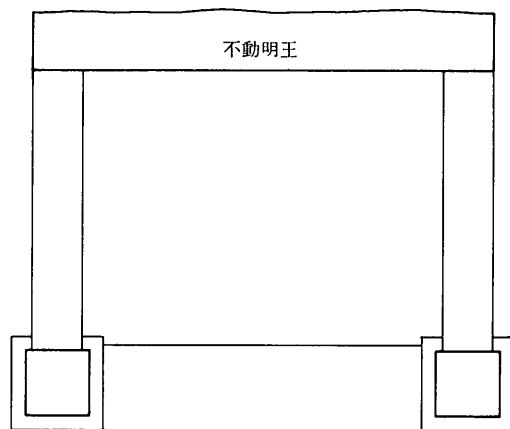
石室は境内の東際の斜面に接して西を向いて建つ花崗岩製の石造物である。なおこの石室の北・南側には五輪塔・十三重塔が建っている。寺仏によると湯屋坊盛現が眼病平癒の恩に報わるため、不動尊像を彫刻して安置したという。

また入滅の際「我が後生の風俗にて眼病に苦しむ者あれば必ず岩船寺不動明王を祈願成就する」と申された。

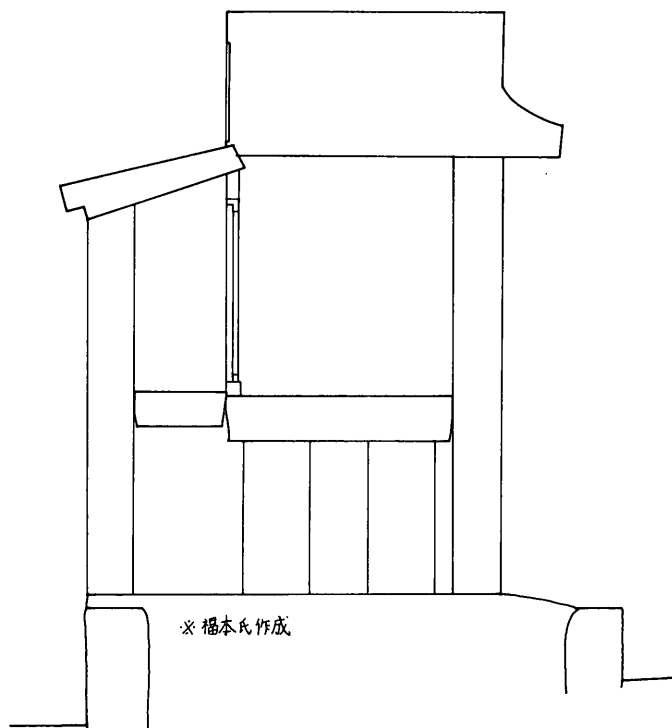
正・側面三方は土台石を廻し、正面両端に四角い柱石を建てその間は開放とし、両側面下半部は壁石を嵌め込み、背面は一枚の壁石を建て込んでいる。柱石と背面壁石の上に屋根石を載せ、屋根は勾配の緩い奇棟造とし、軒を反らせ、棟は雁振瓦を伏せた形の棟を造り出す。内部床面は地盤面より低くして、清水を湛えている。背面壁石内面には、本尊の不動明王立像を浮彫りとする。

D、守福寺宝殿

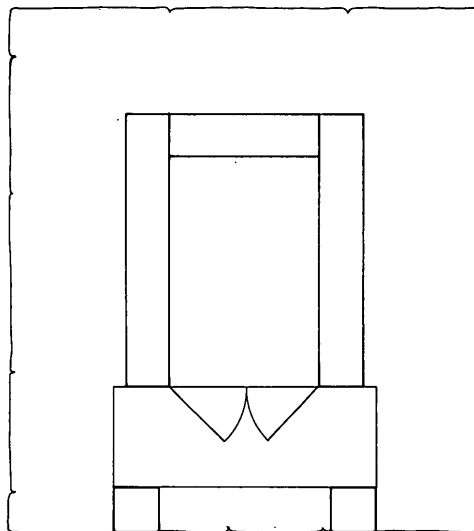
守福寺は備中高松より北に約4kmの下足守の東部に位置する。境内は南面し、三門を潜り正面奥に本堂が建ち、三門東脇に宝殿が西面して建つ石造物である。本来は現位置の東側の裏山に所在していたとのことであり、京都神護寺所蔵の「足守莊園図」には守福寺背後の山腹に王子堂と書かれた祠が画かれ、これが宝殿の前身であったと考えられている。



第14図 岩船寺石室平面図



第16図 守福寺宝殿断面図



第15図 守福寺宝殿平面図

形式は縁廻りのない春日造りといえよう。背・側面を壁石で囲い、向拝石柱と身舎間に床石を据え、身舎内部も約同高の床石敷となっている。屋根石は向拝と身舎を別石で造り、向拝軒は極型を造り出さずに二軒で上端反り付き、身舎軒も極型を造り出さない上端反り付きの一軒、身舎屋根正面は照り破風を造り造した切妻造り、背面は寄棟造りとし棟は馬蹄型に造り出している。

身舎正面の現状は木製両開き板戸建てであり後補のものであるが、元々境界装置はあつたものとみえる。

E、両羽神社石造龕（長野県宝、鎌・正慶二年？）

台座をもつ竿の上に鍔葺屋根の宮殿を安置したもので、安山岩質製。

台座は方形で凸状に造り出す。竿も方形縦長で下端に縁をとり、正面に鶴亀の線彫り、他の三面には樹幹の薄肉彫りと線刻の開花・青葉・結実の絵様が彫刻されている。宮殿は単層、下部（中台）は薄肉彫り勾欄型をあらわした廻縁をまわし、正面中央に階段付入口を設け、その両側には薄肉彫りの左右相対した狛犬を刻み、他の三面にも中央に階段付入口を設けその各左右に連子形を刻む。屋根は鍔葺で大棟の両端に鴟尾をあげ、屋だるみをつけ、軒は二軒真反りにして極形を刻み、妻は照り破風にし拌み下に懸魚を線刻し、大棟中央正面に紋を刻み、屋根面は枳葺を表わした段状を線刻する。

銘記は、前略「三月廿八日癸酉歲時正慶二」後略、とあるが字体とその彫り様から後世の追記とみられる。なお信濃寺区一覽（天保五年、井出道貞著）に近年（天保の頃か）本殿後の老松の下の土中に埋れていたのを掘り出した旨を記しているので、神祠として造立したものであることを知るほか、詳細については不明である。

F、隆崇院石室千体仏（岩村町史跡、江・寛永九年）

岩村町は中央道恵那ICから東南へ直線距離で一二km入った山中で、町の東方標高七二一mには岩村城跡を有する。

石室千体仏は町の西方字一色の丘上に南面して建つ。現在は鉄骨組屋根に保護されているが元々は野晒しであった。

石室千体仏は、寛永九年に岩村城主松平乗寿が岩村城の鎮護と領地の住民の安泰繁栄を祈願して創立したもので、松平乗寿は菩提寺であった龍巖寺に命じて浄土の三経一千部を石筐に蔵め、地中に埋蔵してその上に石室を設け、一千体の阿弥陀像を安置した。その後寛永一五年松平乗寿は国替えによって浜松に移つて、丹羽氏五代約七十年が岩村城主となつたが元禄一五お家騒動が原因で領地半減となつて越後高柳へ所替えとなつた。丹羽氏時代に石室千体仏が打ち壊れてきたが、後の城主として信州小諸から松平乗寿が入城した。乗紀の子の乗賢は名君といわれ、石室千体仏を建立した松平乗寿の曾孫でもある。その乗賢が荒廢を嘆き、寛保元年にこれを再修した。

石室を改修すると共に仏像も新しく作り替え、石工は和泉国の森長兵衛、仏工は京都の若林八郎兵衛であつた。

仏像の天尊像は一体で大きさは身長一・四尺、座光共に三尺六寸、千体の小像は身長〇・三尺で総て木彫りで金箔を押ししたものである。

この石室は「文永寺石室」と同様花崗岩製切石で構築し、切妻造平入りである。近年盗難にたい開口部を切石で塞いでしまった。

棟石中央に上端鑄取りした四角い石を置き、四面に種子のキリークを刻む。石室内外面に刻まれた銘文の一部を記載。

大檀主

従四位下行值倉侍従左近將監源朝臣乘邑

従四位下行岩村侍従兼能登字源朝乘賢

南無阿弥陀仏

美濃州岩村城邑一色の千体仏再栄の記

以下略。

寛保元年辛酉夏四月十日

第五節 参考資料

一、石造物

1、重要文化財に指定されている石室、仏龕、門表（石造建築は左に掲示する十棟である）。

指定	名称	構造形式	所在地並に所有者	年代
昭48	東照宮奥社唐門	石造一間平唐門	栃木県日光市内 東照宮	江戸 寛永十六
昭5	文永寺石室	石造石室切妻造平入	長野県飯田市下久堅成 文永寺	鎌倉 弘安六年(刻銘)
昭27	岩船寺石室	石造仏龕(寄棟造)	京都府相楽郡加茂町大字 岩船寺	鎌倉 応長二年(刻名)
大14	十輪院石仏龕	石造仏龕	奈良県奈良市十輪院町 十輪院	鎌倉前期 鎌倉前期
大3	仏隆寺石室	石積宝形造	奈良県宇陀郡榛原町大字 赤埴 仏隆寺	平安 平安
昭40	松平秀康霊屋	石造桁行三間、梁間三間入母屋造	和歌山県伊都郡高野町高野山 蓮華院	桃山 慶長九年(刻銘)
昭36	守福寺宝殿	石造切妻造、妻入、向拝一間	岡山県岡山市下足守 守福寺	室町 暦応元年(刻銘)
昭47	園比屋武御嶽石門	石造一間平唐門	沖縄県那覇市首里真和志 那覇市	室町 永正十六年
昭47	旧崇元寺第一門及び石牆	石造三連アーチ門、左右石牆	沖縄県那覇市 沖縄尚裕	室町 文明二年

右記の内石室類は五件である(ゴシック体)。

注 弘安六年は文永元年(一二六四)より一九年後となる(文永は一年続き、その後建治が三年で弘安となる)。

2、重要文化財に指定されている五輪塔表(左記五〇基である。長野県では、石造物件として文永寺の石室と五輪塔の組合せたもの一基であり他に石造物件としては常楽寺石造多宝塔一基(鎌倉・上田市別所)と白田町六地藏幢一基(室町永享十二年)があるのみである)。

指定	名称	構造形式	所在地並に所有者	年代
昭29	釈尊院(中尊寺)五輪塔	石造五輪塔	岩手県西磐井郡平泉町平泉 中尊寺管理	平安 仁安四年
昭13	玉川村五輪塔	同右	福島県石川郡玉川村大字 岩法寺 玉川村	平安
昭9	極楽寺忍性塔	同右	神奈川県鎌倉市極楽寺 極楽寺	鎌倉後期
昭28	極楽寺五輪塔	同右	同右	鎌倉 延慶三(刻銘)
昭13	浄光明寺五輪塔	同右	神奈川県鎌倉市扇ヶ谷 浄光明寺	鎌倉 嘉元四年(舍利堂銘)
昭28	東昌寺(富樂寺)旧有(五輪塔)	同右	” 逗子市池子 東昌寺	鎌倉 乾元二年(刻銘)
昭28	箱根町五輪塔	同右	” 足柄下郡箱根町 箱根町	鎌倉 永仁三年(刻銘)
昭32	薬王院五輪塔	同右	石川県加賀市山代町山代 薬王院	室町初期
昭5	文永寺五輪塔	同右	長野県飯田市下久堅成 文永寺	鎌倉 弘安六年(刻銘)
昭35	石塔五輪塔	同右	滋賀県蒲生郡蒲生町大字 石塔寺	鎌倉 嘉元二年
昭30	安楽寿院五輪塔	同右	京都府京都市伏見区竹田 内畑町 安楽寿院	室町 貞和五年(刻銘)
昭32	石清水八幡宮五輪塔	同右	” 綴喜郡八幡町八幡宮 石清水八幡宮	鎌倉後期
昭32	泉橋寺五輪塔	同右	” 相模郡山城町大字 泉橋寺	室町前期
昭32	木津輪塔	同右	” 南垣外 木津町小字	鎌倉 正応五年(刻銘)

昭29	昭36	昭29	昭27	昭40	昭32	昭36	昭36	昭19	昭32	昭36	昭30	昭28	昭27	昭31	
野津町八里合五輪塔	白杵市中尾五輪塔	乘禪寺五輪塔	野間部落五輪塔	石手寺五輪塔	松平秀康母屋五輪塔	香芝町鎌田五輪塔	室生寺五輪塔	額安寺五輪塔	大和郡山市五輪塔	円成寺五輪塔	円証寺五輪塔	東大寺五輪塔	一乗寺五輪塔	岩船寺五輪塔	加茂町塔
同右	同右	同右	同右	同右	同右	石造五輪塔	石造五輪塔	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	石造五輪塔
一基	二基	四基	三基	一基	一基	一基	二基	八基	一基	一基	一基	一基	一基	一基	二基
八里合	大分県白杵市大字中尾野中正義	延喜寺	今治市野間野間部落	愛媛県松山市石手寺	和歌山県伊都郡高野町字蓮華院	字当麻北葛城郡当麻町大鎌田英信	室生寺宇陀郡室生村大字室生寺	寺町額安寺	大和郡山市長安寺	奈良市忍辱山町円成寺	奈良市林小路町円証寺	奈良県奈良市雜司町東大寺	兵庫県加西市坂本町一乗寺	岩船寺加茂町大字	京都府相楽郡加茂町大字西小長尾共同墓地加茂町
鎌倉弘安八年(刻銘)	平安承安二年(刻銘)	鎌倉正中二年(刻銘)	鎌倉	鎌倉	江戸元和五年(刻銘)	平安後期	室町前期	鎌倉永仁五年(刻銘)	桃山天正十二(刻銘)	鎌倉元享元年(刻銘)	室町天文一九(刻銘)	鎌倉前期	鎌倉元享元年(刻銘)	鎌倉	鎌倉

3、尚不断關係なく使用してないため学者以外一般に梵字の読方が配布されてないため石造研究の一部の人の読取り助けになるため梵字の五十音読取り表と、主な梵字の内容解説表を次に掲示参考資料としておいた。

ㄱ	ㄴ	ㄷ	ㄹ	ㅁ	ㅂ	ㅅ	ㅇ	ㅈ	ㅊ	ㅋ	ㆁ
ウサ	ウナ	ウダ	ウル	ウマ	ウバ	ウサ	ウ	ウチ	ウチ	ウキ	ウ
ウサ	ウナ	ウダ	ウル	ウマ	ウバ	ウサ	ウ	ウチ	ウチ	ウキ	ウ
ㄱ	ㄴ	ㄷ	ㄹ	ㅁ	ㅂ	ㅅ	ㅇ	ㅈ	ㅊ	ㅋ	ㆁ
ウサ	ウナ	ウダ	ウル	ウマ	ウバ	ウサ	ウ	ウチ	ウチ	ウキ	ウ
ㄱ	ㄴ	ㄷ	ㄹ	ㅁ	ㅂ	ㅅ	ㅇ	ㅈ	ㅊ	ㅋ	ㆁ
ウサ	ウナ	ウダ	ウル	ウマ	ウバ	ウサ	ウ	ウチ	ウチ	ウキ	ウ
ㄱ	ㄴ	ㄷ	ㄹ	ㅁ	ㅂ	ㅅ	ㅇ	ㅈ	ㅊ	ㅋ	ㆁ
ウサ	ウナ	ウダ	ウル	ウマ	ウバ	ウサ	ウ	ウチ	ウチ	ウキ	ウ

五十音梵字附表

主な梵字の内容解説表

水天 バ ワ	羅利天 モリ ニ	閻魔天 エン マ	火天 ア カ	帝釈天 イ シ	伊舎 イ サ	那天 イ ナ	大黒天 マ ク	歡喜天 ヤク ギ	辨才天 ソ シ	吉祥天 シ リ	多聞天 パイ ド	增長天 ビ ゾ	廣目天 ビ シ	持國天 ダ リ
降三世 ウ ン	五大明王 カン マン	愛染 ウ ン	隨求 ハラ ヤ	普賢 ア ン	丈殊 マン シ	月光 シ ヤ	日光 ア シ	月光 シ ヤ	日天 ア シ	地天 ヒ リ	梵天 ボ ラ	多聞天 バイ ド	風天 バイ ド	
不空羅 キ ヤ	十一面 キ ヤ	馬頭 ウ ン	千手 キ リ	聖觀音 サ カ	勢至 サ ク	地藏 カ ダ	虚空 タ ラ	彌勒 ユ シ	藥師 バイ シ	釋迦 バ ク	金剛 ウ ン	大威徳 キ リ	軍荼利 ウ ン	
不空羅 キ ヤ	金剛界 バン シ	不空 ア ク	阿彌陀 キ リ	阿彌陀 キ リ	寶賢生 タ ラ	金剛界 ウ ン	阿彌陀 キ リ	胎藏 ア ク	天鼓 ア ク	無量壽 アン シ	開敷 ア ク	胎藏 ア ク	如來輪 キ リ	

二、古文書

文永寺藏古文書は総数一三〇点余を有し、「後奈良天皇御宸筆和」等著名な古文書があり、これら古文書の目録を次に掲載する(昭和一二年発行の文永寺史の目録を掲載)。

1 文永寺文書目録

番号	名 称	年 代	数	備 考
一	積善院殿御筆和歌	享徳四年 六月十六日庚申	一軸	宗御歌会ノ人数二加ハルコト
二	家伝啓状		一通	宮内丸病氣ノコト
三	普門坊頼貞啓状断簡写	天文十九年 六月廿九日辛	一通	宮内丸參内ノコト
四	曹蓮院殿御筆和歌		一軸	宮内丸ノ御手本
五	後花園天皇女房奉啓		一通	「宮志ゆ御いとまのこと云々」
六	曹蓮院殿御筆和歌		一通	宮内丸御暇乞ノ時賜リシ御歌
七	後花園天皇女房奉啓	康正元年カ	一通	「大けんたうのことにつきて云々」
八	太元明王靈験記并一代條法年代記	康正二年	一軸	
九	大徳若紙談配帳ノ覚書	大永二年 六月朔日	一通	
一〇	理性院宗永僧正高野山下向ノ覚書写	大永三年 三月十日	一通	「文祿五年五月廿五日盛助御自筆写了宗然生六十七」トアリ
一一	足利義晴勅書請文写	(天文十二年カ) 卯ノ極月四日	一通	題「詠春色浮水」
一二	後奈良天皇御宸筆和歌	(弘治四年) 正月十一日	一通	武田大膳大夫へ文永寺安養寺ノ再興ヲ命ゼラル
一三	知久氏法名注進案文	弘治四年	一通	太元の祈ノコト、再興ノ時近シトアリ
一四	正親町天皇輪旨	(永祿元年) 閏六月十九日	一通	繪旨ニ対スル返書
一五	正親町天皇女房奉啓	(永祿元年) 閏六月十九日	一通	右ノ返書ノ添状
一六	武田晴信啓状	(永祿元年) 閏六月十九日	一通	再興ノコトニ關スルモノ
一七	山縣昌景啓状	永祿十三年 三月十日	一通	
一八	妙音院宛啓状	元龜三年 壬申九月廿八日	一通	「南原七拾八貫八百云々」
一九	長石寺棟札案文	天正元年カ 九月六日	一通	「富士大宮約摩堂云々」(勇助)
二〇	武田晴信寄進状	天正元年癸酉 十二月十七日	一通	「富士大宮司領之内云々」
二一	某啓状		一通	
二二	武田勝頼朱印状		一通	

一三、	武田勝頼禁制	天正五年丁丑三月八日	一通	「禁制 文永寺」	五二、頼慶法師終語	一	一通	慶長十二年仲夏七月	
一四、	武田勝頼免許状	天正六年戊寅十月八日	一通	「稻進川在家捨間云々」	五三、松平信綱書状	一	一通	三月廿九日	
一五、	穴山信君書状	天正六年カ六月十八日	一通	御選宮ノ祝ヒ	五四、知久直政書状	一	一通	二月七日	(慶安二年)
一六、	武田氏朱印条目	天正六年カ九月十二日	一通	「一当社御選宮前後云々」	五五、真福寺書状	一	一通	二月十七日	
一七、	正親町天皇女房奉書	天正十年七月二十日	一通	「こんとそめたり毛利河内とやらん云々」	五六、徳川朱印状写	一	一通	慶安二年八月十七日	
一八、	正親町天皇女房奉書	天正十年九月五日	一通	「理性院宛、太元堂再ノコト」	五七、臨坂安正書状	一	一通	二月十九日	
一九、	太元護摩堂建立勸進書	天正十一年カ六月朔日	一通	知久大和守宛 文永寺再興ヲ賞ム	五八、伝法灌頂職家請定状	一	一通	承応二年十一月十五日	
二〇、	万里小路充房書状写	天正十一年カ五月二日	一通	「明日は御下国云々」	五九、文永寺權律師書状写	一	一通	寛文十二年六月廿七日	
二一、	万里小路充房書状	天正十一年未年	一通	「理性院宛、太元御いのり明年は大ほうに云々」	六〇、吉祥坊書状	一	一通	六月廿九日	
二二、	文永寺再興普請吉日覚書	天正十二年	一通	「太元御いのり明年は大ほうに云々」	六一、西坊五智院書状	一	一通	六月廿九日	
二三、	上平鎮守普請吉日覚書	天正十二年十一月廿八日	一通	「理性院宛、太元御いのり明年は大ほうに云々」	六二、金子兵部頼宗書状	一	一通	五月朔日	
二四、	正親町天皇女房奉書	天正十二年正月八日	一通	「理性院宛、太元御いのり明年は大ほうに云々」	六三、初瀬川宗昭金子宗貞書状	一	一通	八月廿九日	
二五、	正親町天皇女房奉書	天正十六年カ六月廿八日	一通	八幡宮住持極官衣着用停止ノコト	六四、文永寺開帳本葺基至之覚書	一	一通	元禄十四年七月十四日	
二六、	太元御祈禱意見書	文禄二年カ九月十六日	一軸		六五、知久頼久書状	一	一通	十一月十一日	
二七、	正親町天皇女房奉書	文禄二年カ八月六日	一通		六六、五智院信融等執達状	一	一通	宝永二年四月六日	
二八、	文永寺安養寺由諸覚書	(文禄二年)八月六日	一通		六七、永代御定證文	一	一通	享保四年四月廿七日	
二九、	巽演停止状	戰国カ	一通		六八、安養寺立石寺光明寺江可有演達口上書	一	一通	享保十五年十二月九日	
三〇、	太元御祈禱意見書	戰国カ	一通		六九、初瀬川右近宗勝書状	一	一通	享保カ	
三一、	毛利宗頼当病平徳奉供卷数草案	戰国カ	一通		七〇、文永寺春坊知仙江申間候口上ノ覚書ニ及智仙坊讀書	一	一通	享保十五年十二月九日	
三二、	京極高知直書	戰国カ	一通		七一、理性院門跡系図	一	一通	享保十七年正月五日	
三三、	知久氏系図	戰国カ	一通		七二、大僧都道雅書状	一	一通	享保十七年正月五日	
三四、	常陸府門寺慶長劔書状	戰国末カ	一通		七三、太元御法伴僧定	一	一通	享保十七年正月五日	
三五、	常陸府中成就院外二寺門徒數覚書	慶長二年三月八日	一通		七四、覚書	一	一通	晚冬廿七日	
三六、	醍醐寺禁制写	慶長二年三月十七日	一通		七五、知久教之進書状	一	一通	宝曆壬申九月六日	
三七、	文永寺安養寺領書上	慶長六年四月廿二日	一通		七六、新六後家訴訟状	一	一通	宝曆十一年九月廿四日	
三八、	朝田受永判物	慶長六年六月四日	一通		七七、知久宗助外兩名書状	一	一通	十一月四日	
三九、	朝田受永判物	慶長六年六月四日	一通		七八、知久伊左衛門書状	一	一通		
四〇、	朝日受永禁制	慶長カ申ノ二月廿二日	一通		七九、座光寺為忠書状	一	一通		
四一、	文永寺末石高書上案文		一通		八〇、口達	一	一通		
四二、			一通		八一、虎岩強右衛門知久治左衛門書状	一	一通		
四三、			一通		八二、口達	一	一通		
四四、			一通		八三、真福寺書状	一	一通		
四五、			一通			一	一通		
四六、			一通			一	一通		
四七、			一通			一	一通		
四八、			一通			一	一通		
四九、			一通			一	一通		
五〇、			一通			一	一通		
五一、			一通			一	一通		

八四、	遼山十郎兵衛虎岩四郎兵衛通替印状	二月二十日	一通
八五、	酒棟二間スル御陰符ノ写	四月十七日	一通
八六、	館野四郎左衛門印状	明和四年亥十月十一日	一通
八七、	飯田城大和守殿役入水野巴門印状	明和四亥年十一月十三日	一通
八八、	知久帯刀印状	三月十六日	一通
八九、	文永寺鑿藤許可状	安永カ辰二日	一通
九〇、	金紋先箱許可状	天明元年五月	一通
九一、	文永寺境内地図	寛政二年十一月	一枚
九二、	金子貞次印状	八月晦日	一通
九三、	吉田右近印状	弘化三年閏五月廿七日	一通
九四、	玉蔵院印状		一通
九五、	異国船致来願末		一通
九六、	泉布左衛門義定印状		一通
九七、	成徳院寂嚴印状		一通
九八、	田中左内印状		一通
九九、	金子法眼印状		一通

2、文永寺記録目録

番号	名称	数	奥書其他
一、	五種護摩私記	一冊	弘長元年八月廿三日阿闍梨法印大和尚位觀後
二、	除災教令私	一冊	文明十年丙午八月九日於文永寺密樂院書寫畢眞偵
三、	修法次第断巻	一冊	長享二年二月廿四日於龍關寺理性院私部屋(略)權大僧都宗洵法冊四
四、	灌頂抄	一冊	明四年初秋五日龍關寺於五智院書畢印玩生年廿四
五、	灌頂抄抜巻	一冊	
六、	千手法 理流(朱書)	一冊	千時文龜元年壬六月一日書寫畢道華 戒三 年十六
七、	結縁灌頂雜記	一冊	於信州五智院 大阿闍梨時
八、	結縁灌頂夜時	一冊	嚴助自筆カ
九、	金剛界念論 下	一冊	永祿三庚七月廿七日深忠 生卅九歳
一〇、	金剛界念論 上	一冊	永祿三年甲十二月廿七日於文永寺最勝坊寫之畢金剛佛子深忠
一一、	佞法灌頂雜記	一冊	永祿甲年初夏十八日 覺助歳廿九
一二、	辨財天一印法	一枚	天正二年六月十六日 授金栄記

一三、	最後灌頂常行必要法	一冊	千時十五 年九月廿日 於慶嘉大宮宝幢院寫
一四、	如法結集衆帳	一冊	覺云々 龍關理流金剛佛子宗然 生五十三
一五、	宗祖御自筆をうつす 太元佞法大尊	一枚	天正十年ヨリ至永四年マデ
一六、	結縁灌頂雜記 庭儀	一冊	天正十二年六月二日信務文永寺於密樂院寫畢 金剛佛子宗然生五十五
一七、	愛染字帳帳	一枚	天正十二年二月八日龍關寺理性院殿ニテ寫之信州文永寺之 住中將 宗演律師生廿三才
一八、	南原本帳	一冊	天正十三年五月十一日於文永寺之 宗然(花押)
一九、	太元 修法次第ナリ	一冊	天正十五丁亥二月
二〇、	太元大法方語下行雜之記	一冊	天正カ
二一、	太元調伏證原	一冊	天正カ
二二、	五字之功能會字秘	一冊	千時文龜二年正月廿三日毛利顯元為祈念大法於理性院被行 予護摩動仕之時書寫了宗然六十五
二三、	御影供人數次第	一冊	慶長四年九月十六日於南原山文永寺密樂院寫了 金剛佛子宗然 生七十
二四、	御影供人數次第 佛各施主之次第	一冊	慶長六年以後貞享元年マデ
二五、	勸募帳	一冊	慶長八卯癸二月六日ヨリ寛文元年マデ
二六、	文永寺中行事記録	一冊	享保十九年六月癸後
二七、	勸化帳	一冊	延享二年
二八、	類願所文永寺略記	一冊	享和二年 龍書 權大僧都法印龍書誌
二九、	類願所文永寺開起之由来々之記録	一冊	儀番(明詮)迄

三、金石文

文永寺石室屋根石下端の刻銘以外、境内及び墓地にも石造物がある。

1	石室屋根石下端	2	常夜燈
	弘安六年		常夜燈(正面)
	关未十二		神敦幸造 生年六
	月二十九日		神敦幸 生年六
	神敦幸造		南都石工 十二歳
	菅原行長		慶応三丁卯歳 (向って右面)
			卯月大穀旦

3 手水石

4 石燈籠

安永七戌年

享和二戌天

享保十七壬子天

觀世音講中

五月十八日 同行九人

奉寄進御寶前(正面)

元文六年酉天(向って右面)

三月吉祥日(向って左面)

施主橋瓜新六郎(背面)

⑦ 享十七世卓英 不生位
十二月二十八日

⑧ 享十八世法印英駿位
十月十六日

文政八乙酉年

文久元辛酉

⑨ 享十九世法印龍善位
二月初九日

⑩ 享二十世法印弘善位
十二月廿七日

5 墓石

配置図



⑬ ⑭

⑪ 享

大正六年五月初一日

⑫ 享

昭和二十九年八月一日

第廿二世阿闍梨明栓位

二十三世法印弘道本不生位

- ⑫
- ⑪
- ⑩
- ⑨
- ⑧
- ⑦
- ⑥
- ⑤
- ④
- ③
- ②
- ①

① 享 大僧都法印俊信不生位
元禄五壬申四月十五日

② 享 法印俊清 不生位
享保五庚子五月廿九日

⑬ 享 法印長善不生位
五月□日

⑭ 享 法印秀善位
八月二日

6 石造三重塔

③ 享 法印英俊 不生位
宝曆十二壬午二月十七日

④ 享 法印俊慶 不生位
元禄十一□年五月一日

僧都定成

法印宗詢

法印英俊

⑤ 享 法印觀圓 不生位
万治三年庚子三月廿六日

⑥ 享 法印英宜 不生位
明和五戌子正月四日

僧都賴椿

法印宗燧

法印宗燧

開山阿闍梨隆毫(正面・西)
僧都行得

法印仙耀
律師宗顯

阿闍梨俊清(南)
法印俊信

明治四丁亥年
三月吉祥日

法印英宜建立之(背面・東)

第四章 発掘調査

第一節 調査経過

第一項 周辺部調査

基礎石を除く、五輪塔・石室の解体作業完了後、その下部についての発掘調査を着手する。

まず、石室基礎石の周囲に敷かれた砂利を除去し、基礎の配置状況を写真撮影した後に、基礎の地業等把握のため、石室四方に幅三〇cmのトレンチを設定し掘り下げる。それぞれ東西南北の方位によりE・W・S・Nトレンチとする。

各トレンチは、基盤と考えられる黄色粘質土の面まで掘り下げ、それぞれ写真撮影・実測作業を行う。

トレンチ調査の所見に基づき、基礎石部を除く敷地全体を黄色粘質土の面まで掘り下げる。その時点で調査範囲南東隅に径一m位の楕円形の落ち込みが確認され土坑一とする。引き続き土坑一を掘り下げるが出土遺物はなかった。

基礎地業の確認できず、簡単な基礎石埋め込みの掘り方を北側基礎石下部で認めたのみであった。

土坑一及び基礎掘り方の状況から当初基盤と考えた黄色粘質土の下層に粘質の強い黒褐色土の存在が確認された。

土坑及び基礎掘り方の掘り下げ後全体の写真撮影を行い、周辺部調査を完了本体下部の調査実施となった。

第二項 敷石等取りはずし作業

周辺部調査作業終了後、正面の土台石を最初に順次東・北・西の石室土台石を取りはずし、最後に五輪塔敷石を取りはずした。

正面（南側）土台石下部は、やわらかな黒色土が入り込んだ状況が認められその土中より近代陶磁器片・ガラス片などが出土する。また、土台石下部は円礫が置かれ、土台石を固定させている。

東側土台石下部は、正面側の外面部に小礫二個を土台石下部に入れ固定しているが、全体的には掘り方内に礎えたのみである。五輪塔敷石とのすき間に近世磁器片がわずかに出土した。

北側土台石下部の状況は、土台石そのものの厚さが東西方向で異なり、東側が西側に比べ約半分程のため、東側下部に割石を入れ固定している。五輪塔敷石とのすき間にやわらかい土が入るが石下部は建立時の安定した状態であった。

西側土台石下部は、東・北側土台石下部と同様で新しい土の混入は認められず、五輪塔敷石とのすき間にやわらかい土を認めたのみであった。

石室土台石をすべて取りはずした後、五輪塔敷石を取りはずす。下部は、東・北・西側土台石を取りはずした状況と異なり、正面（南側）土台石下部の状況と似る。石下面の土と接する部分はわずかにすき間も認められ、木の根もかなり入り込んでいる。表面に礫がいくつか認められ、それを覆うようにやわらかい黒色土がある。また、黒色土中には近世陶磁器片も敷石取りはずしの際で何点か認められた。

第三項 下部施設の調査

敷石下部の黒色土を除去すると、敷石下部全体に円礫を一×一m程の範囲に敷きつめ、その中心部は礫が無く凹地状になる。

凹地状に礫の抜けた箇所も上面同様に黒色土が入り、内部からは近世陶磁器片が出土する。ある程度黒色土を除去した時点で、礫に接して大形の常滑焼甕が埋め込まれているのを確認する。常滑焼甕は、上部が壊れ内部に落ち込んでいる。

礫上面から二〇cm程下位の甕内部から焼骨片が出はじめる。それとともに、同面前後で鉄釉小壺・銭貨などが出土する。

結局、甕内部の約六割に焼骨と炭粒が充填された状態であった。

また、常滑焼甕は、底部中央に径一cm程の穴が穿たれ、周囲からの圧力により、全体がヒビ割れた状態であった。

なお、作業進行に伴い甕内部に地下水が湧出し、作業進行に手間どるとともに、当該地点の地下水位の高いことを判断させることとなった。

常滑焼甕の内部清掃後、写真撮影・実測作業を行う。

諸作業完了後、下部施設の構築状況及び地盤の強度等を観察し、基礎工事の方途等を検討するため南北方向に二本のトレンチを掘り下げた。また、常滑焼甕については、一担取り上げ復元し、再埋納することとなった。

常滑焼甕をはじめとする出土品については、飯田市考古資料館において復元・実測・写真撮影等の作業を実施した。一連の整理作業終了後、元の位置に埋め戻し、上部基礎工事実施の運びとなった。

第二節 調査結果

第一項 五輪塔・石室の基礎について

約七〇〇年の間現位置に存立していた石室及び五輪塔につき、建立以来始めてその基礎に至るまでの解体修理となったわけであるが、本調査において観察

された建立時の基礎工事の状況及び、後世の改変等の状況は以下のようである。
五輪塔敷石

建立時下部施設直上に設置され、下面は下部施設の石積及び常滑焼甕の口縁部に接していたものと判断される。敷石を取りはずした時点で下部全体に観察されたやわらかい黒色土の存在から、何らかの要因により、本敷石はある時期に一担取りはずし据えなおしが行われたものといえる。その時期については、黒色土中より出土した近世陶磁器片・ガラス片等により、明治時代以降といえ寺及び地元住民にもその解体につき記憶する者がいないことから、明治時代の前半において五輪塔のみを、今解体修理前の形状に据えなおした事実があるといえる。

石室土台石

東・北・西側の土台石は、いずれも取りはずした時点での観察状況によれば建立時のままで、後世に移動された痕跡は全くなかった。

また、その設置のため地業等を施した痕跡は認められず、北側の土台石下部に、それを埋めるための浅い掘り方が認められ、材料の形状に合わせ、簡単な根切りを行い、下方の一部を埋置して基礎工事としたものと判断された。

地盤の状況

本建造物の位置する地点の基本的な土層は、上から一五〜二〇cmの黒色を呈する耕作土があり、その下部に黄色の粘質土が一五〜三〇cmの厚さで堆積し、さらにその下部に腐植土的な黒褐色土が五〇〜一〇〇cmあり、その下に黄色砂土が存在するという状態である。

また、本建造物の南西方向は地元住民等の言によれば、以前大きな湿地であったとのことで、本調査により確認された腐植土的な土層の存在はそれをうながかせるものといえる。

さらに、それと強い関連があると考え得るもう一つの要因として、調査中作

業進行を防げた地下水であるが、現地表面から約1m足らずの所から相当量の湧水があり、かつて、広範囲にわたり湿地もしくは池のような箇所が隣接地にあったといえる。

第二項 下部施設

常滑焼大形甕を中央にその外側に径一〇cm前後の偏平円礫を積み上げた外護石積とで構成される下部施設である。

常滑焼大形甕

常滑焼大形甕は、五輪塔敷石のほぼ中央下部に位置し、敷石に穿たれた穴から物の出し入れが可能となっている。

甕口縁部が破損して内部に崩れ込んでいる状態から、上部（口縁部）は五輪塔敷石下面に接する高さで設置されていたと考えられる。

内部の状況は経過の中で触れたとおり、甕内部の六割程に焼骨と炭粒が充満しており、ある時期に一括埋入されたものといえる。その時期については、伴出の鉄釉小壺・銭貨等の年代から一五世紀中頃以降といえる。すなわち、埋納された焼骨等と、石室・五輪塔建立時との関連は切り離して考えるべきものといえる。

また、甕の底中央部に径1cm程の穿孔があり、甕そのものは五輪塔の重みを含む土圧等の周囲からの影響により全体がヒビ割れ、地下水が季節によって潜水・乾燥を繰り返したと考えられ、本来有機質の埋納物があったとしても残存しない状況であるといえる。

外護石積

常滑焼大形甕外側は、その口縁部から底部にまで、径一〇cm前後で厚さ二cm内外の偏平な円礫を幅三〇〜五〇cmで積み上げ、外部からの力を防ぐ保護的な役割を果たしたものといえる。

全体的には偏平円礫を水平に積み上げているが、甕に接する礫には、甕胴部に平行するように斜めに入ったものもある。また、礫と礫の間は、上部に土が入り込んではいないが、ほとんどが空間状態である。

下部施設構築にあたり、この外護の石積外側いっぱい土坑を掘り設置している。

なお、石積後甕を納めたか、甕設置後に外側石積を行なったかについては、今調査で確定する状況は把握されなかったが、甕と礫との接する面の状況から石積後甕を納めた可能性が強い。

その他の遺構

五輪塔・石室との直接的関連を把握することはできないが、本工事の敷地内から土坑が一基検出された。

土坑は、時代・性格等不明で、本施設との関連を示す資料も出土していないが、何らかの関連する施設である可能性もある。なお、以前に外護柵建設の際に出土地点は不明であるが、常滑焼甕の出土した事実があり、本五輪塔もしくは寺そのものに関連する施設が周辺にあったことも否定できない。

第三節 出土品について

第一項 常滑焼大形甕

典型的な常滑焼の特徴を良く示す大形の甕である。それぞれの部位の寸法は器高六五・六cm、底部径一五・四cm、口縁部径四三・一cm、頸部内径三七・二cm、最大径六九・七cmを測る。器壁は厚さ一・四〜〇・八cmと、器の大きさをすれば全体に薄く仕上げられた優品である。

全体形としては、最大径が底部から五〇cmの位置にあり、肩部を成し、口縁

部径は底部径のほぼ二倍を測り、均整のとれた器である。

第二項 副 葬 品

口縁部は、頸部からくの字状に強く外反し、屈折部の外面と口唇部上端に浅い沈線状の整形痕が認められる。口唇部はその沈線のため尖気味の先端をなす。

頸部は、5cm程とあまり長くはないがほぼ垂直の立ち上がりのみせる。頸部

接点から底部までは肩部を頂点として大きく湾曲し、部分的には紐づくりによる凹凸が表面で観察され、外面はほぼ等間隔に押印文様が五段にわたって施されている。

押印文様は、七、八段に刻まれた格子目文様で、肩部と底部ぎわの段が丁寧に施文され、他の段はやや粗雑に施されている。

頸部から口縁部にかけてと、底部の押印文様施文部以下は他の部分に比べ丁寧に造られ、ロクロ仕上げの様子も見られ、全体の製作工程を示している。

また、内面でも製作工程を示すものとして、頸部と肩部の接続部に指頭によるナデ痕跡があり、胴部においては紐造りの痕跡を示す接続痕が五本確認できる。全面を粗いヨコナデして仕上げとしている。

底部は、底面から一〇cm程が別造りで、丁寧に仕上げられ、底外面の外縁部が三cm程の巾でザラザラしており、製作時の砂粒付着痕を認めることができる。

表面の状態は、器自体が大型のため部位によってかなりの変化が認められ、口縁部から肩部の一部に灰釉のかかる箇所があり、その部分は全体に黄灰色を呈し、その周囲の灰釉のかかりの薄い部分は、気地の色調により黒く光っている。灰釉のかからない部分については、全体が赤褐色・黒褐色・はだ色の部分とで構成されている。内面はほとんど釉薬がかからず、全体が赤褐色を呈し、表面に小さな黒色の斑点も認められる。

胎土は全体にはだ色に近い赤灰色を示し、均質化された精良な陶土を用いている。

なお、底部中央に内部から外部にかけ広がる、径九mmの穿孔がある。

常滑焼甕内部より、焼骨に伴って鉄釉小壺・銭貨などが出土しており、これらを副葬品として扱う。

鉄釉小壺

底径三・三cm、口径四・〇cm、高さ五・九cmを計る。全体形は、胴下半の底部ぎわに最大径があり、口縁ぎわの径が小さい下ぶくれの器である。頸部と口縁部は一体といえ、ほぼ垂直に立ち上がり、わずかに外反して端部となる。

表面は全体に黒褐色の鉄釉がかかる。口唇部及びロクロ痕の高くなった箇所の釉薬は薄くかかり茶褐色となる。それ以外は深いこげ茶色の釉薬を底部から5mmまでの外面全体施釉している。

内面は口縁部のみに釉がかかり、他はほとんど無釉で、底部の一部に斑点状に釉の付着がみられる程度である。

内外面ともに釉薬のかからない部分は灰白色を呈し、胎土は精選された極めて緻密な土を用いている。

土師器小皿

口径五・六cm、底部二・〇cm、高さ一・七cmを計り、全体が手づくねで作られた素焼きの小皿である。

器面全体に指頭による整形を行い、その上を指頭によって水引し最終調整している。底部は、最終段階で指頭による押えがなされ、外面は穴状に、内面は凸状部が作られ、皿としての安定性を作っている。口唇部は手づくねのため、全周が不規則な波状となっている。

表面は、外面底部付近に黒褐色の部分がある他は、全体が黄褐色土を呈する。胎土は、微石粒を含むが総体として良好である。

小玉

性格等不明の小玉二点が出土している。

一点は、径四mm、厚さ二mm、穴の径一・五mmを計り、もう一つは径四mm、厚さ二mm、穴の径一mmを計るほど同じ大きさのものである。

材料の確定はできないが、石とは認め難く、貝製品の可能性が高い。

用途・目的等は不明であるが、出土層位等から焼骨・銭貨とともに埋納されたものである。

銭貨

常滑焼甕内部より合計二七枚の銭貨が出土しており、うち一枚は寛永通宝で他とは性格が異なり、後世の混入品と考えられる。

二六枚はいずれも強い火燃を受け、ゆがみやヒビ割れ、互いに融着したものがあり、銭名を判読できたものは別表のとおりで、二六枚のうち一九枚である。初鑄年で見ると、開元通寶の六二一年を最古に朝鮮通寶の一四二三年までである。主体は宋銭であるが、朝鮮通寶の他明朝の永樂通寶もあり、埋納時期を示す材料といえる。

常滑焼甕内部出土銭貨一覧表

銭名	枚数	初鑄年	国名	備考
開元通寶	一	六三	唐	全体にゆがみ有り
咸平元寶	一	九六	唐	全体に黒色で状態良好
天聖元寶	一	一〇三	宋	天は元元、文字不鮮明
皇宋通寶	四	一〇七	宋	二枚融着、全体ゆがみ、文字不鮮明
熙寧元寶	一	一〇六	宋	皇宋通寶と不明品の計三枚で融着、文字不鮮明
元豐通寶	二	一〇六	宋	一枚は皇宋通寶と融着、文字不鮮明
元祐通寶	一	一〇六	宋	全体にゆがみ、文字不鮮明
紹聖天寶	一	一〇四	宋	全体にゆがみ、文字不鮮明
政和通寶	二	一一	宋	一枚は不明品と融着、全体にゆがみ、文字不鮮明

貨幣名	枚数	国名	備考
淳祐元寶	一	宋	ヒビ割、裏面にも文字か文様有
永樂通寶	二	明	文字鮮明、不明品の一枚も裏面から可能性あり
朝鮮通寶	一	朝鮮	文字鮮明
○定元○	一		半欠品、嘉定元寶(一一〇八)と考えられる。
不明	七		融着等により銭名の判読できないもの
寛永通寶	一	日本	後世の混入品である。
合計	二七		

第三項 その他の出土品

五輪塔敷石下部及び、石室土台石周囲の耕作土中より、近世陶磁器片を主体に若干の出土品がある。

本施設と年代的に関連すると考えられるものとしては、常滑焼の甕片が数片ある。いずれも胴部の破片で年代の確定が難しく、直接本施設との関連性は難しいが、以前に周囲の柵設置工事の際発見され、現在文永寺にて保管中の常滑焼甕と同一品の可能性もあり、本施設もしくは当時の文永寺そのものとの関連も類推できるものである。

他に直接の関連は考えられないものとして、縄文時代の打製石斧片数点・近世から近代の陶磁器片・鉄製品類若干が出土している。石器以外については、信仰対象物としての五輪塔に対する供献品の破損品とも考えられ、間接的な関連は否定できない。

いずれも、本施設との直接、特に建立時との関連は認め難く、図示等は割愛し、出土した事実報告とする。

第四項 まとめ

発掘調査の結果、下部施設の存在という新しい発見があったわけであるが、

それによりいくつかの問題点が指摘でき、それに若干の考察を加え、下部施設発掘調査のまとめとしたい。

五輪塔・石室の建立年については、石室天井石に刻まれた年号から、弘安六(一二八三)年は動かし難いものといえる。しかし、下部施設の主体ともいえる常滑焼大形甕は、その製作技法・形状等からみて製作年代は一二世紀も前半の所産とするのが妥当といえ、新しくみても一二世紀代の中でのみ考え得るものといえる。

単純に考えても、五輪塔建立時と常滑焼甕製作年との間は一〇〇年を越えている。生産地もしくは消費地のいずれかにおいて実質的な用途をもって使用、もしくは保管されていたものを埋納したといえる。しかし、一二世紀代とされる常滑焼大形甕の主な用途は、納経容器もしくはその外容器としての例がほとんどである。また、その需要地は畿内が主体で広範囲にわたっており、その生産量も限られたものであった可能性もある。それらから、当該容器の長年にわたる伝世は考え難く、本器の埋納時期・用途について疑問点あるいは示唆する点が生じて来る。逆に、常滑焼そのものの研究にも一石を投ずる可能性が本器の使用形態等から生じたともいえる。

次に、常滑焼甕内部に埋葬された焼骨及び副葬品についてであるが、個々の出土品から判断し得る年代及びその状況から、五輪塔建立時と同時に埋葬されたとは考えられない。

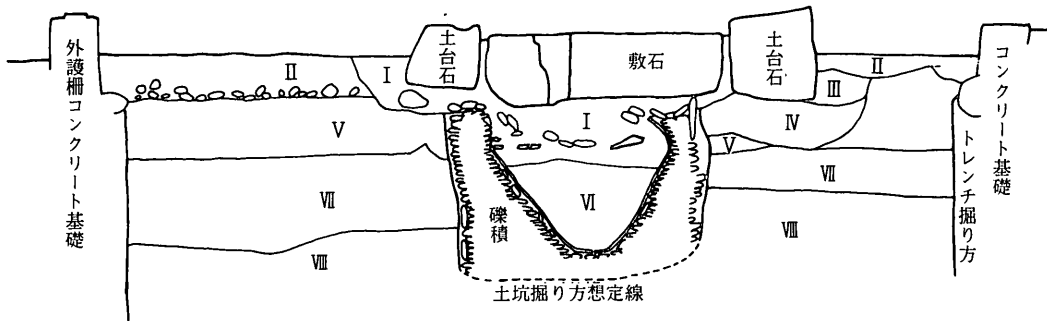
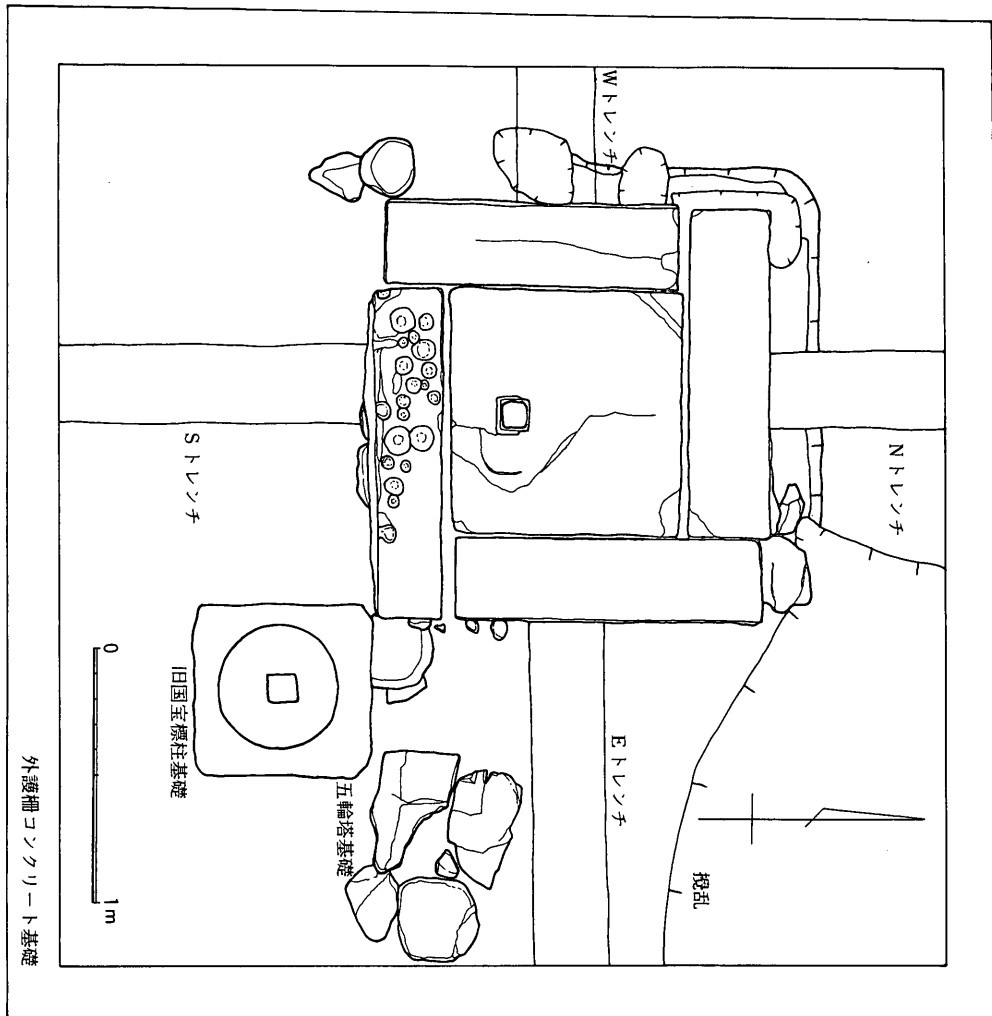
即ち、年代の明らかな資料として二六枚出土した銭貨のうち最も新しい初鏝年代を示す朝鮮通貨は、西暦一四三三年と一五世紀前半代であり、同じく鉄釉小壺の製作年代も一五世紀以降とするのが妥当であり、甕内部に焼骨等が納められた年代は一五世紀以降といえる。また、朝鮮通貨より新しい銭貨の無いことから一五世紀も半ば以降とは考え難く、その時期は一五世紀中頃と推測される。つまり、出土した銭貨のいずれもが、かなり強い火燃を受けており、他所

で火葬された人骨を一括して、五輪塔建立から約一五〇年経た後に埋納したもといえる。

果して、焼骨等の埋納が本施設建立の本来の目的と合致するものか否かは即断できないが、相互の年代差からみて直結しないといえる。しかし、それらが埋納された時代(仮に一五世紀として)においても隆盛を誇った文永寺の管理下にあつて、本五輪塔建立者の意志は護られていたはずである。それにより、甕内部からの出土品は、五輪塔建立者の一族もしくは、それと強いつながりを持つものであることは否定できない。

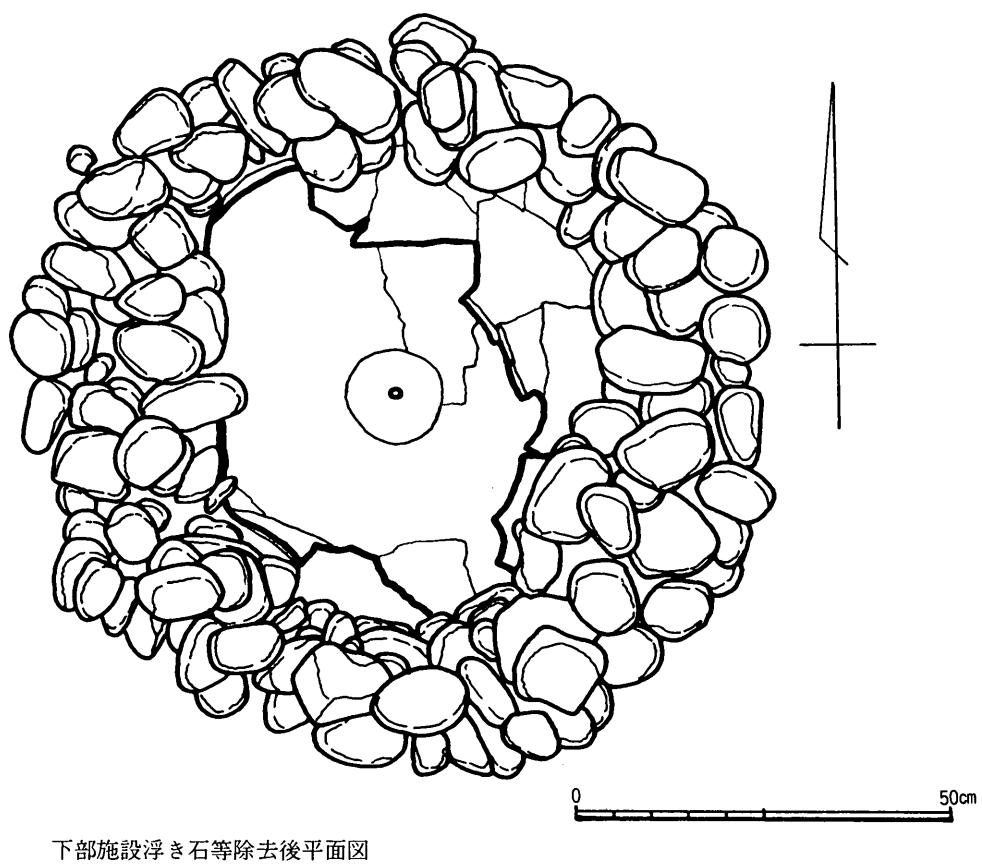
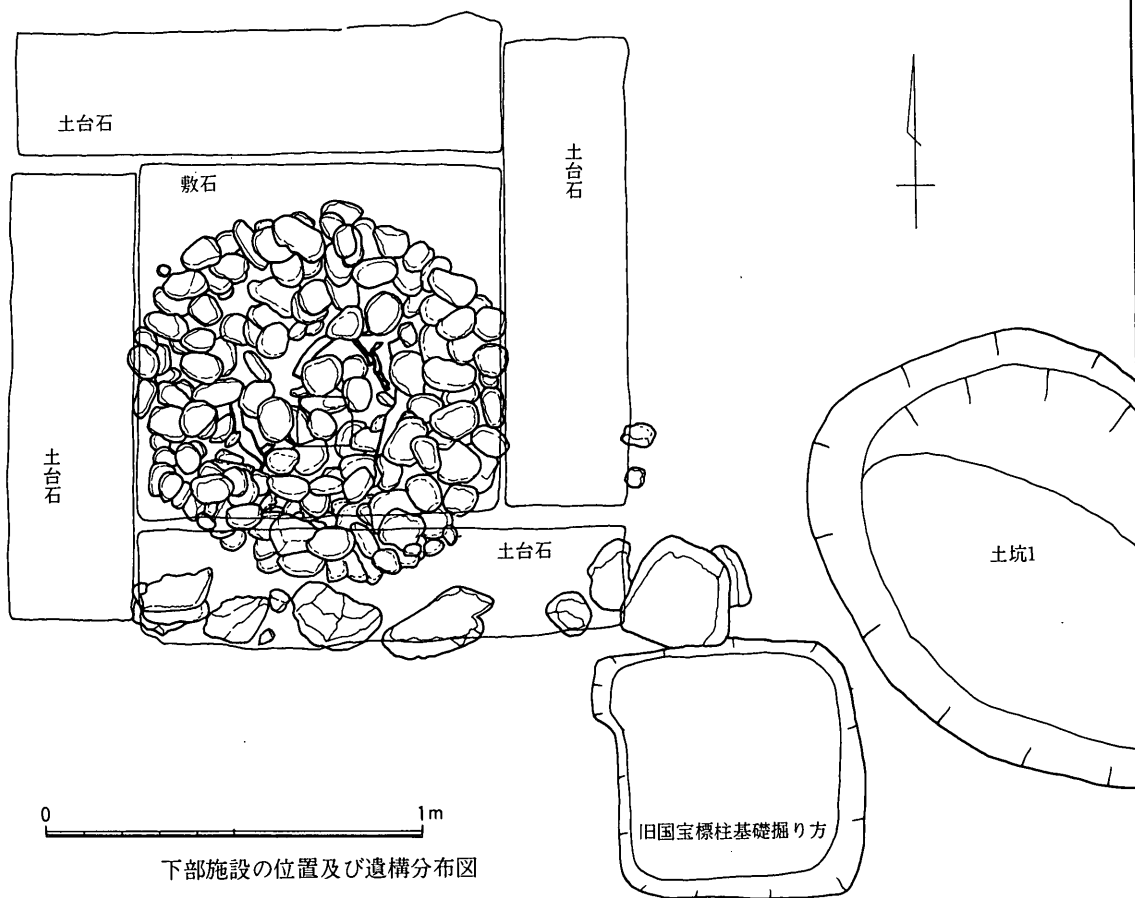
最後に、出土品からみた五輪塔建立の主旨についてであるが、下部施設である常滑焼甕内部から五輪塔建立時と合致するものが皆無であり究め難いといえる。しかし、畿内地方に類例の求められるように常滑焼大型甕を用いた納経施設であつたことも推測される。このことは、本地点の地下水等の環境条件下にあつて有機質の残存する可能性のほとんど無いことからその推測が許されると考えられる。

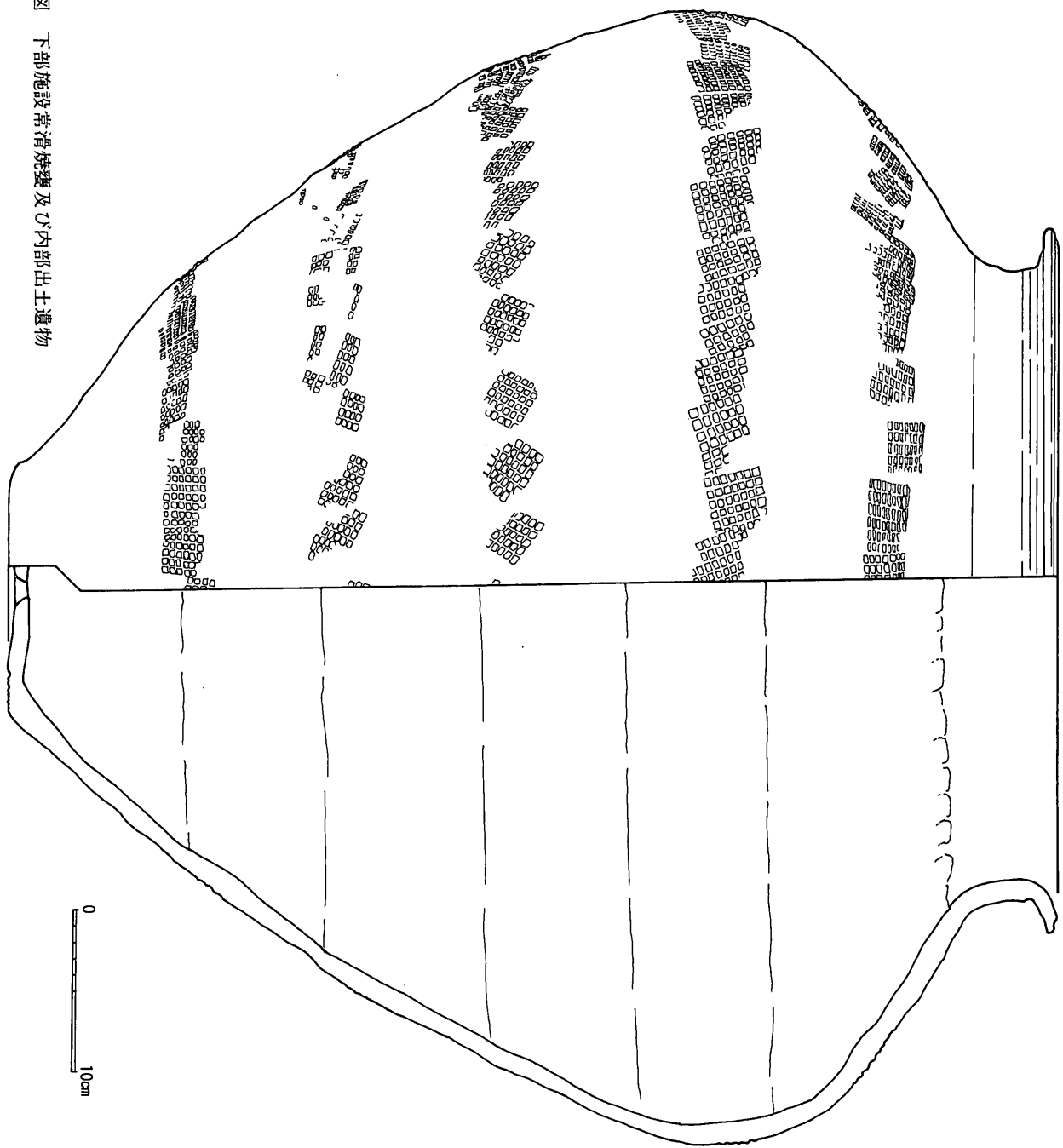
第17図 土台石・敷石等平面分布図、南北方向断面図



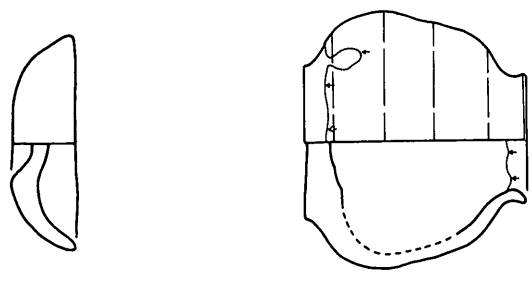
- I 黒色土 (やわらかい腐植土的)
- II 黒褐色土 (旧耕作土)
- III 黄色土混り黒褐色土 (土台石掘り方)
- IV 褐色土
- V 黄色粘質土
- VI 焼骨・炭粒
- VII 黒色粘質土
- VIII 黄褐色粘質土

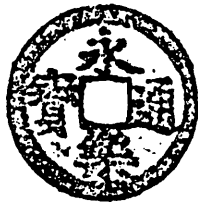
第18図 下部施設



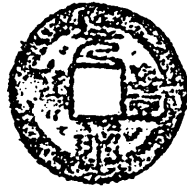


第19図 下部施設常滑焼壺及び内部出土遺物

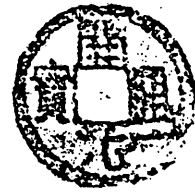




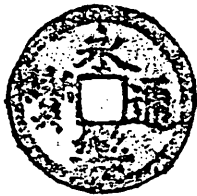
永樂通寶



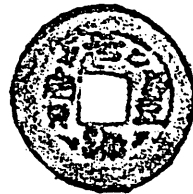
元豐通寶



開元通寶



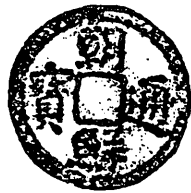
永樂通寶



元豐通寶



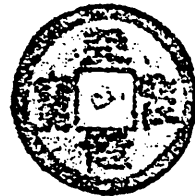
咸平元寶



朝鮮通寶



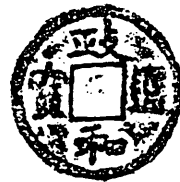
紹聖元寶



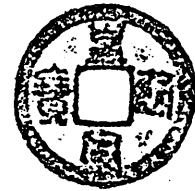
天聖元寶



○定元○



政和通寶



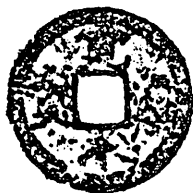
皇宋通寶



政和通寶



皇宋通寶



寬水通寶



淳祐元寶



皇宋通寶

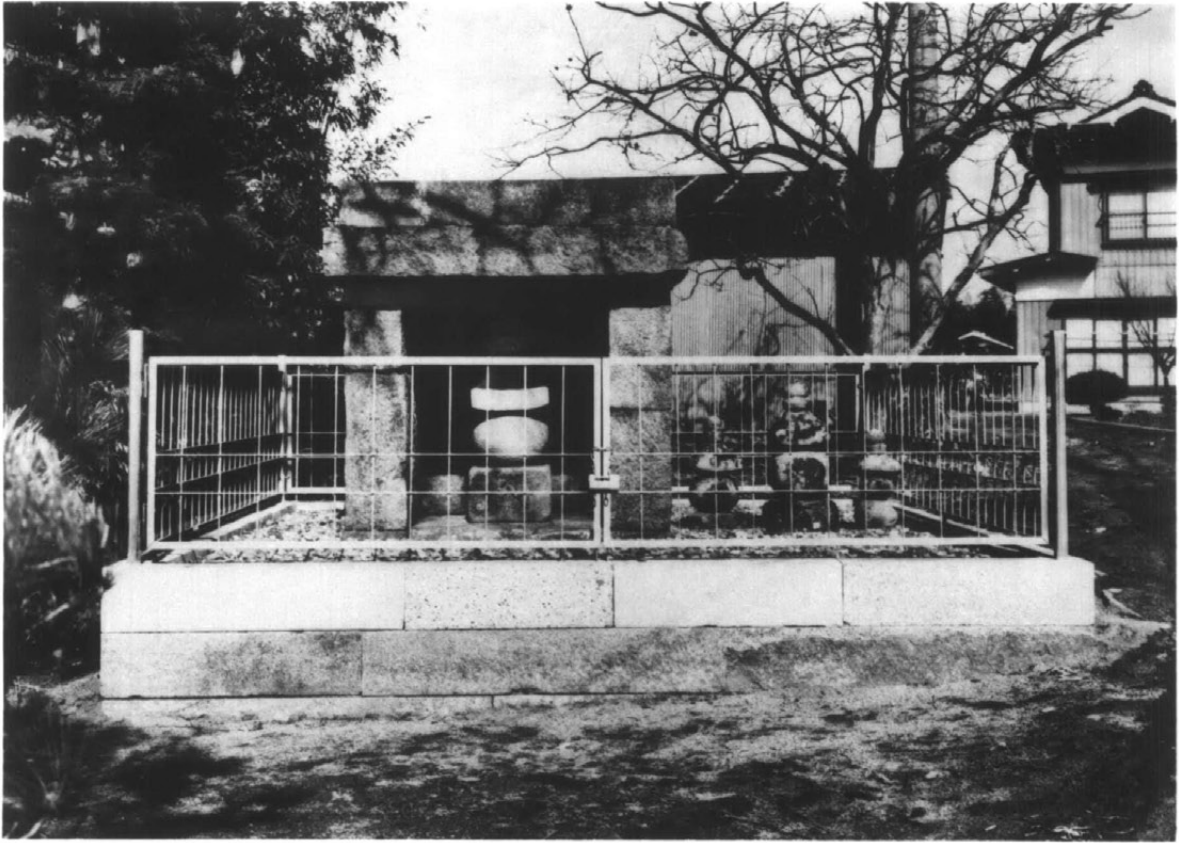


第20圖 下部施設内部出土錢貨

圖 版



1 竣工 石室・五輪塔



2 竣工 正面（南面）



3 修理前 正面（南面）



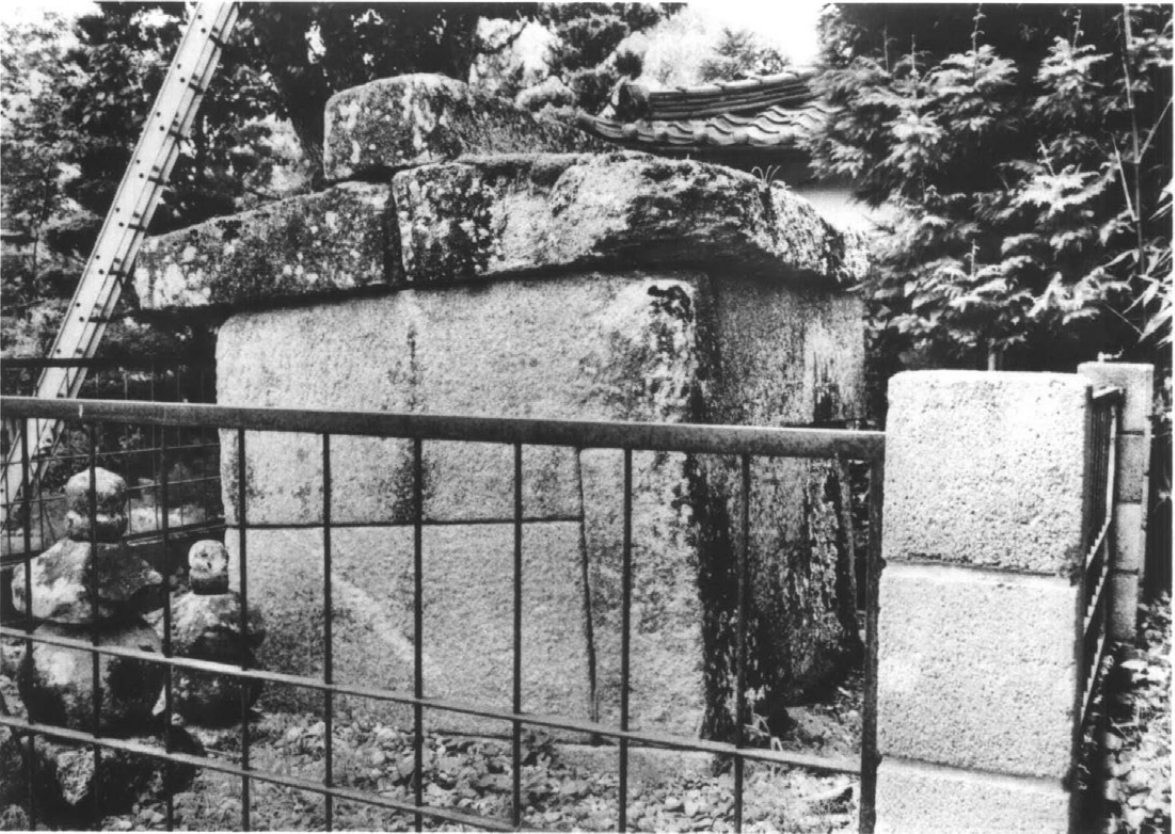
4 竣工 正側面（南西面）



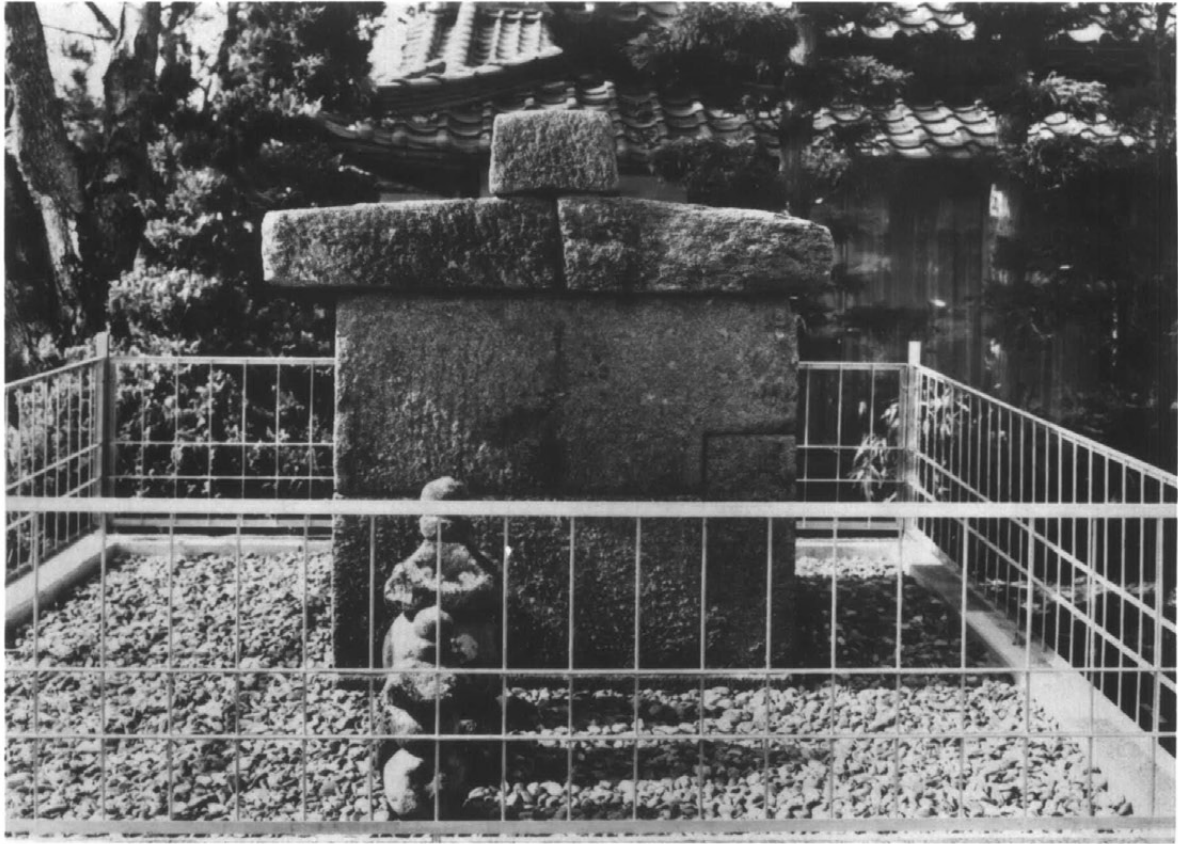
5 修理前 正側面（南西面）



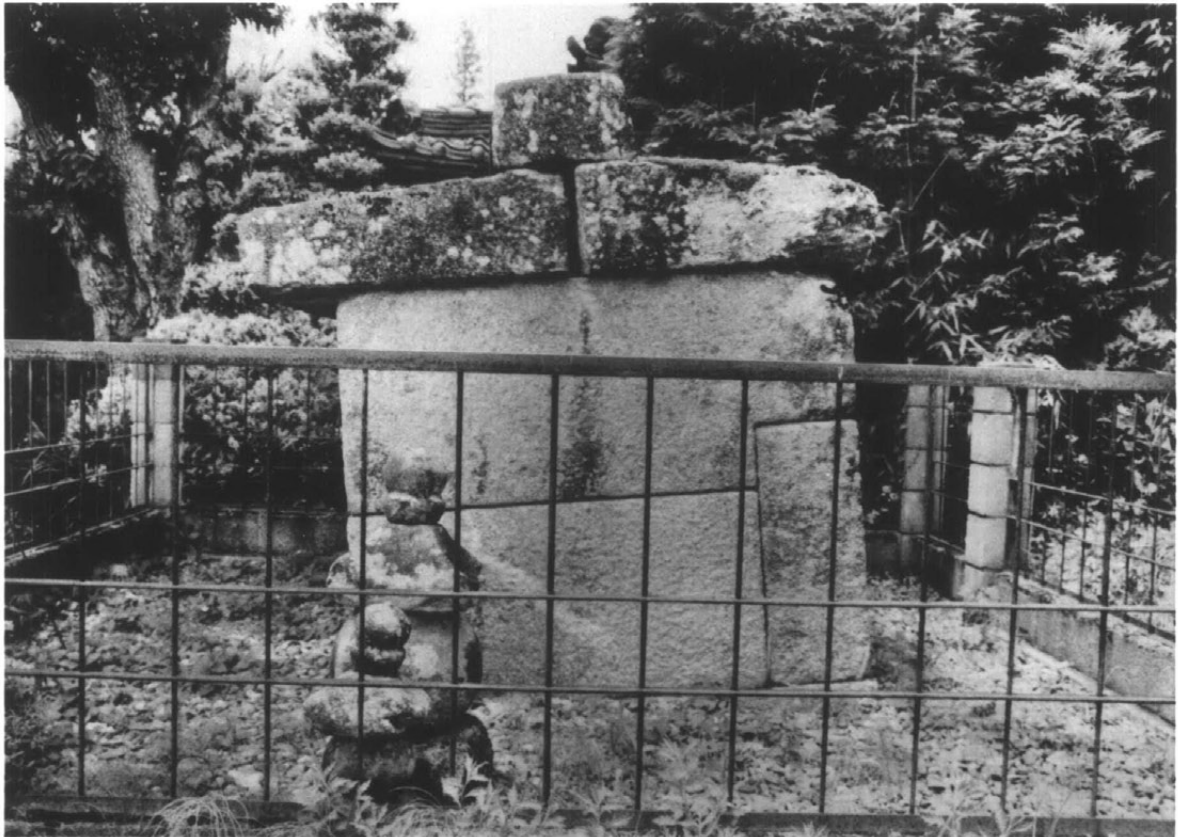
6 竣工 背側面（北東面）



7 修理前 背側面（北東面）



8 竣工 側面（東面）



9 修理前 側面（東面）



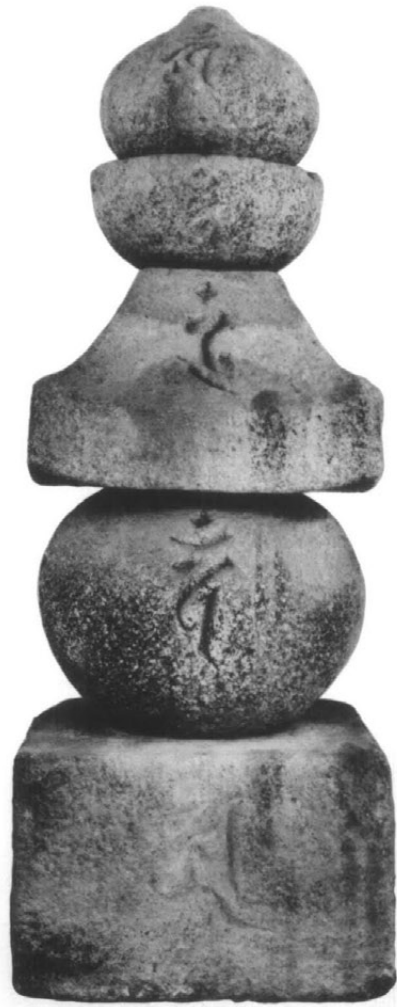
11 五輪塔(南面)



12 五輪塔(西面)



13 五輪塔(北面)



14 五輪塔(東面)

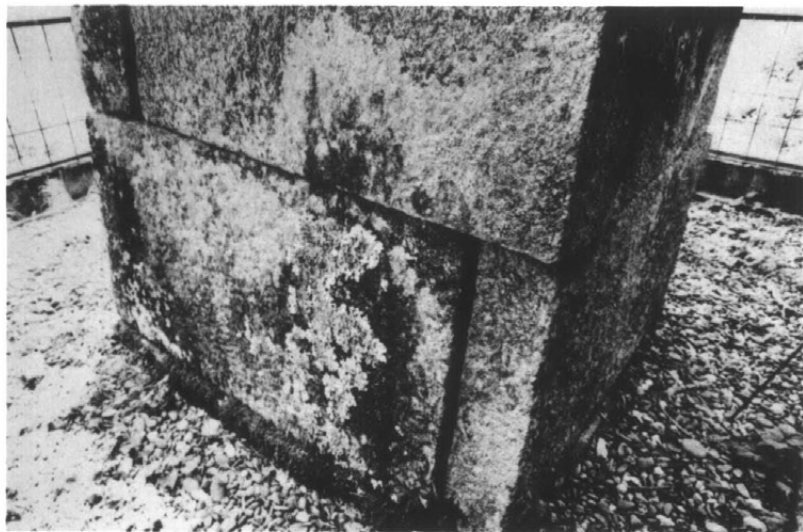


キ
ヤ
ー
カ
ー
ラ
ー
バ
ー
ア
ー

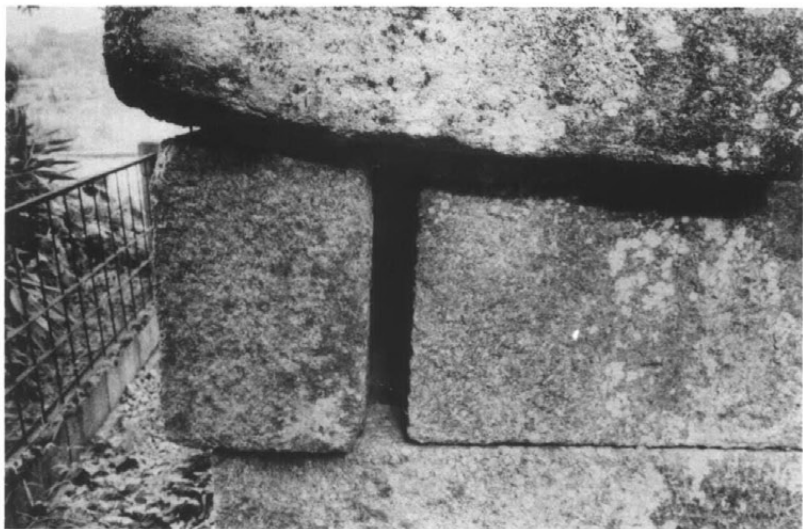
キ
ヤ
カ
ラ
バ
ア

キ
ヤ
ク
カ
ク
ラ
ク
バ
ク
ア
ク

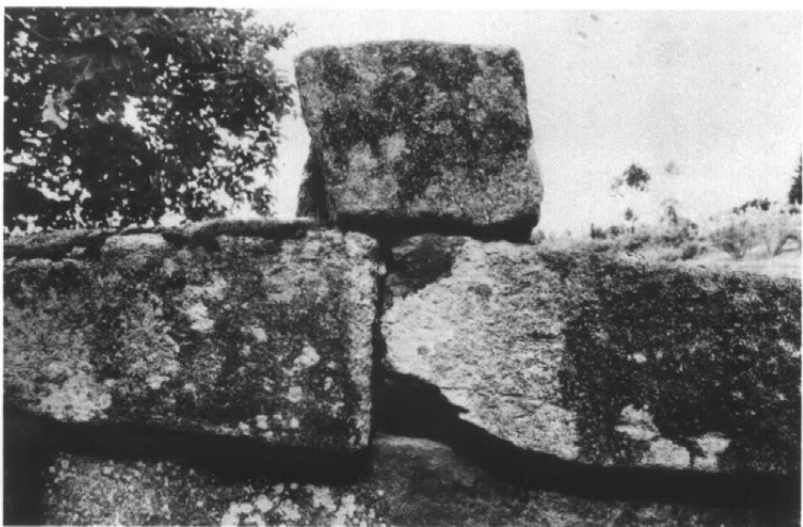
キ
ヤ
ン
カ
ン
ラ
ン
バ
ン
ア
ン



15 壁石のずれ(背面)



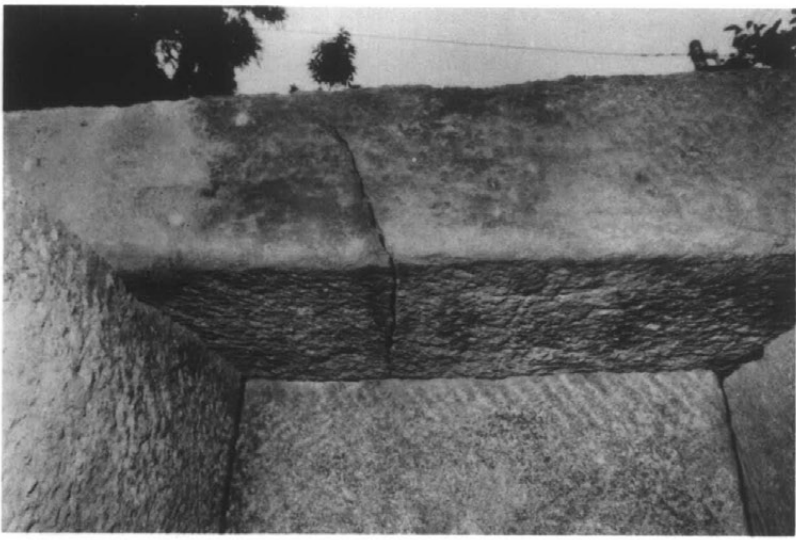
16 同上



17 棟木欠失



18 屋根石風蝕(背面)



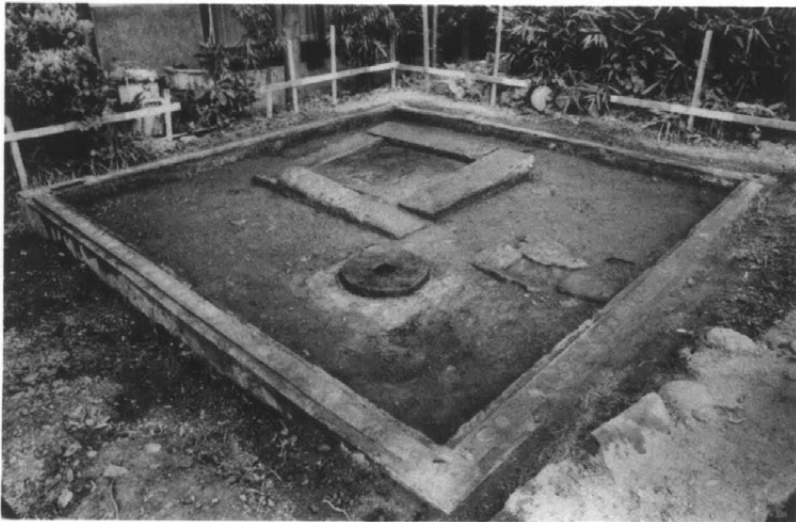
19 屋根石（背面側）



20 屋根石下端（正面側）



21 敷石上端



22 土台石不同沈下



23 保護柵解体中



24 棟石取外し中



25 屋根石(背面側)取外し中



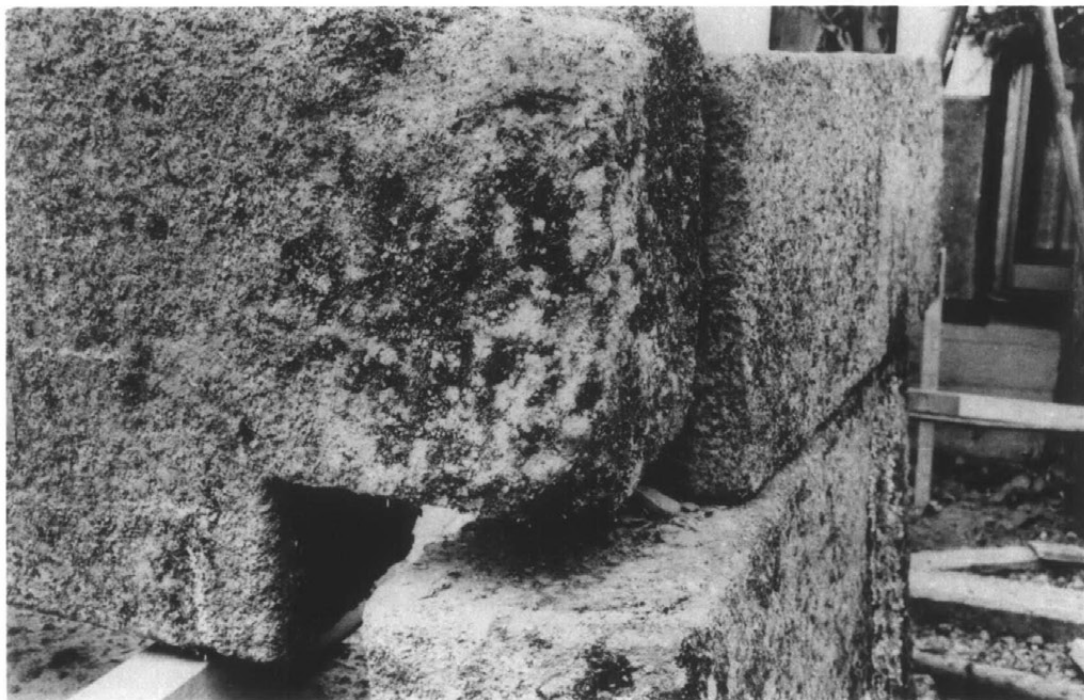
26 屋根石取外し中 (背面東側)



27 屋根石取外し中 (背面西側)



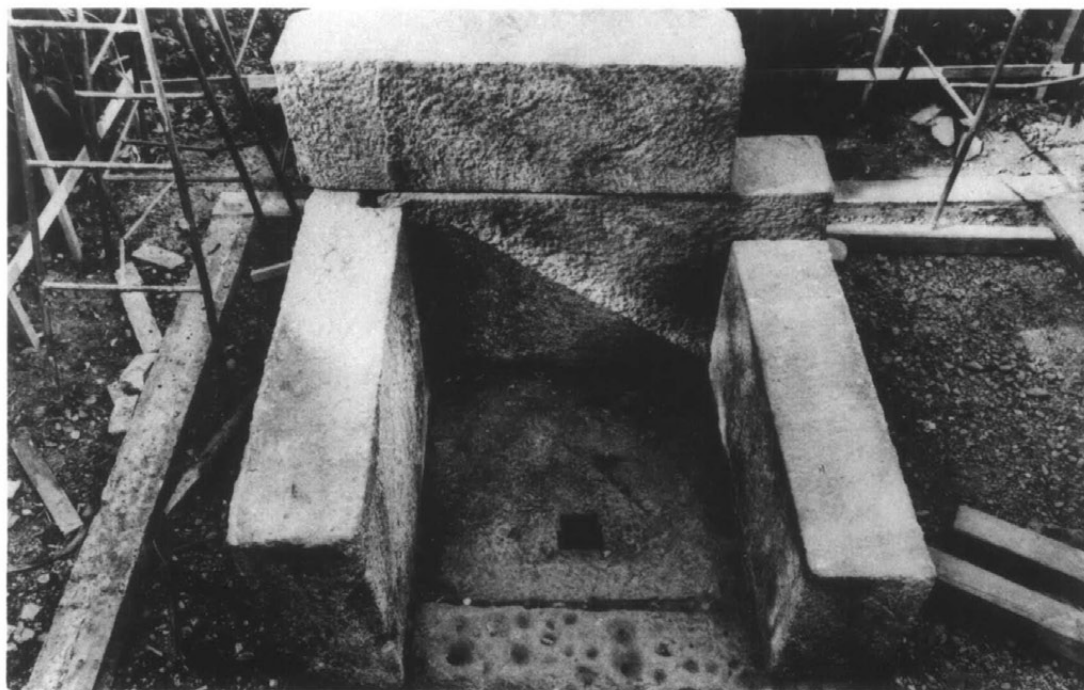
28 屋根石取外し完了



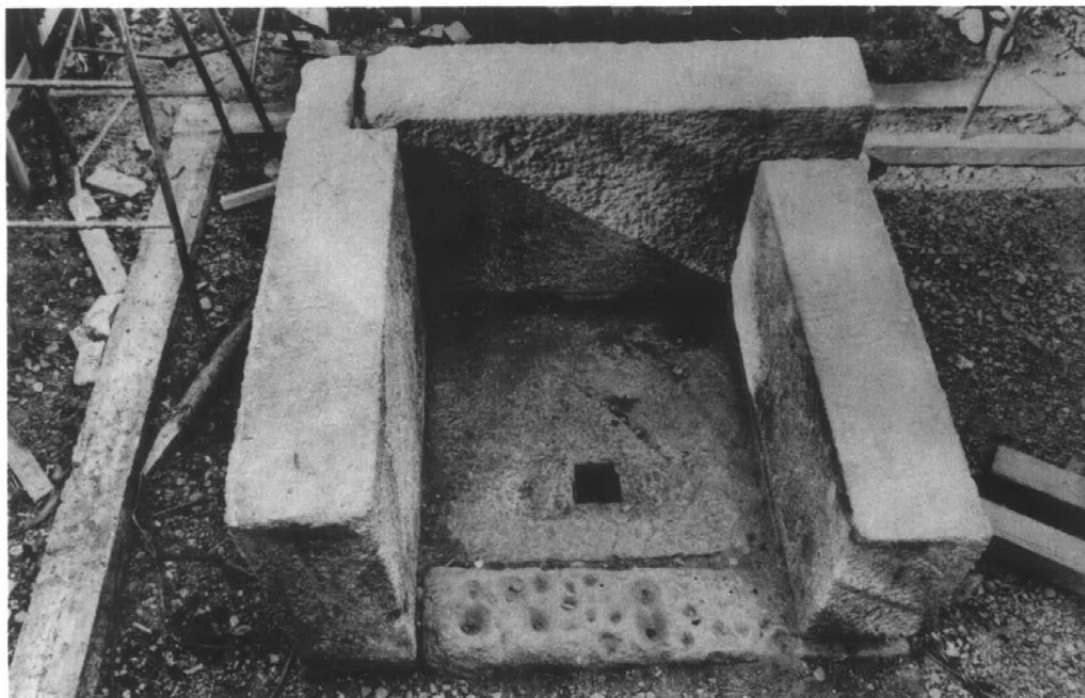
29 壁石取外し中 (北東隅上段)



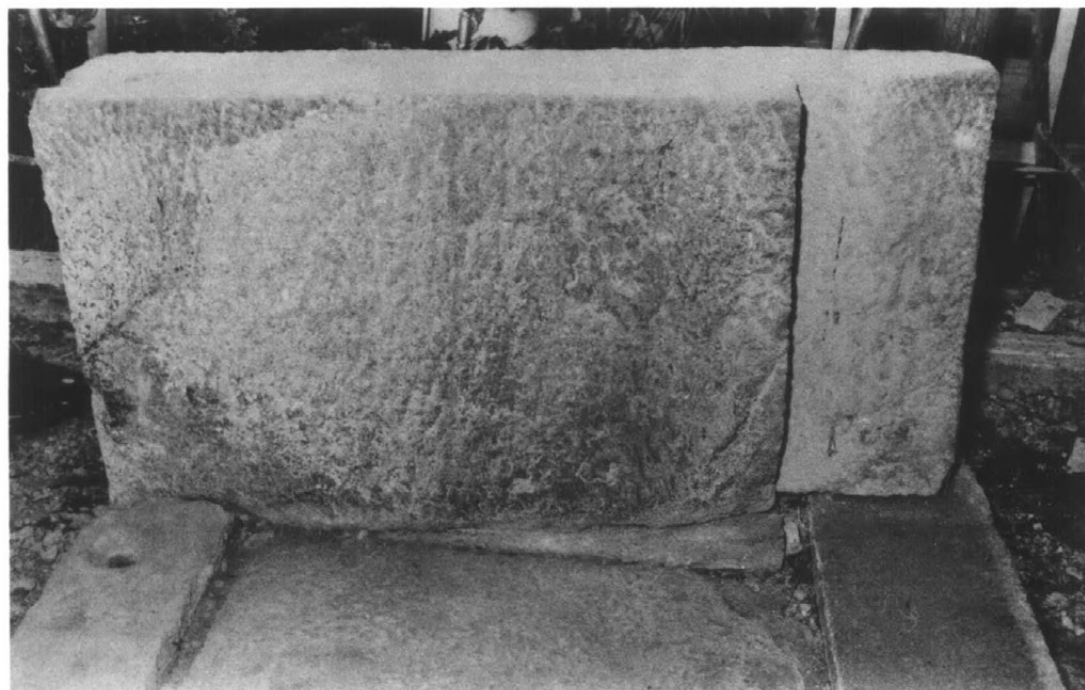
30 壁石取外し中 (手前正面)



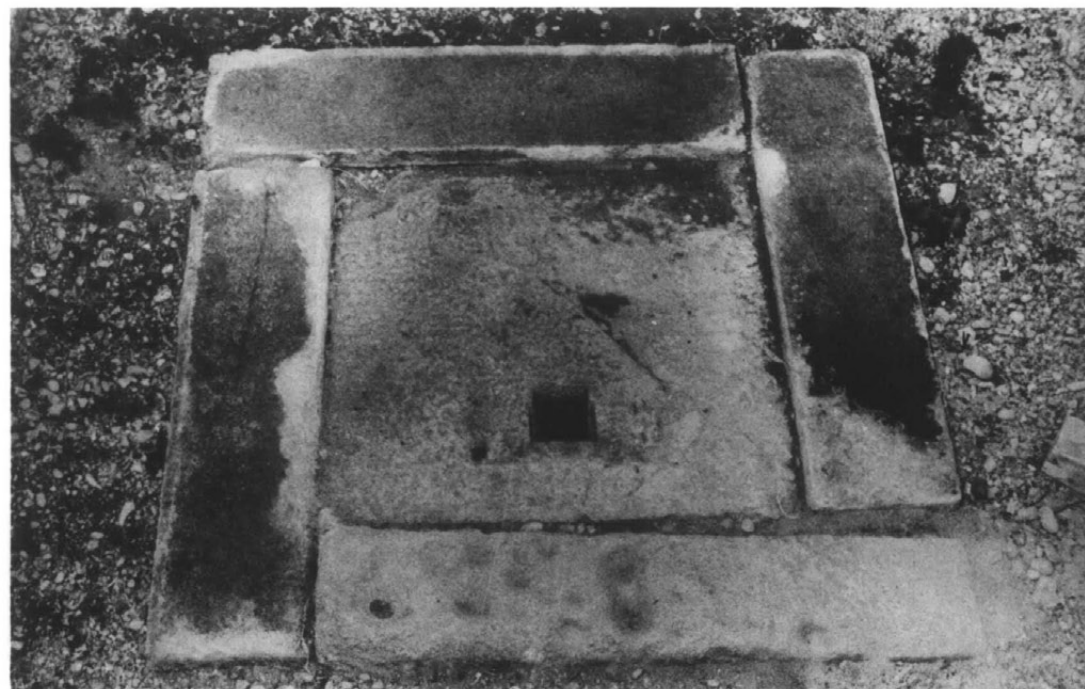
31 壁石取外し中



32 壁石取外し中



33 壁石取外し中(西面下段内側)



34 壁石取外し完了

現状変更

要旨

石室

約四〇センチメートル地上げする。



35 敷石（土台取外し）



36 敷石取外し（手前玉石は土台石の飼物用、奥の玉石は壺を囲むように積上げた石）



37 土を取り除いた状態（敷石沈下により壺の上部が破壊され内部に落ち込んでいた）

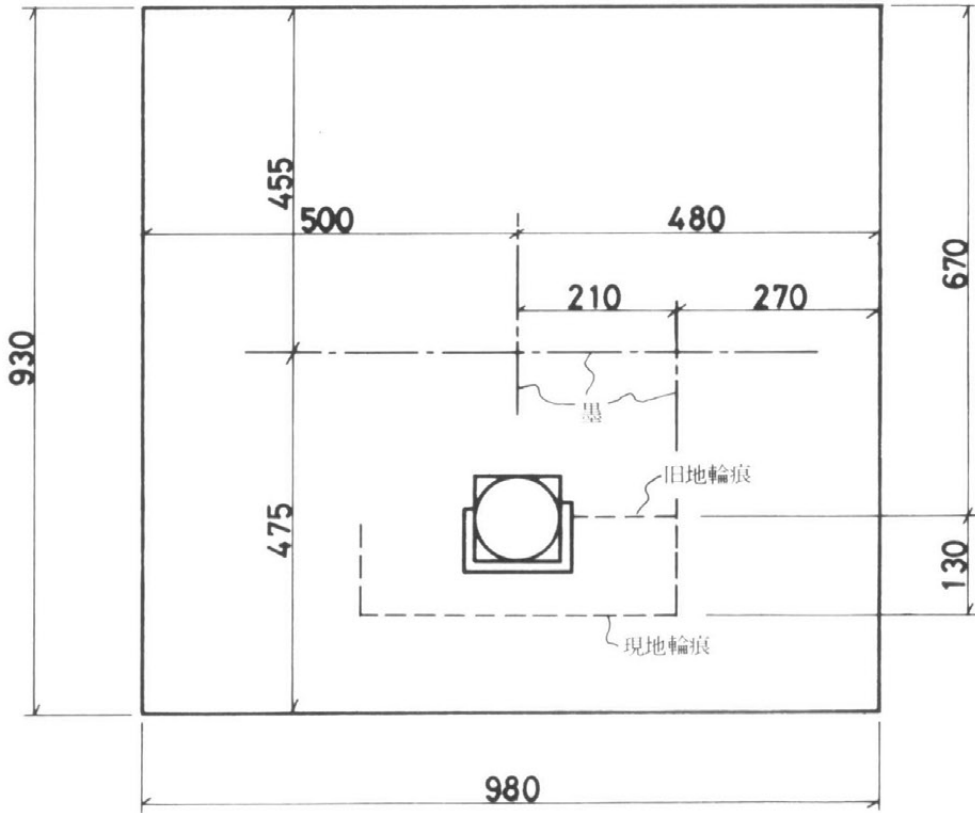
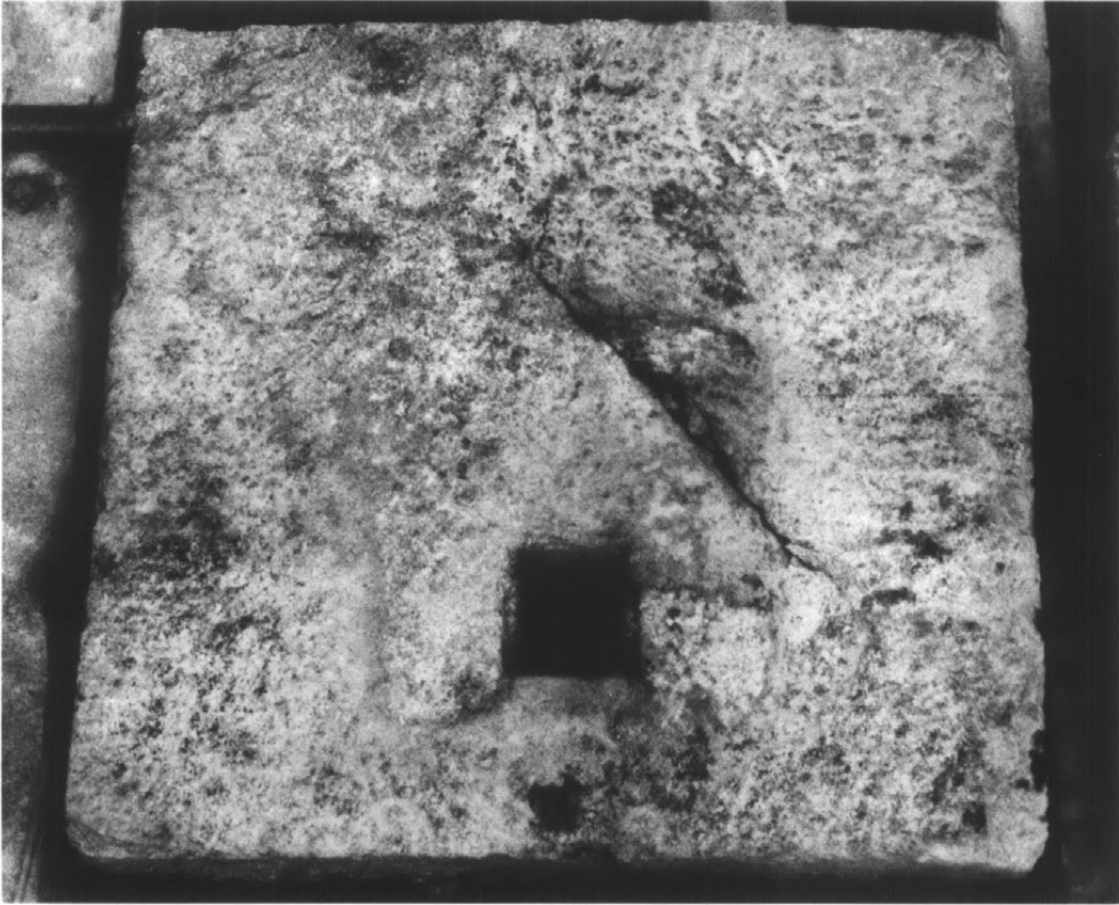
現状変更

要旨

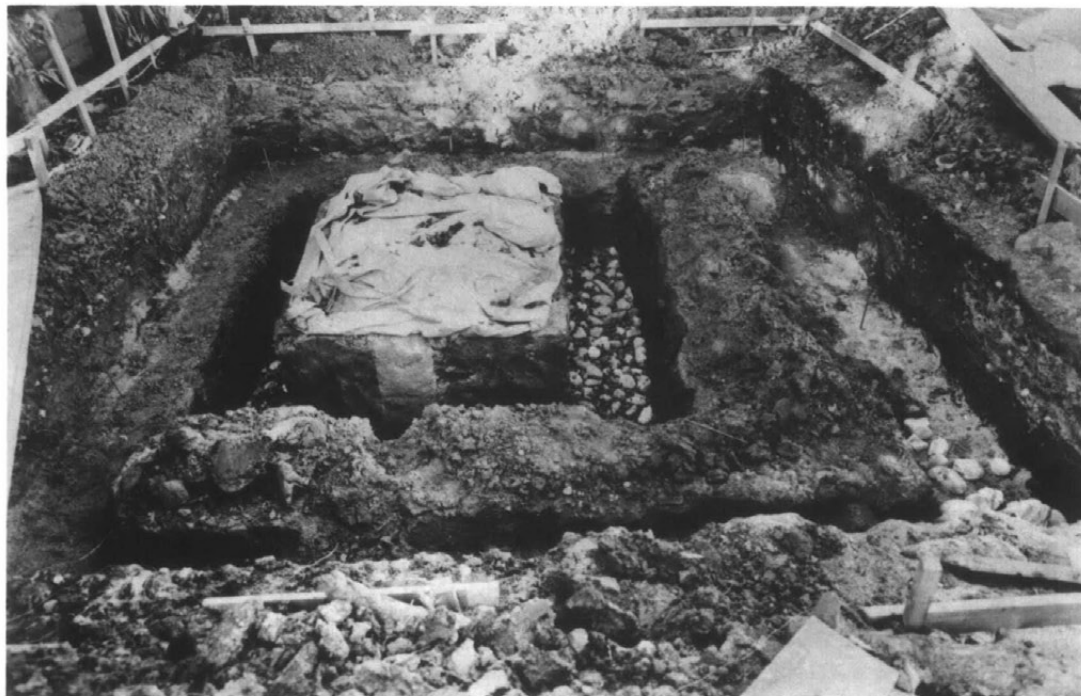
五輪塔

約一三センチメートル後方に移動する。

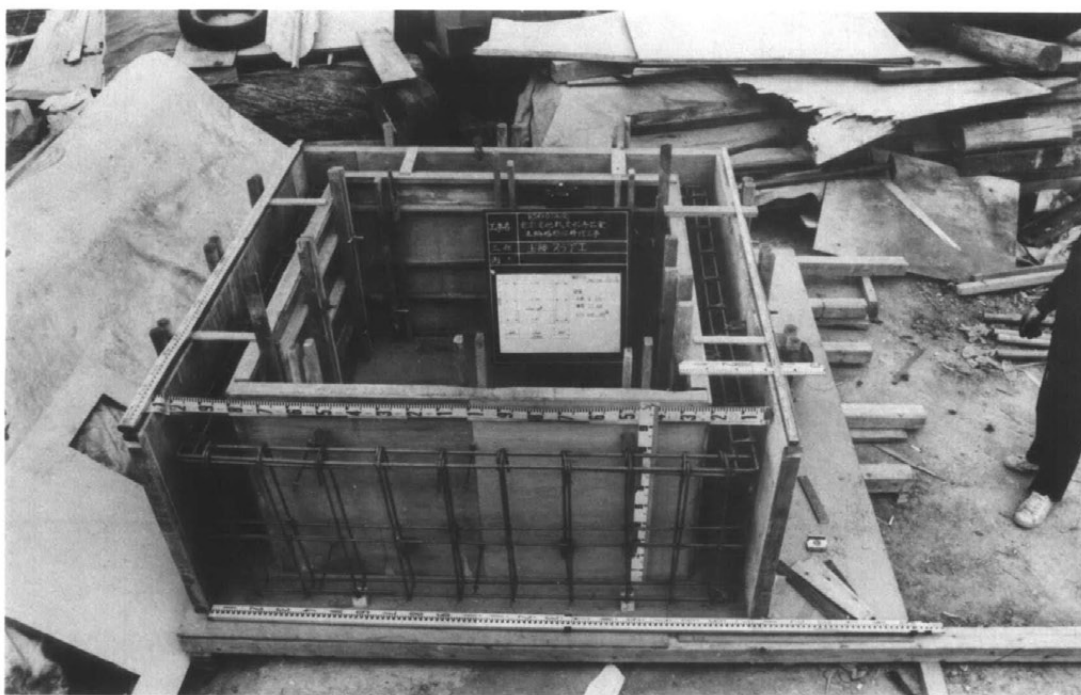
38 敷石上端（墨及び当り痕がある）



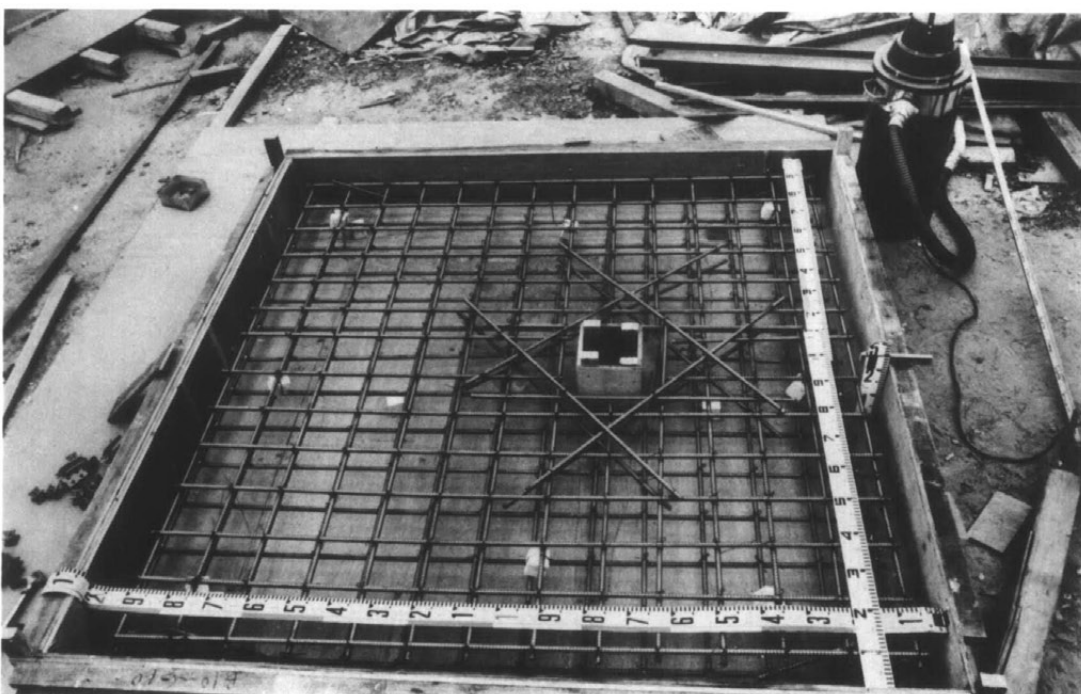
※単位は mm



39
根切



40
布基礎配筋



41
スラブ配筋



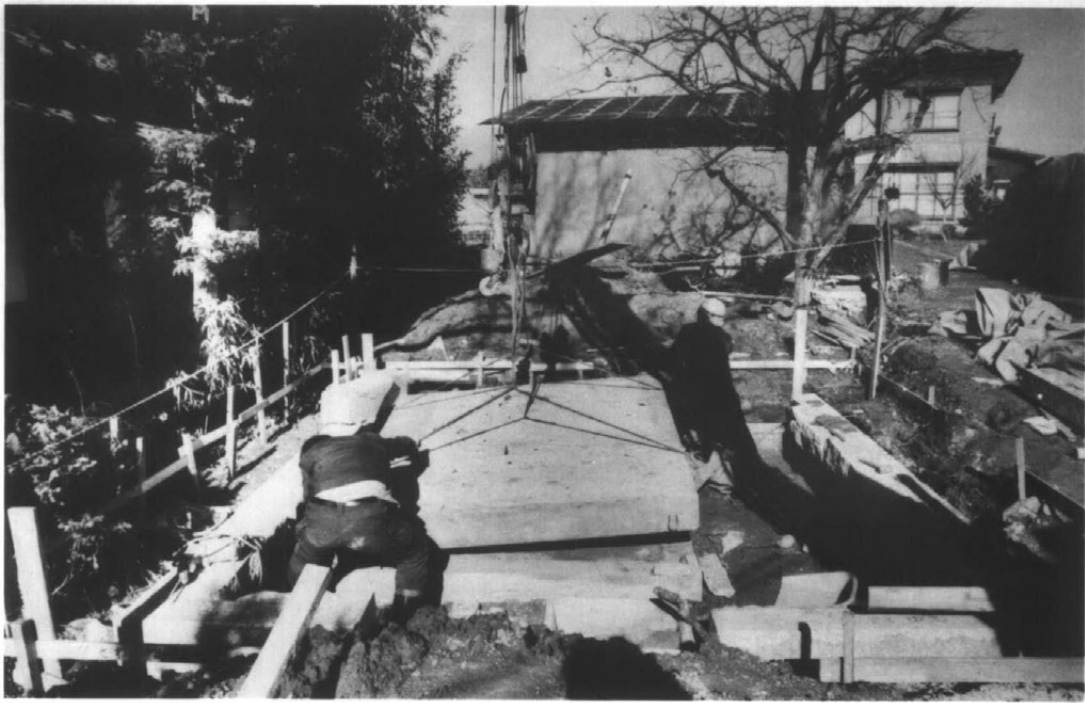
42 コンクリート布基礎据付中



43 骨蔵器据付中



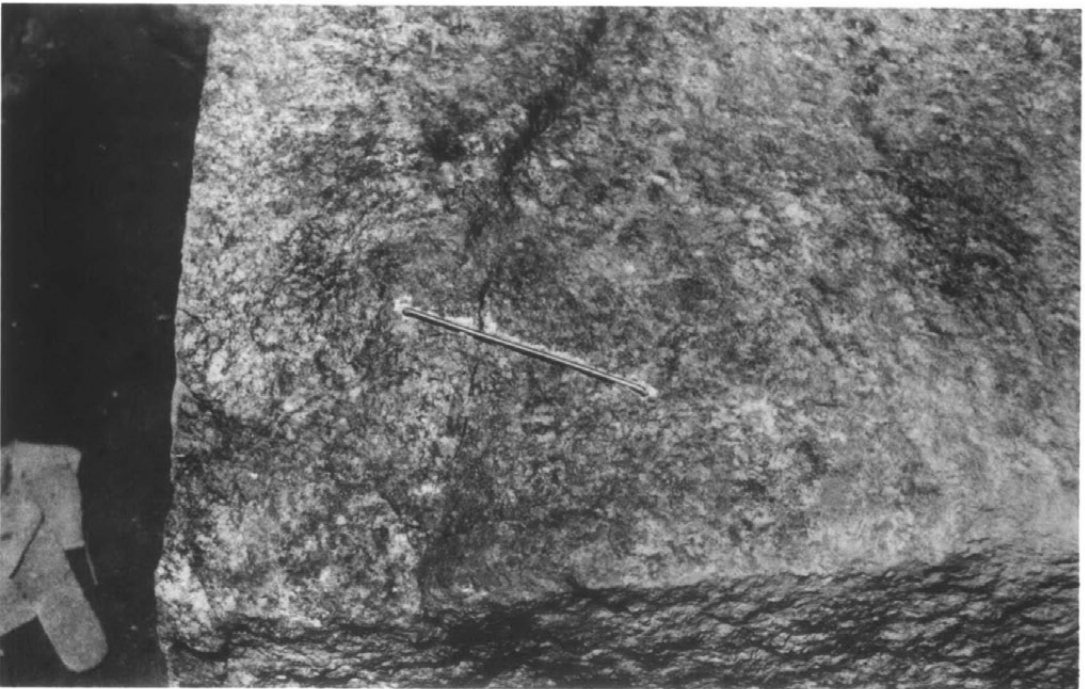
44 同上 据付完了



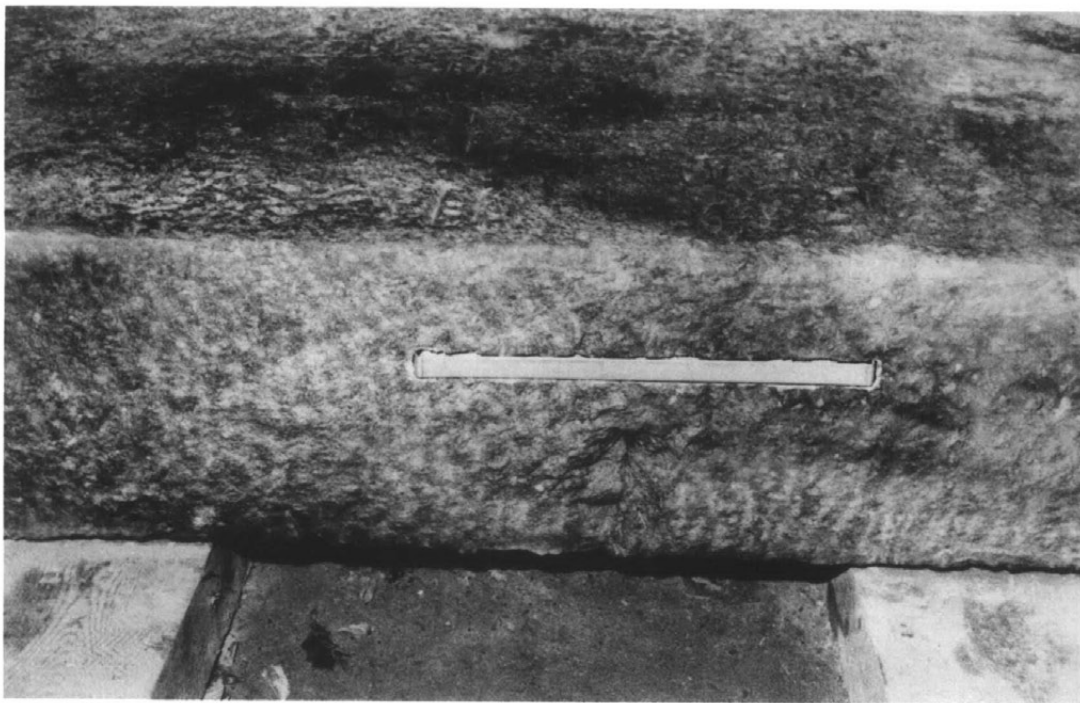
45 コンクリートスラブ据付完了



46 防水処理 (SS-101塗布)



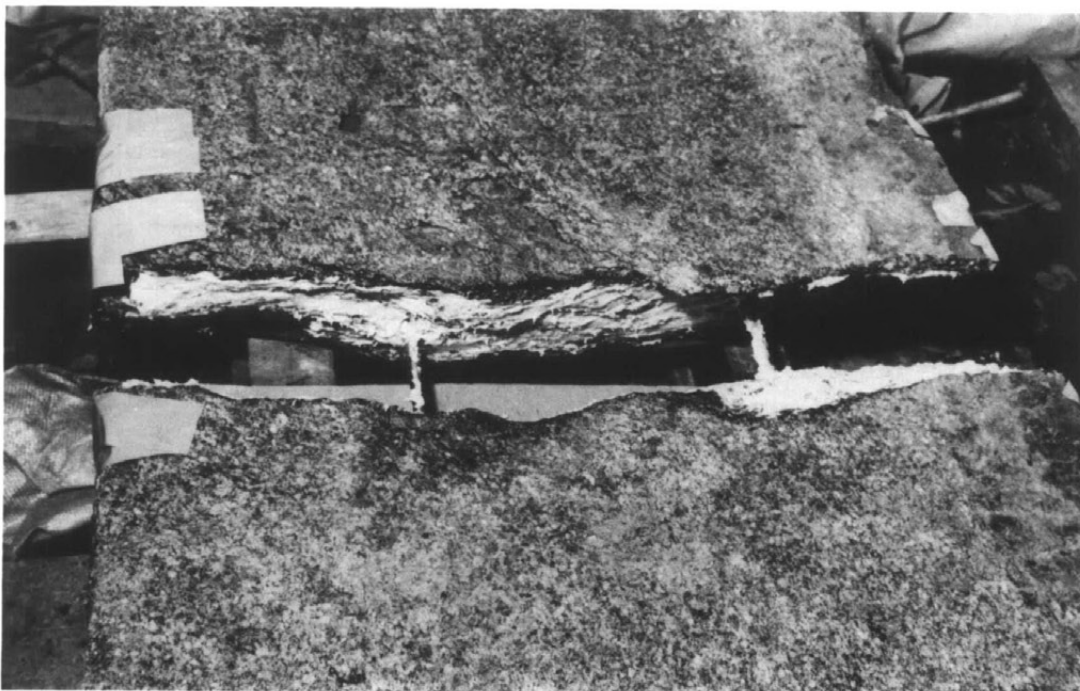
47 屋根石亀裂部鏡補強



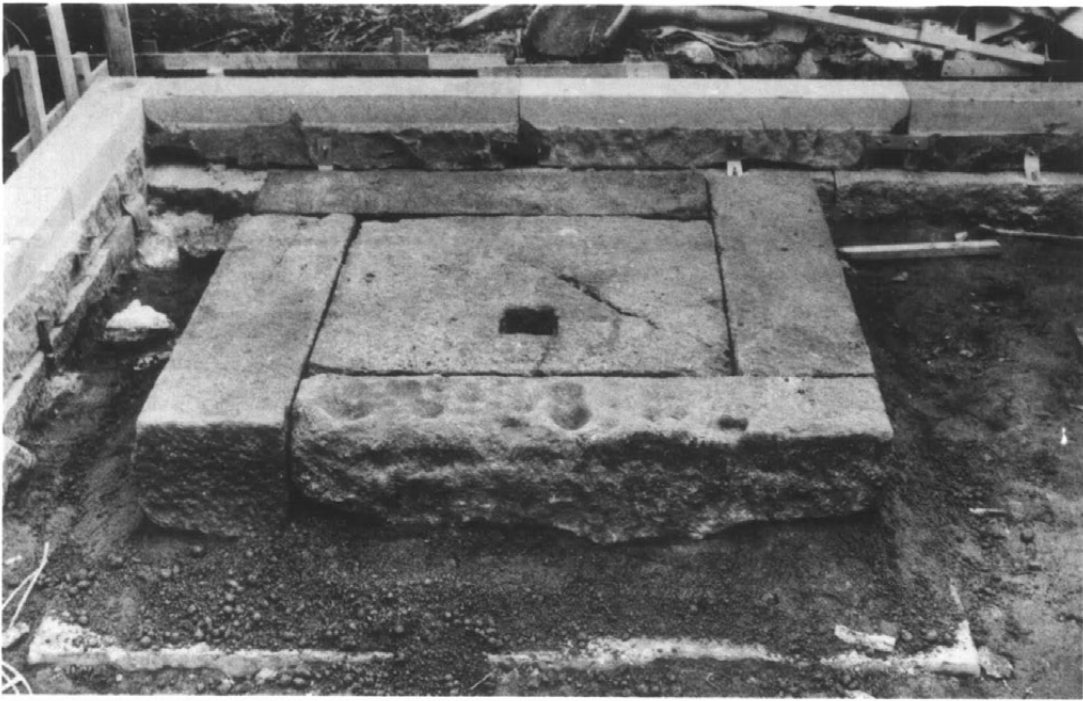
48 屋根石亀裂部鉄補強



49 屋根石破断面ステンレス筋挿入



50 屋根石接着



51 敷石土台石据付完了



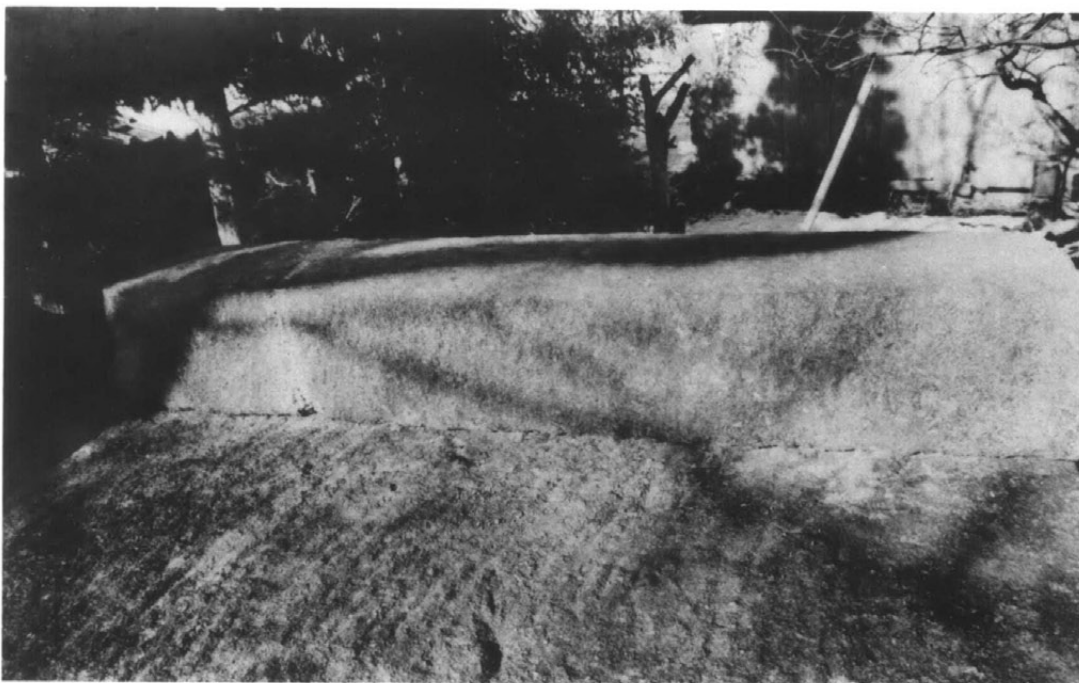
52 壁石積上げ完了(一段)



53 同上(二段)



54 屋根石据付完了



55 棟石据付完了



56 指定外五輪塔三基据付完了



イ 正側面



ロ 内部

57 仏隆寺石室



58 十輪院石仏龕



イ 正側面



ロ 内部 (清水を満えている)

59 岩船寺石室



イ 正側面



ロ 屋根背面

60 守福寺宝殿



イ 正面



ロ 背側面

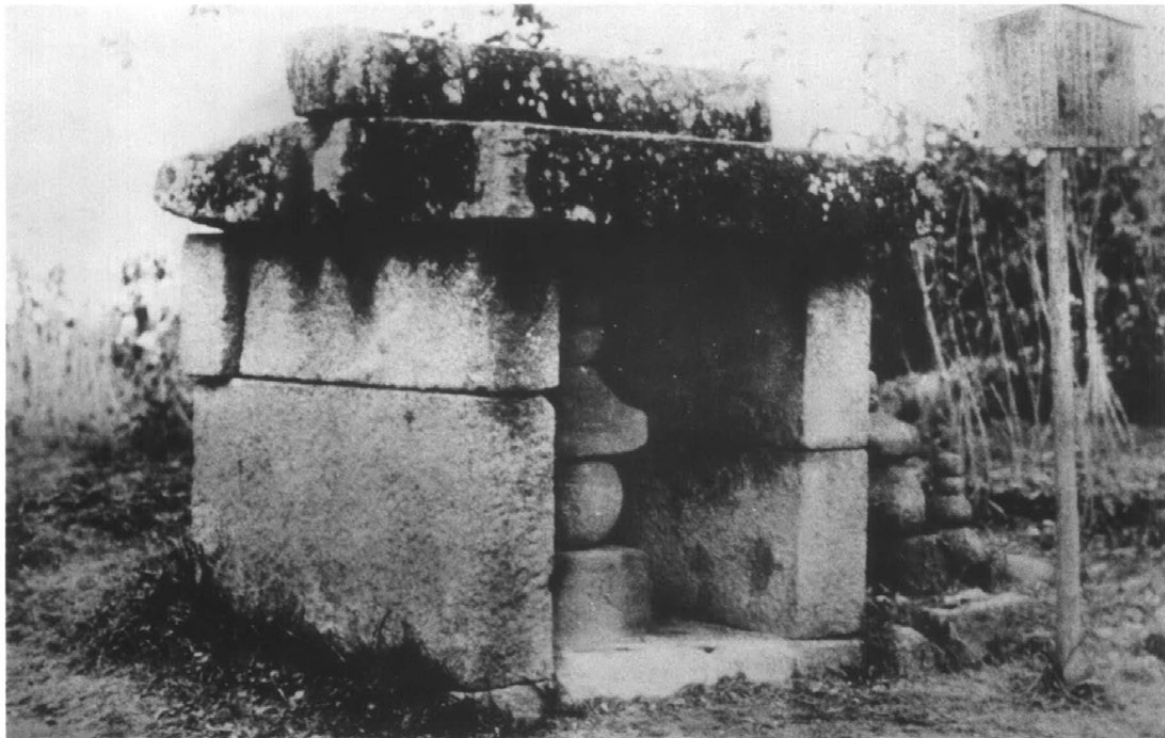


ハ 背側面



ニ 棟頂上に刻まれた種子（キリコ）

61 隆崇院石室千体仏（岐阜県恵那郡岩村町史跡。江戸時代・寛永九年）



62 石室写真（指定時以前）



63 屋根石下端銘文



64 文永寺史（昭和十五年）刊行時に執られた拓本（下伊那教育委員会所蔵）



66 常夜燈（慶応三の銘有）



65 文永寺参道（中央奥は二天門）



68 手水舎（享保十七の銘有）



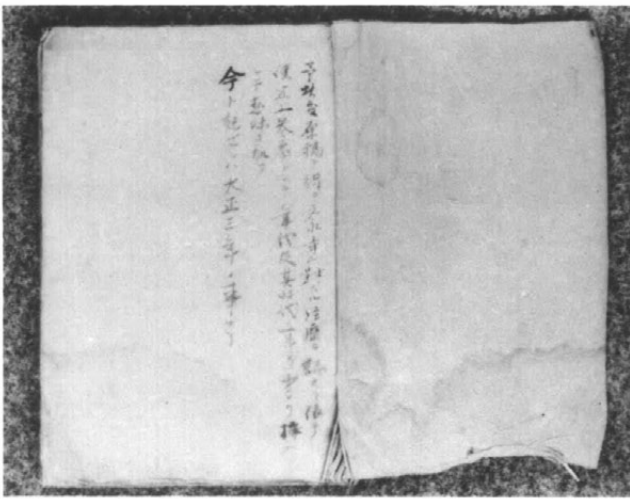
67 石燈籠（元文六の銘有）



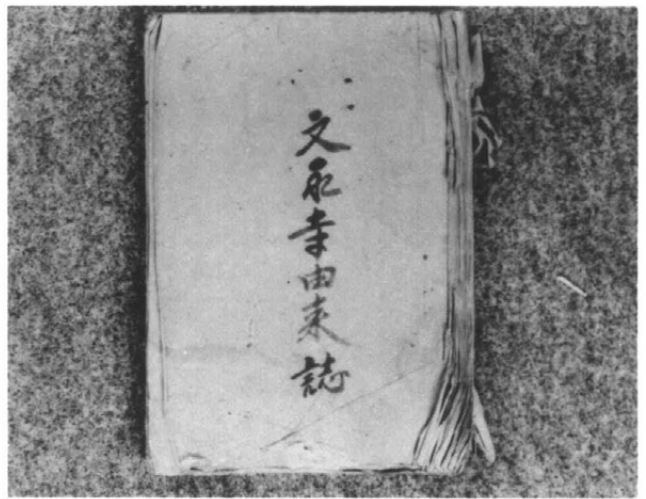
70 石造三重塔（明和四の銘有）



69 文永寺歴代住職の墓石



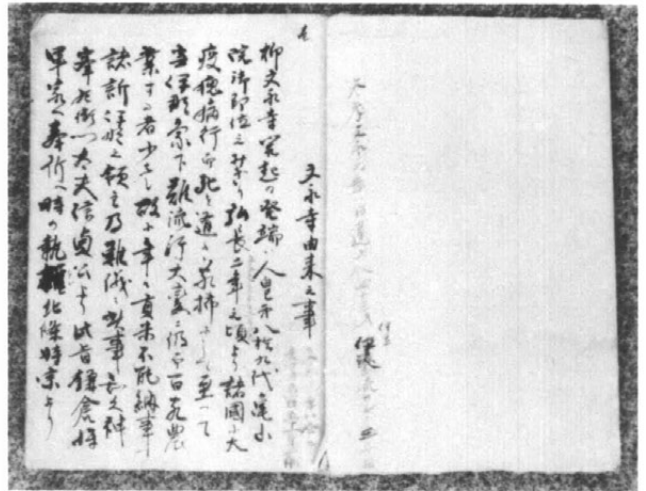
②



①



④



③



⑥



⑤



⑧



⑦

第十七世
 法印卓英
 推六阿闍梨 奉 法印卓英
 西山 法印卓英

法印卓英 推六阿闍梨 奉 法印卓英
 西山 法印卓英

34

第十七世
 英宜法印
 推六阿闍梨 奉 英宜法印
 西山 英宜法印

英宜法印 推六阿闍梨 奉 英宜法印
 西山 英宜法印

33

第十七世
 吳教法印
 推六阿闍梨 奉 吳教法印
 西山 吳教法印

吳教法印 推六阿闍梨 奉 吳教法印
 西山 吳教法印

36

第十七世
 吳教法印
 推六阿闍梨 奉 吳教法印
 西山 吳教法印

吳教法印 推六阿闍梨 奉 吳教法印
 西山 吳教法印

35

第十七世
 吳教法印
 推六阿闍梨 奉 吳教法印
 西山 吳教法印

吳教法印 推六阿闍梨 奉 吳教法印
 西山 吳教法印

38

第十七世
 吳教法印
 推六阿闍梨 奉 吳教法印
 西山 吳教法印

吳教法印 推六阿闍梨 奉 吳教法印
 西山 吳教法印

37

第十七世
 吳教法印
 推六阿闍梨 奉 吳教法印
 西山 吳教法印

吳教法印 推六阿闍梨 奉 吳教法印
 西山 吳教法印

40

第十七世
 吳教法印
 推六阿闍梨 奉 吳教法印
 西山 吳教法印

吳教法印 推六阿闍梨 奉 吳教法印
 西山 吳教法印

39

元禄九子月入院同十四年辛巳年七月九月延江全之神明境より
 切方々々宝物々々延夢阿限々公道有度能相調因帳相濟々々
 智仙房宝物乃乃至國元々可佛旨申念自多者上京孝子江門外
 迎佛尖住宝数多移夫大切之品相移法印英駿早速出付付宝
 取集降園々

牙十五 法印英俊 通仙房上云 飯田平町藤屋庄
 宝永二四月院當寺太殿之跡引請諸堂建立寺領田畑等追添致
 其外大份有是中興之大德也才子辨後安報寺中興才子法印登

本山十九年建院隨身後任當寺才三才子立石寺住
 享保十六年六月八日護之倉再興伊奈一郎初化自任古甲子年八月
 常於一巡上殿成就疫病消除之礼来任古刺米初化也
 廿四人 今由那 二本六在由門 野池村 大平山城寺
 松島七在島 杉島
 廿十六 法印英直 座敷田
 二天門再興三重塔跡石三重塔建立 座无寺最極殿御佛位也
 廿十七 法印阜英 座敷田 御家上云
 後頼家上云
 上京之系松本山家先川吳端寺隨而真悟精学後上京之寶寺

元禄九子月入院同十四年辛巳年七月九月延江全之神明境より
 切方々々宝物々々延夢阿限々公道有度能相調因帳相濟々々
 智仙房宝物乃乃至國元々可佛旨申念自多者上京孝子江門外
 迎佛尖住宝数多移夫大切之品相移法印英駿早速出付付宝
 取集降園々

牙十五 法印英俊 通仙房上云 飯田平町藤屋庄
 宝永二四月院當寺太殿之跡引請諸堂建立寺領田畑等追添致
 其外大份有是中興之大德也才子辨後安報寺中興才子法印登

初願所
 二六号

勅願所文永寺略縁起

権大僧都法印龍善誌

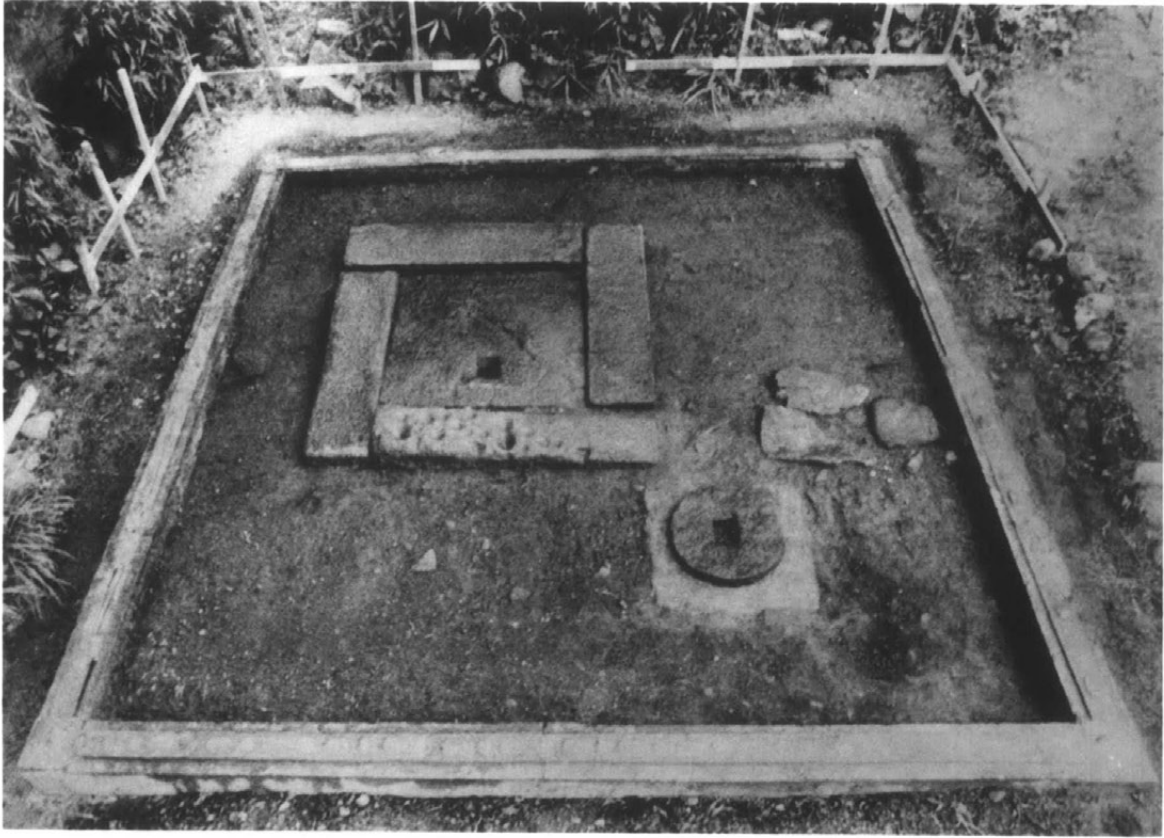
72 古文書（文永寺所蔵、15・16世の項）

第十卷権所署制法中英俊 享保四年才子法印
 飯田奇茶右衛門左衛門
 以代護摩堂客殿架之本堂初使門造新之速直
 而幸中興之山法福宜保四年六月十二日正任殿
 廿十世法印英直 座敷田 御家上云
 後頼家上云
 代佛者鎮守十三重塔塔建古塔立重宣塔有
 天正十年 枕丈

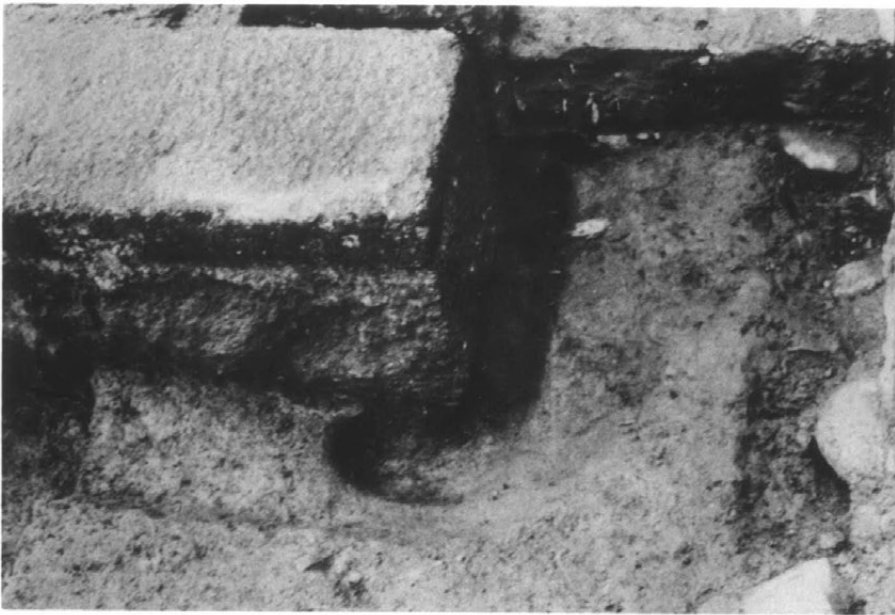
初願所
 二七号

文永寺開起之由来
 御院主代之記録

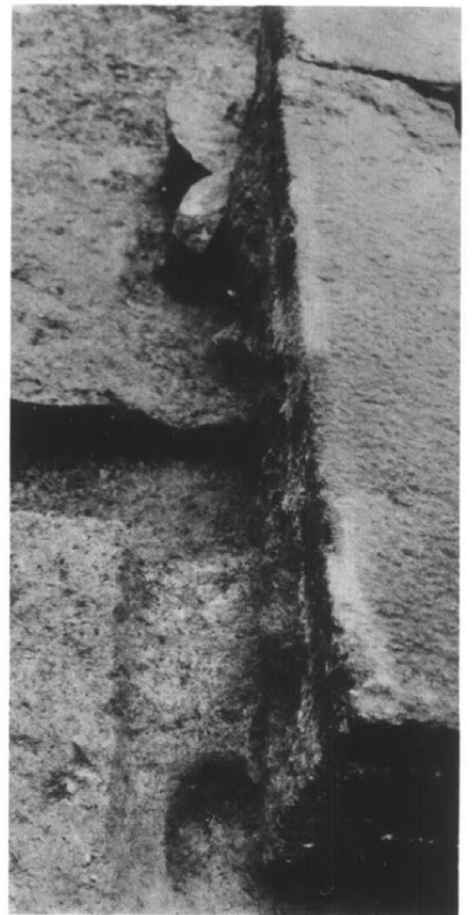
73 古文書（文永寺所蔵、15・16世の項）



74 敷地内全景



75 北西隅土台石下部掘り方



76 北側土台石下部掘り方

77 南側土台石下部



78 北側土台石下部

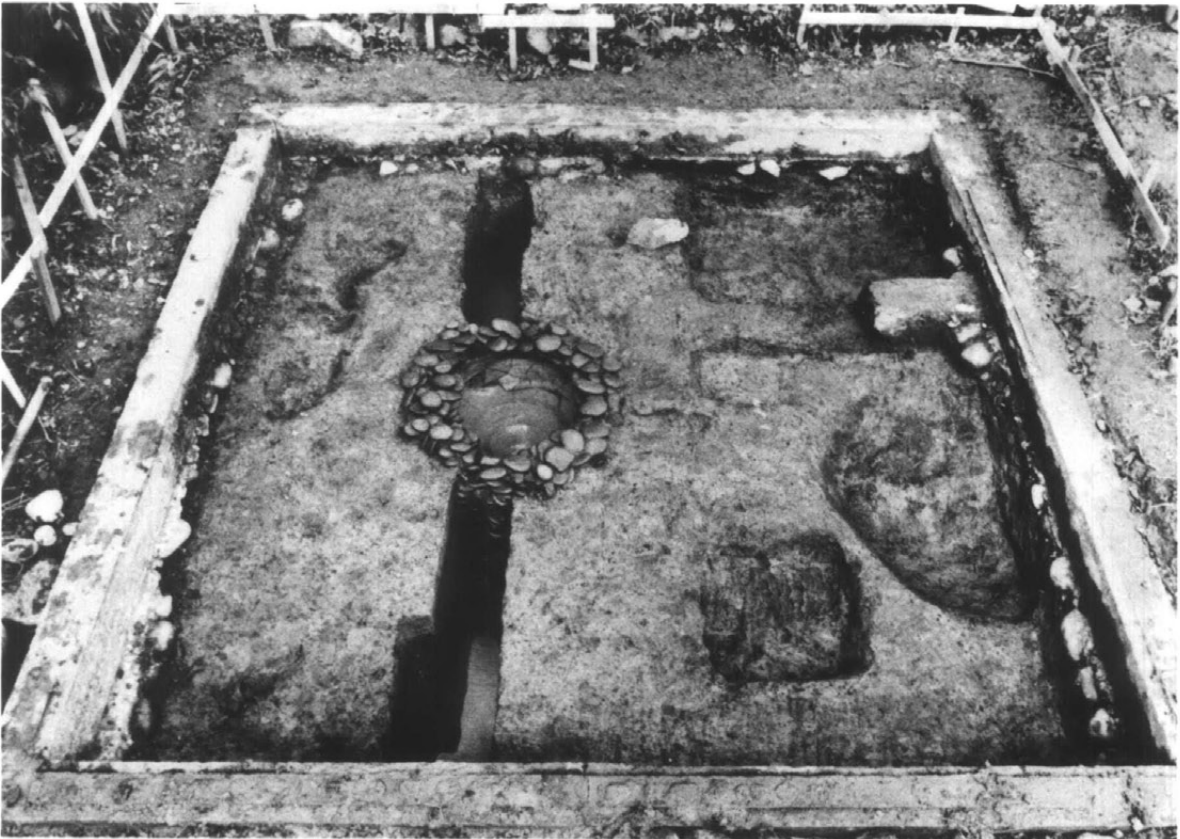


79 土台石・敷石下部

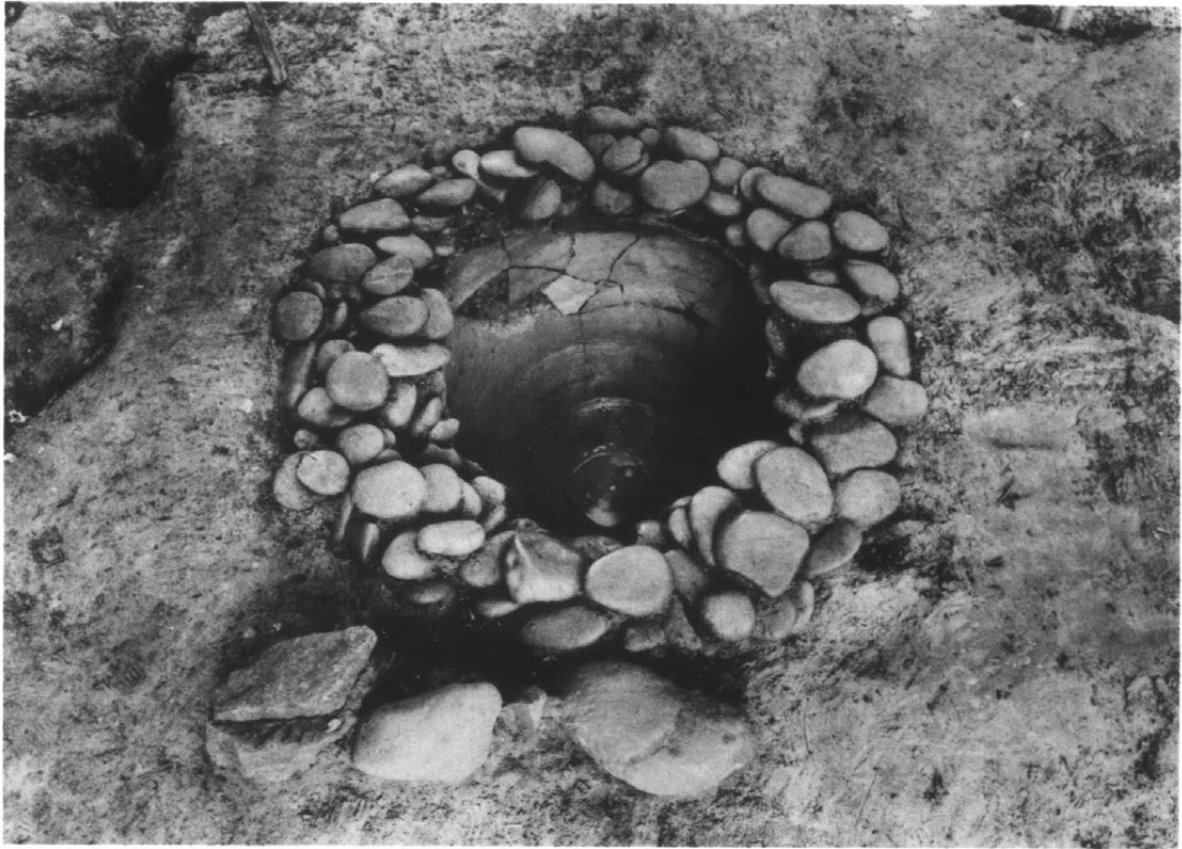




80 下部施設礫検出状態

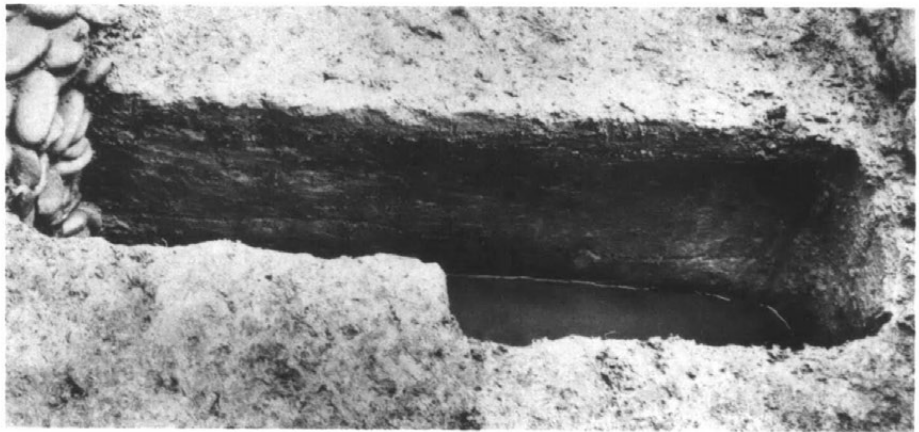


81 下部施設掘り下げ後全景



82 下部施設

83
N
ト
レ
ン
チ
断
面



84
S
ト
レ
ン
チ
断
面





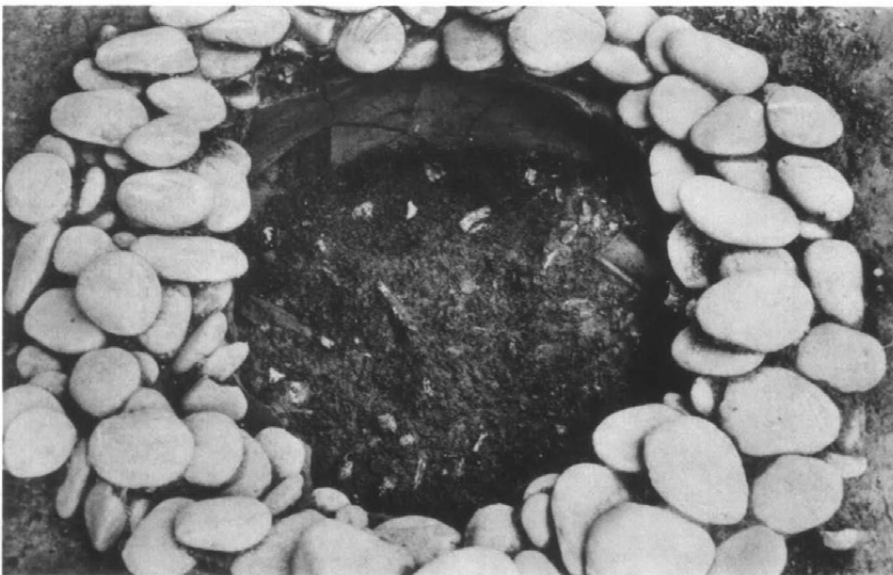
86 外護石積外面



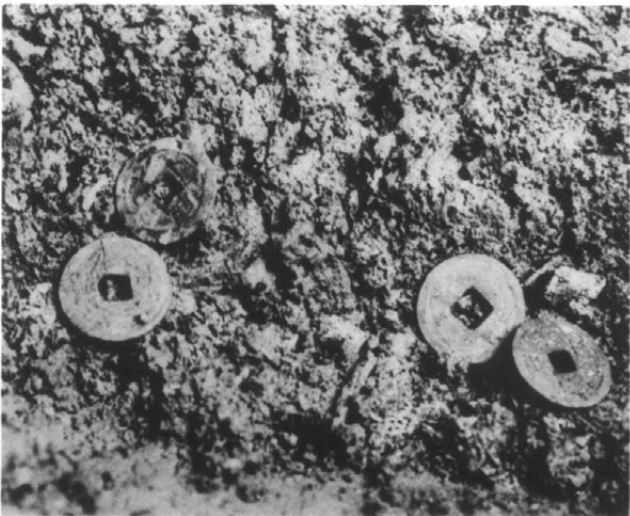
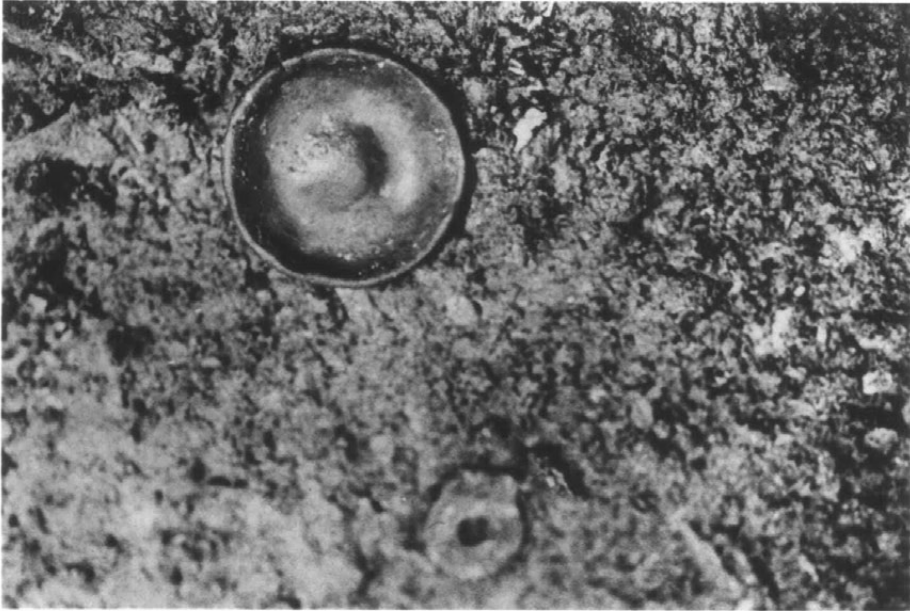
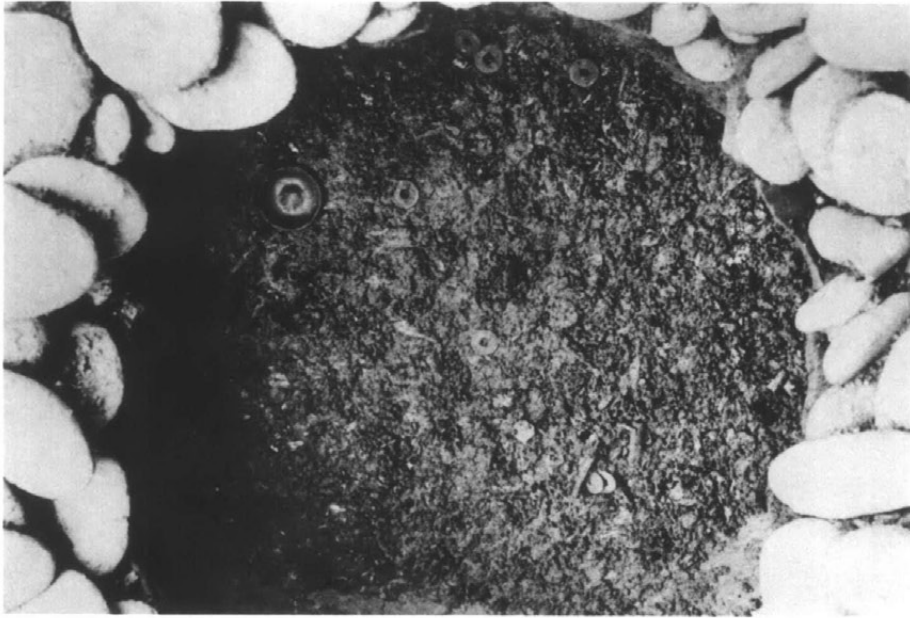
85 甕取りはずし後の状態



87 鉄釉小壺出土状態



88
焼骨出土状態

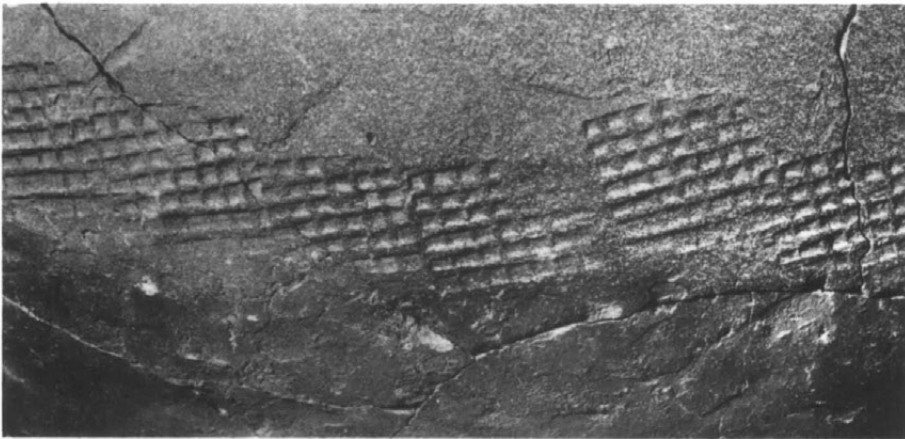


89 烧骨、土師器小皿、錢貨出土狀態

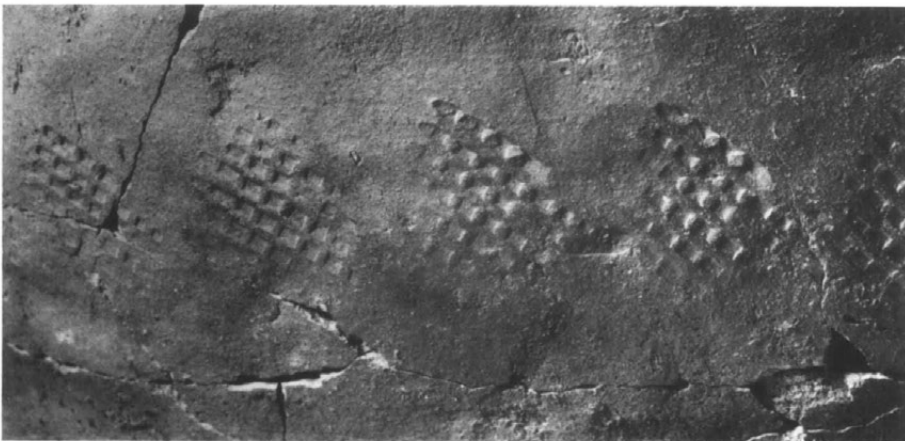


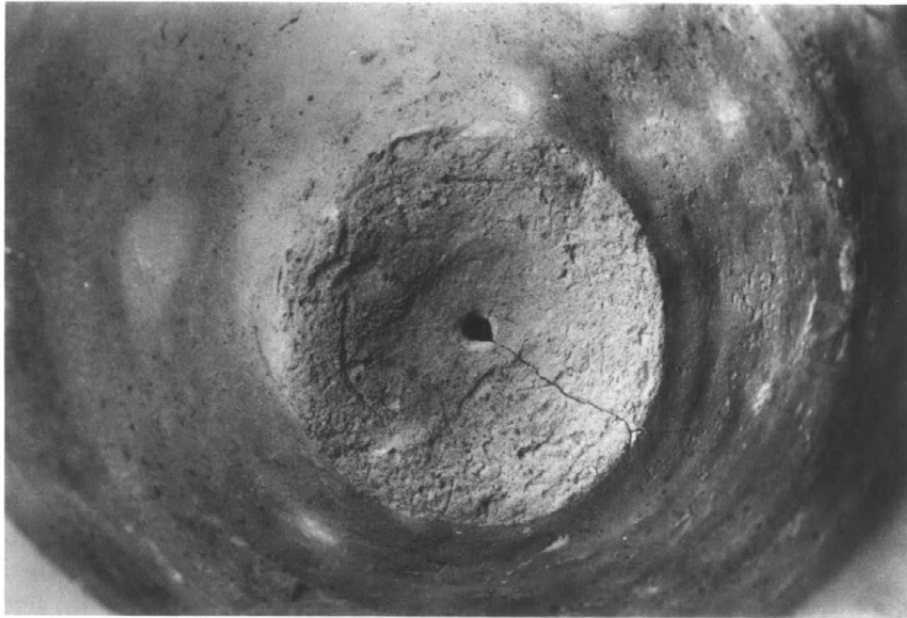
90 常滑焼大型甕

91 同肩部押印文様

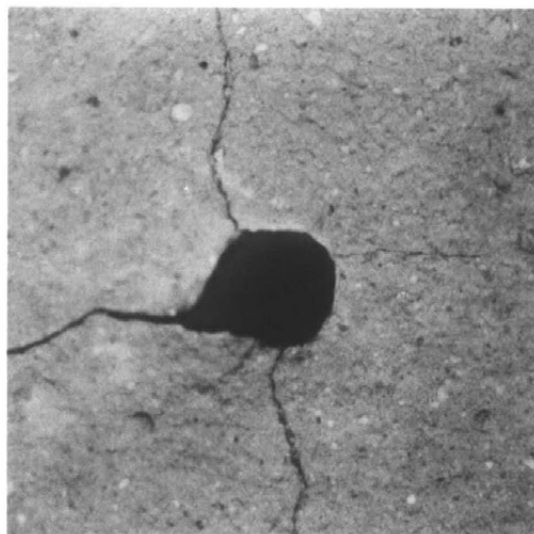


92 同胴部押印文様

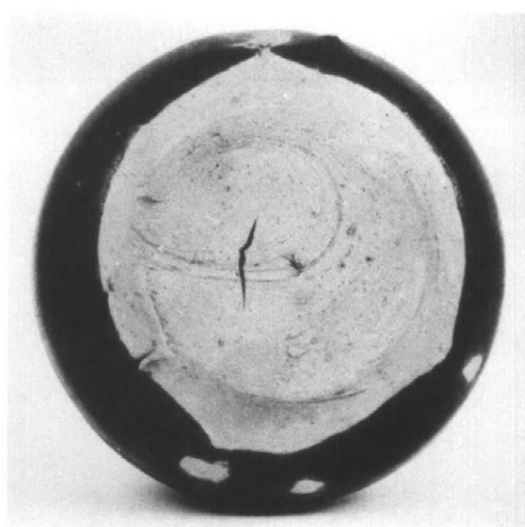




外面



内面





95 土師器小皿



96
小玉



①



②



③



④

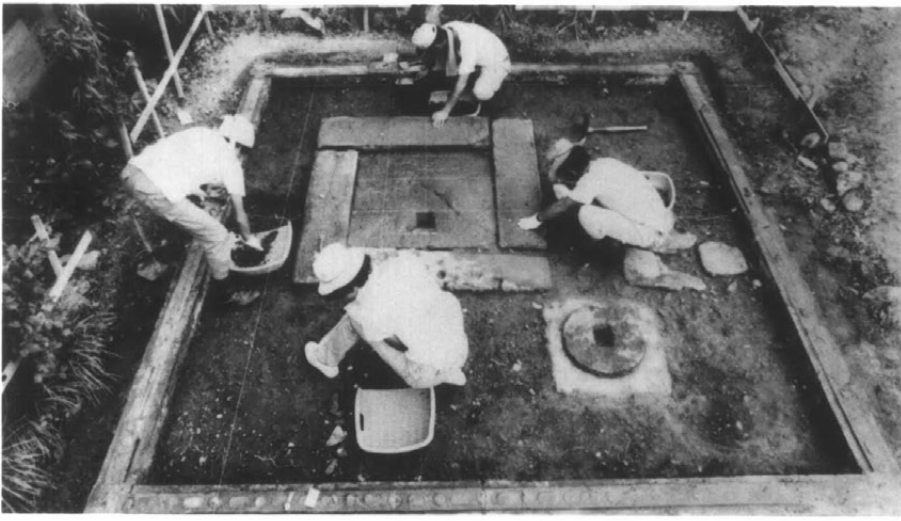


⑤



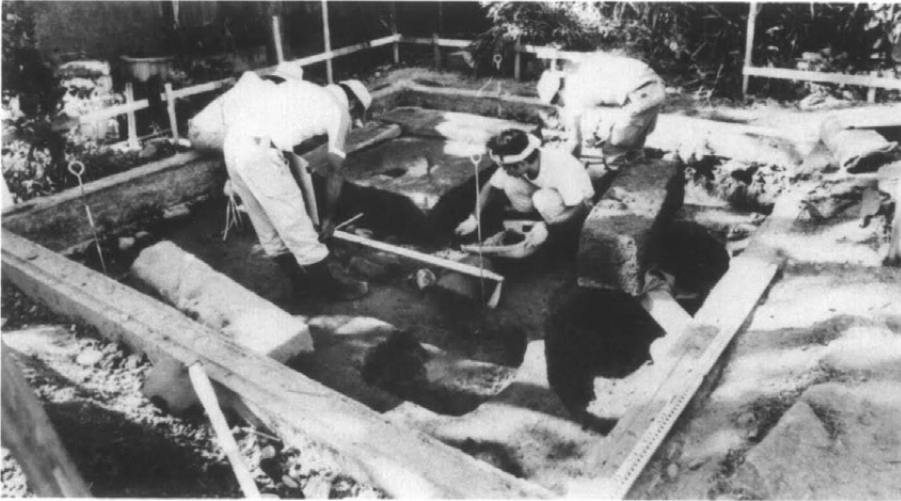
⑥

97
甕内部出土銭貨（上段表面、下段裏面）



98

トレンチ掘り



99

土台石取りはずし



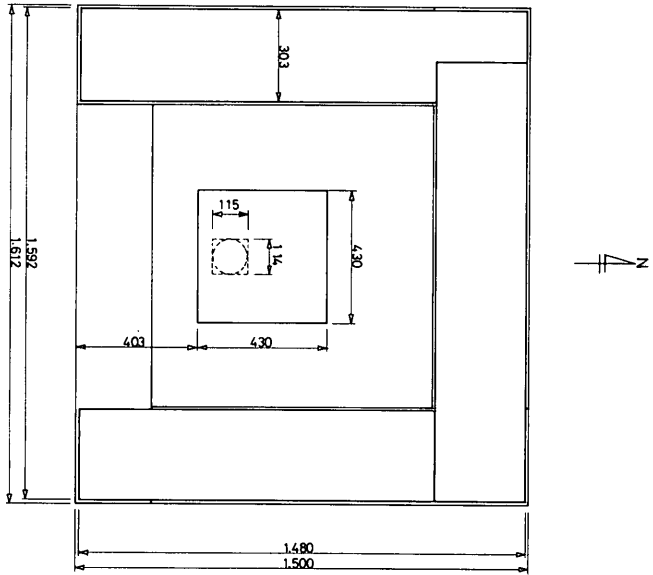
100

甕内部掘り下げ

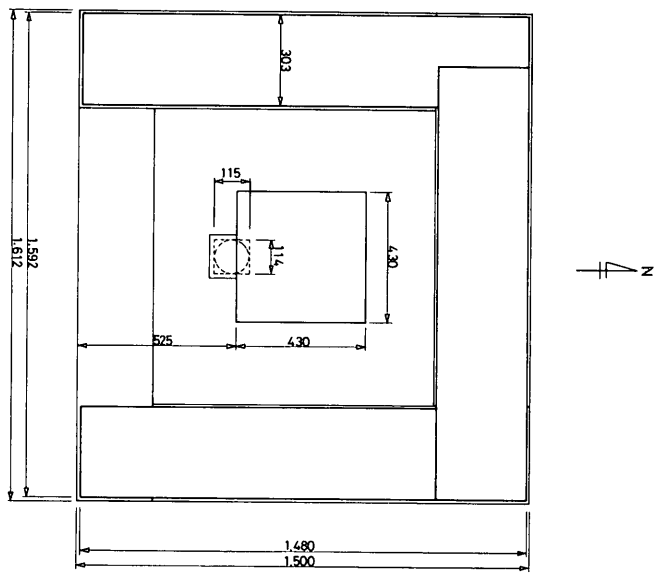
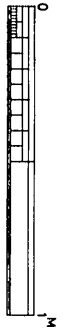


101

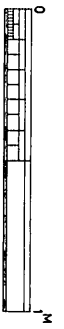
甕取りはずし



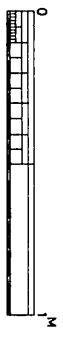
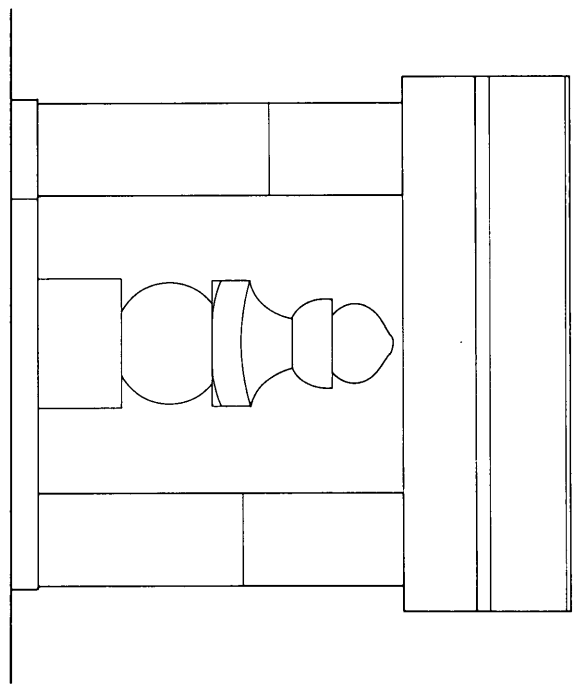
第二区 修理前平面図(右室・五輪塔)



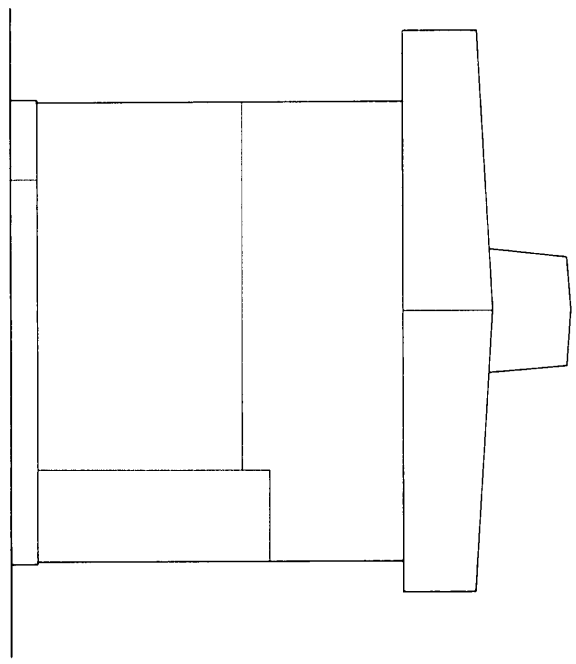
第一区 竣工平面図(右室・五輪塔)



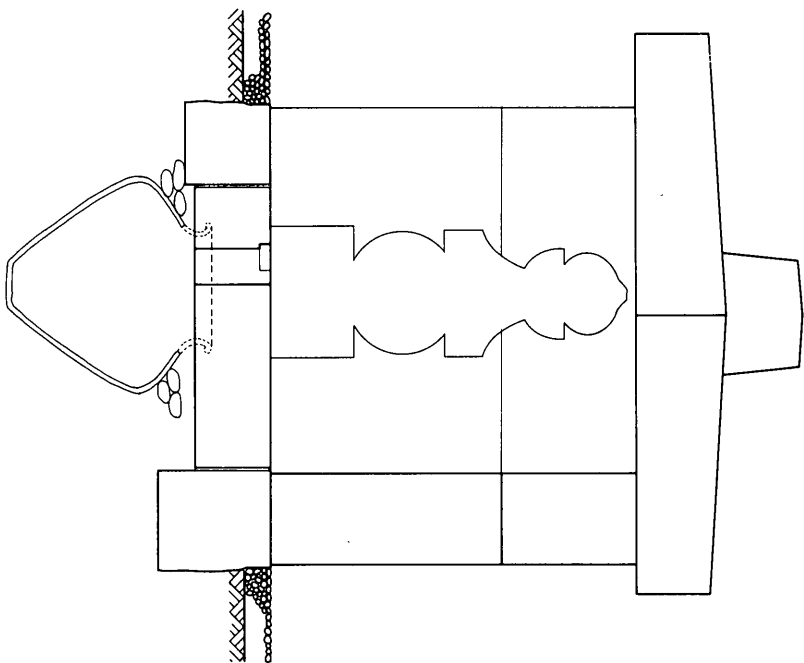
第二区 竣工 正面图 (石室·五輪塔)



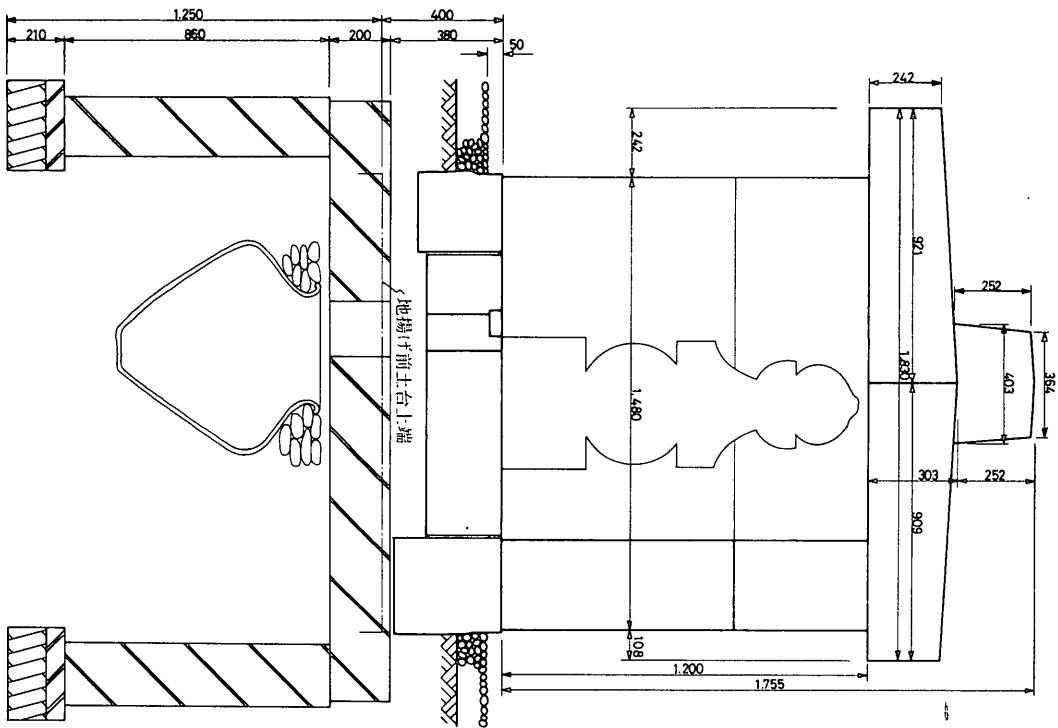
第四区 竣工 侧面图 (石室)

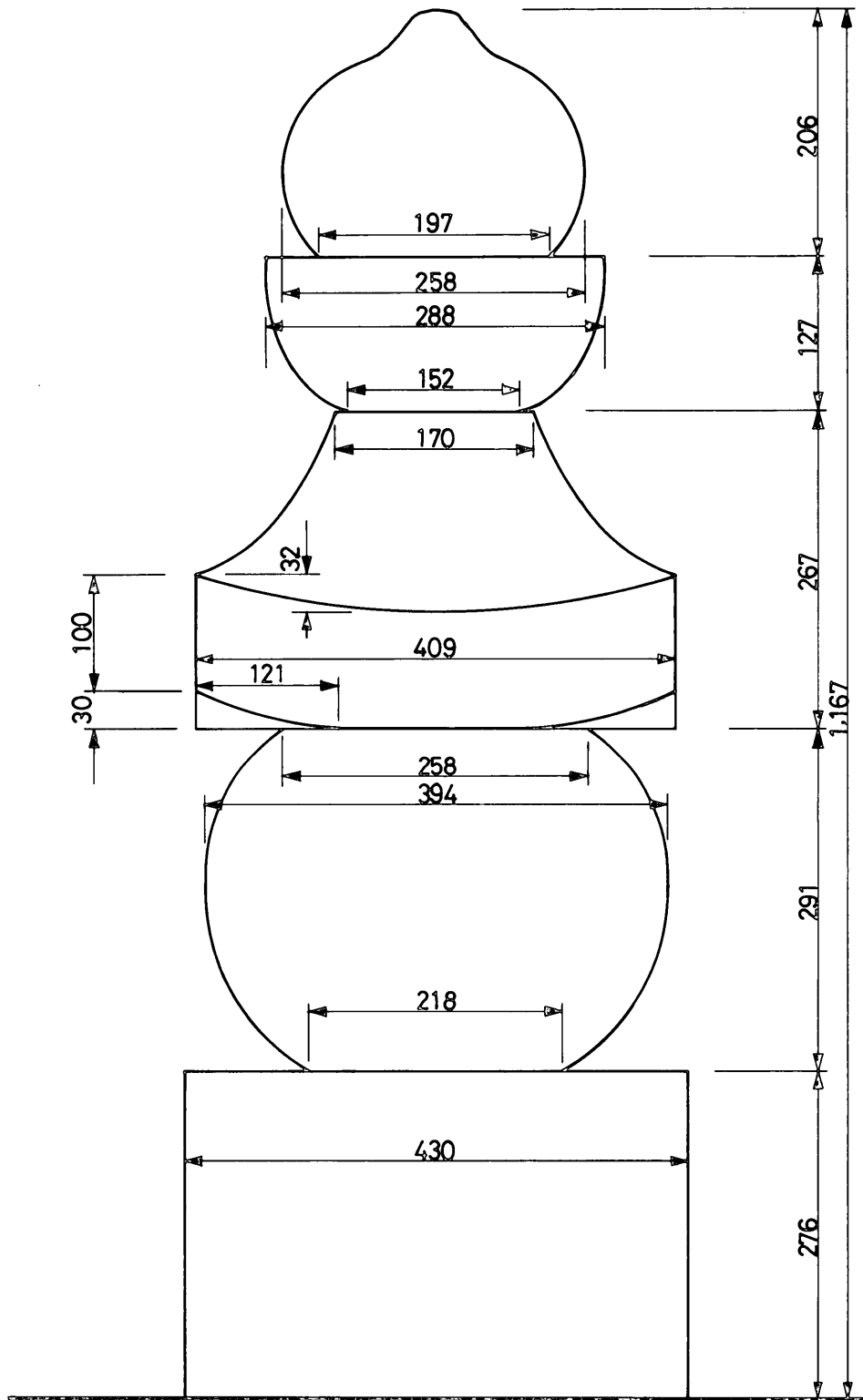


第六图 修理前断面图 (石室·五輪塔)

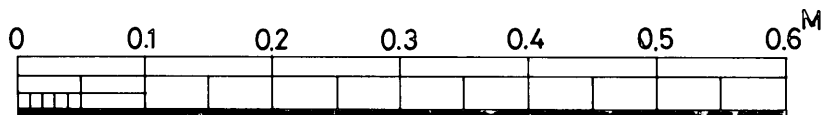


第五图 竣工断面图 (石室·五輪塔)





第七圖 竣工 立面圖 (五輪塔)



昭和六十二年三月

重要文化財文永寺石室・五輪塔修理工事報告書

編集 財団法人 文化財建造物保存技術協会

発行 重要文化財 文永寺石室・五輪塔保存
修理委員会

印刷 有限会社 真陽社
製本 京都市下京区油小路仏光寺上ル

